

## ■客員研究員研究

---

「法」・「貧困」・「ジェンダー」:法多元主義と正義へのアクセス

**佐藤 安信**

(財)アジア女性交流・研究フォーラム 客員研究員

客員研究員研究

「法」・「貧困」・「ジェンダー」：  
法多元主義と正義へのアクセス

財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム

客員研究員 佐藤 安信

共同研究者 **Pham Thi Hue, Dang Bich Thuy, Pham Thanh Van**

菅原 鈴香

## 謝 辞

本研究の実施にあたっては、多くの方々からご支援・ご協力を頂いた。ここに心よりお礼申し上げたい。(財)アジア女性交流・研究フォーラムからは、客員研究員制度を通じて、潤沢な研究助成を頂いた。ベトナム国立家族・ジェンダー研究所のチャン・ハン・ザン所長をはじめ、その所員には、共同研究の面でも、またベトナムでの様々なアレンジ面でもお世話になった。事例研究においては、ベトナム司法省、農業農村発展省、ホアビン省内の各級人民委員会、林業開発局関係者、国際協力機構のみならず、多くの方にお世話になった。また、紛争を焦点に据えるという研究の性格上、時として調査の過程でプライバシーや政治的にセンシティブな部分にも触れざるを得なく、必ずしも歓迎すべき調査やインタビューではなかったにもかかわらず、名前を伏せることを条件に調査に協力して下さった多くの方々（家事・土地紛争経験者、和解組員、女性連合職員、調査地の村の女性、困窮生活を強いられている人々等）に心より感謝申し上げたい。また、家族との時間を犠牲にしてしばしば遠隔地の村に泊り込みで調査支援をしなければならなかったサー・ティ・リエン氏、越和の翻訳を手がけてくれたブ・ティ・ホン・ミン氏、さらに、編集作業を手伝ってくれた岩瀬真央美氏他、日、越両国でお世話になった多くの方々に感謝の意を表したい。

## 要 約

本報告書は、(財)アジア女性交流・研究フォーラムから客員研究員制度を通じて助成を受けた『法・貧困・ジェンダー：法多元主義と正義へのアクセス』にかかる研究の成果を取り纏めたものである。

本研究実施の背景には以下のような問題意識がある。近年、貧困解消の重要性が高まるにつれ、国際協力においても、経済開発のみならず、保健や教育等、社会開発を射程に入れた取り組みも拡充しつつある。しかし、近年の開発議論が貧困層の「力の無さ」を強調し、彼／女らのエンパワメントの重要性を指摘しているにも関わらず、貧困層の権利の確立や権利の侵害があった場合に、その回復に大きな役割を果たすと思われる「法」との関係で貧困問題が語られることはまだ少ない。まして、ジェンダーの絡みで議論されているものはほとんどないと言ってよいであろう。他方、非西欧社会であるアジアの法整備を考えるにあたっては、移植法である近代法のみならず、慣習や伝統にもとづく「固有法」をも視野に入れた「法多元主義」に立つ考え方が重要であることが法社会学・人類学分野において明らかになりつつある。こうした近年の開発および法社会学・人類学の動向を踏まえ、西欧社会とは異なる固有の歴史・文化（つまり法文化の土台）を持つアジア諸国において、貧しい人々の「正義へのアクセス」をどのように考え、アプローチすべきかにつき、ジェンダーの視点も織り交ぜながら、検討しようとしたのが本研究である。

本報告書は、「法」、「貧困」、「ジェンダー」にかかる基本的視座を提供する総論部分、それに基づき実施された二つの事例研究、そして、今後の課題と実務への提言をまとめた結論部分から構成される。総論部分にあたる第Ⅱ章では、まず、非西欧社会における「貧困」と「法」の問題をどのように考えるべきかにつき示唆を得るため、「貧困」と「法」については先進国における「正義へのアクセス」議論を、また「法」と「文化」については、法人類学の理論的發展を概観することとした。前者に関しては、貧困層の正義へのアクセス伸張のため、法律扶助サービスの提供など国家法と裁判所を中心に据えた紛争処理へのアクセスのみならず、紛争当事者の社会関係や文化・価値観、また彼／女らの置かれた環境やニーズ（物理・経済的、心理的なものを含む）等を考慮し、国家機関以外の第三者や機関による調停や仲裁など、裁判外紛争処理の持つ可能性の再考やその活用推進にかかる動きが近年の先進国に出てきていることを指摘した。また後者の法人類学議論については、「法」を社会秩序維持と紛争処理を行うものという機能面から捉え、そうした機能を持つ「法」は、実体法と裁判制度を中心とするもののみならず、特に非西欧社会において顕著ではあるが、どこの社会にも複数あり、それらが競合的に並存していることを明らかにし、そうした現実に目を向けていくことの重要性を指摘した。こうした議論の下に、アジアにおける「貧困」・「法」・「ジェンダー」を検討する際には、まず『法』（国家法を指す狭義の法）一元論から「法」（広義の法）多元主義への発想転換の必要があることを強調した。

本章の後半部分では、続く事例研究に分析枠組み・視点を提供するため、「法」、「貧困」、「ジェンダー」にかかる基本的視座として以下4点の重要性を挙げ、議論した。その第一は、前述の「法」多元主義にかかる議論の延長ではあるが、検討領域・対象、分析概念として、実体法と裁判制度を中心とする『法』から秩序維持・紛争解決機能を持つ「法」への拡大・転換である。第二は、実体法や公式制度に限らず、ある社会で機能している半公式・非公式規範や制度をも含めて、貧困層に選択可能な紛争対応・処理メカニズムを把握するための実際的アプローチとして「紛争」への照準である。第三は、紛争が顕在化した時点のみならず、それ以前の潜在的紛争段階も含めた紛争の全展開プロセスを念頭におくことの重要性である。特に、ある時点における紛争当事者による正義追求の断念、例えば不当な行為を受けたと感じているにもかかわらず、救済要求を行わないなどの、「脱落」の把握と検討は重要である。そして第四は、各紛争処理メカニズムの有効性や限界、さらには紛争展開プロセスにおける貧困層の「脱落」の意味を、貧困層の立場・視点から、また「貧困層」の解する「アクセス」と「正義の質」の観点から行っていくとする現象学的アプローチの重要性である。「法」は往々にして国家統治の観点から議論されることが多いが、ジェンダーに配慮しつつ貧困層の「正義へのアクセス」を検討していく際には、国家の視点からの分析では不十分であり、当事者の見方・評価が重要となる。

上に述べた「法」、「貧困」、「ジェンダー」に係る基本的視座に基づき、第III章、第IV章では、ベトナムにおける「法」多元主義と紛争処理にかかる二つの事例研究を紹介した。第III章では、ベトナムで活用されている家事紛争の解決制度の分析を踏まえて、「貧困」と「ジェンダー」と「正義へのアクセス」の関係を明らかにし、その上で性差に関わらず貧困層の「正義へのアクセス」向上を図る方策を検討するための材料を提供した。そのため、本事例研究では、まず背景理解としてベトナムの近年の婚姻・家事紛争を概観し、そうした家事紛争の処理・解決制度を公式（裁判所制度）、半公式（草の根レベルの和解組による調停）、非公式なもの（慣習や習俗による紛争処理）に分けて説明し、さらに、その其々の制度につき、アクセスの程度、合意事項や審判内容執行の強制力・拘束性、さらにはジェンダー側面について評価を試みた。家事紛争の当事者は、理論的にはこれらの三種の異なる紛争処理のいずれをも選択できる。しかし、実際には、どの制度を選択するか、またその結果は、当事者の置かれた状況、力量等により大きく左右される。まず、公式制度へのアクセスに関しては、その手続きの複雑さと厳格さ、言語の問題、公的場での協議に対する違和感などの心理的要因、経済的・時間的機会費用の点から、貧困層には最もアクセスしにくいものとなっている。しかし、一度本制度にアクセスできればそこでの決定は、法的拘束力を持ち、また強制力を伴うという意味においては、紛争解決の有効性をより確保できる制度である。特に、法的手続きにのっとった正式な夫婦関係の解消を望む場合や、家庭内暴力の徹底した阻止やそこからの解放を求める場合には一番有効な紛争解決制度である。こうした有効性を持つにも関わらず、本制度による紛争処理は女性に不利に働く場合も少なくない。それは特に離婚に伴う財産分与、子の扶養義務に関して顕著である。

これに比し、半公式制度の「草の根レベルの和解」制度の最大の長所は、そのアクセスが容易であることにある。それは、この制度が地域社会に根ざし、和解組員が地域の事情を熟知し、紛争当事者が相談しやすいこと、また手続きなどはほとんど行わないと

いう心理的要素に加え、移動に係る交通費捻出の必要もなく、経済的・時間的コストがほとんどかからないということからも明らかである。しかし、和解による合意事項には法的拘束力や執行にかかる強制力は伴わず、あくまで当事者の意思にまかされているという限界も持ち合わせている。「草の根レベルの和解」という半公式制度は、ジェンダーの観点からは、男性に比べ相対的に経済的に不利な立場にある女性が正義の追求を行うことをある面支援しているといえる。しかし、他方で、男女の役割分担に関する伝統的考え方に捉われ、和解組員が母・妻という儒教の伝統にと基づく女性の役割を強調し、女性の自己実現や社会進出をあきらめるよう説得する形で事態を收拾するケースも散見され、女性の戦略的ニーズを満たすには至っていないという限界も持ち合わせている。また、半公式制度である和解組は、組員の選出、その活動に共産党が大きな影響力を及ぼしているため、共産党と良好な関係を持たない者や南部の少数民族、ベトナム語を母語としない者、また共産党の影響が希薄な辺境地にいる者にとっては、必ずしも使い勝手の良いものとは言えない。こうした集団にとっては、和解組以上に、自分の属する地域・民族・宗教共同体の長老や宗教指導者等による慣習的規範や道徳律に基づく非公式な紛争処理が、心理的にも、手続き的にも、経済的、時間的にも最もアクセスしやすいものとなっている。しかし、こうした非公式な紛争処理による合意や決定は、半公式の場合と同じく法的拘束力や強制執行力を持たない。さらに、本制度が拠って立つ共同体の慣習や慣例、長老や宗教指導者による判断基準には、ベトナム国の国家法である 2000 年の婚姻・家族法の規定と矛盾するものも存在し、特にジェンダーとの絡みでは、父権制度のもとにある共同体の下では女性に不利に、また母権制のもとにある共同体では男性に不利な形で紛争処理が行われることも多々起こっている。このように、現在、ベトナム国家は「法」多元主義を容認し、家事紛争への対処に当たり、公式、半公式、非公式三種の紛争処理を積極的活用する方向性を打ち出してはいるものの、ジェンダー配慮を伴う貧困層の正義へのアクセス伸張にあたっては、各々異なる問題を抱えている。

続く第 IV 章では、北部山岳地帯ホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の土地使用権獲得プロセスとその結果、およびそこから生じた矛盾や紛争への人々の対処・対応につき報告・検討を加えた。土地使用権配分プロセスとの関係においては、まず村人の土地使用権獲得を可能とする三種の公的性格を持つものと一種の非公式な慣習的規範をまず説明した。その第一は、1993 年の土地法に基づくものであり、主に平坦地に適用され、地方人民委員会から「土地権利承認証書」の交付を持ってその使用权が公的・法的に保証されるものである。第二に、国家植林事業 661 号（「500 万ヘクタール植林事業」）関連事業への参加により得られる限定的な丘陵地にある土地及び林産物使用权の獲得がある。第三に、ダム建設により被害を受けたコミュニンの住民を対象にした賠償の一環として行われている苗木配給とその丘陵地への植林により得られるこれも限定的な土地・林産物使用权の獲得がある。そして第四に、主に傾斜地の耕作地獲得プロセスにおいて功を奏し、焼畑移動耕作の伝統に伴って継承されてきた慣習的規範に基づく土地使用権の獲得がある。そしてこの其々の規範と手続きは、本来、特定の時代背景下において、ある目的達成のため、特定の種類の土地に適用されるべき規範と手続きであった。しかし、これらの規範と手続きは村人の行動様式に影響を与えるとともに、他方で村人により再解釈・操作され、本来適用されてはならない状況や土地に対する使用权の正当性を主張するための有効な交渉手段

として活用された。その結果、異なる規範が闘ぎ合い、村民間のパワー・ポリテックスも影響して、平坦地・丘陵地両方に関し不平等な土地使用権配分状況を作り出してしまっている。こうした中で、土地使用権獲得に関し勝者と敗者を分かち大きな要因となったのは、ジェンダーの要素以上にエスニシティーと村における居住暦の長さであった。また現在、特に不利な状況に置かれているのは、ダム建設による浸水被害を逃れてきた移住ムオン人とその子孫であると同定し、事例研究ではその理由を異なる規範の相克と言う観点から説明している。

異なる規範や手続きが同時期あるいは異なる時期に十分な調整過程を経ずに、恣意的あるいはそうした意図を持たずに適用された結果、使用权の不平等分配のみならず、土地使用に関しさまざまな矛盾と問題が生じ、それらは現在に至るまで潜在的・顕在的紛争の要因となっている。本事例研究の後半部分では、こうした潜在的・顕在的紛争に焦点をしばり、村人がそれにどのように対処・対応しているのかを貧困・ジェンダーの観点も絡めて検討した。そしてその特徴、傾向として以下を挙げた。まず、村人は、村内外の第三者介入を前提とする公式な紛争処理を忌避する傾向にある。そしてそれは、村人の置かれた「貧困」状況、即ち、「経済的貧しさ」、「政治力・交渉力のなさ」、「物理的・社会的孤立」と密接に関連しており、公的紛争処理手段はアクセスすることが難しいことを示している。村人はこうしたことから、第三者に依存せずに紛争を解決する方向、即ち、回避、実力行使、相対交渉という処理手段を選択することとなる。これらは、自身のみでの決定、あるいは紛争当事者間のみでのやり取りのため「アクセス」の観点からは容易だが、「紛争の展開とその結果」および「正義の質」の面では、紛争解決の有効性に疑問が残るものである。それは、当事者が納得する形で紛争が解決されているものはほとんどないこと、また、多くの場合、立場の弱い者、すなわち、検討してきたケースにおいては移住民と女性が世帯主である世帯（FHH : Female-headed Household）に不利な結果を招いているからである。また、実力行使の一環として、地元民と移住民の間では、規則からはずれる形で植林を行うことにより丘陵地の使用权の掠め取りが少なからず行われている。しかし、それは造林目的ではなく、耕作地確保のための植林であり、そのため、植林後数年後に木を伐採し、畑地に戻す事態が散見される。こうした行為自体、さらには、生活の糧を得るための天然林資源の違法伐採など、法に抵触する可能性のある行為を行っている者もあり、それが村人の行政への心理的距離をさらに大きくし、第三者介入を前提とするより公式な紛争処理形態の選択を避け、事態の根本的解決を先延ばしにするという悪循環を形成しているとも言えるであろう。

第V章では、以上までの議論を総括するとともに、今後の課題と実務への示唆を議論した。貧困は、経済的な問題だけでなく、社会的、政治的、文化的、そして法的な問題でもあり、また、排除の論理の作用により再生産される構造的問題の一つでもある。本研究では、こうした貧困の本質を考察する上で、その実相が見えやすい紛争処理を切り口とした。事例の検討から公式なシステム、すなわち司法は、貧困層には利用するには様々な困難があることがわかった。またそこには様々なジェンダー・バリアーやバイアスがあることも指摘した。非公式システムは、逆に利用することはできても正義の質が問題で、つまり権力関係に絡みとられることにより、社会的弱者に抑圧的な形の紛争処理となることが危

惧される。中間形態である半公式システム、草の根の和解組による紛争処理は、近代法と固有法の折衷の可能性が期待される。しかしながら、行政による組織化は、司法の独立による公正な裁判へのアクセスを阻むことになる可能性があり、地方行政の権力者、共産党の支配の強化による不当な政治的処理を招来する恐れも否定できない。いわゆる「二流の正義」を拡大するに過ぎないことになり、弱者とされる人々は所詮泣き寝入りを余儀なくされるということにもなりかねない。

このように、彼／女らの正義へのアクセスを向上させるには、いずれの類型も決め手とはならない。これらは通常一つの包括的システムに組み込まれているわけではないが、これらの選択・適用に当たっては何らかの相互作用が想定される。その相互作用を無秩序あるいは無調整なものとして放置するのではなく、相互補完的な関係に高め、法多元主義に立った多層的な法規範を機能的に統合した包括紛争処理システムで、彼／女らの主張を掬い取る仕組みを構想する必要がある。弱者とされる人々が自らの権利を実現するための有効かつ身近な手段は、法であるべきである。法的にエンパワメントするための法律扶助の拡充支援が求められる所以である。ただし、ここでいう法律扶助は、国家法または近代法を基盤としたものだけではなく、現地の伝統法、「慣らわし」などの固有の規範を含む複合的なものを射程に入れたものであることを忘れるべきではない。先進国の弁護士や法律扶助制度の単なる輸出や移植であってはならない。つまり外部者はまず現地のコンテキストを理解し、ジェンダー・バイアスを含む現地の法を学ぶことを通じて、現地の人々、特に社会の周縁に位置する貧困層の置かれた状況を理解し、その上で彼／女らの視点から何が求められる「正義」であり「法」なのかをともに探る努力が求められる。その上で、現在の国家法や公式制度との齟齬や矛盾を同定し、それらを貧困層の権利および正義の確立の観点から改善・改革することが重要となる。同時に、こうした法律扶助制度を貧困層がより有効に活用できるよう、それへのアクセスを阻んでいる障害を取り除くための支援も欠かせないであろう。それには、彼らと一緒に苦闘するという長期のコミットメントが求められているといえよう。そしてそのめざすべき方向は必ずしも先進国のモデルではなく、各国各地域において多様であり、新たな創造への挑戦であることを我々は深く自覚すべきであろう。

本研究は、萌芽的研究の域を出るものではなく、今後さらなる議論の精緻化が求められる。しかしながら、本研究が、「法」、「貧困」、「ジェンダー」、そして「開発」と「文化」にかかる今後の研究、そして政策や実務の方向性を探る一助となることを願うものである。



## 目 次

I.	はじめに .....	1
	佐藤安信、菅原鈴香	
I I.	総論：「法」多元主義と「正義へのアクセス」 .....	3
	菅原鈴香	
1.	はじめに .....	3
2.	『法』一元論から「法」多元主義へ .....	4
2-1	「貧困」と「法」：「正義へのアクセス」運動からの示唆 .....	5
2-2	「法」と「文化」：法人類学議論からの示唆 .....	6
2-3	「法」多元主義に基づく「正義へのアクセス」議論の必要性 .....	8
3.	「法」多元主義に基づく「正義へのアクセス」を検討するための基本的視座 .....	9
3-1	検討領域・対象、分析概念：『法』から秩序維持・紛争解決のための「法」 .....	9
3-2	「紛争」への照準と貧困層に選択可能な紛争対応・処理制度の把握 .....	10
3-3	紛争の展開プロセスと貧困層の「脱落」 .....	12
3-4	アクター・オリエンテッド・アプローチの必要性 .....	14
I I I.	事例研究 1：ベトナムにおける婚姻・家事紛争にかかる紛争処理と正義へのアクセス .....	17
	Pham Thi Hue, Dang Bich Thuy, Pham Thanh Van	
1.	はじめに .....	17
2.	家事紛争の概観 .....	17
2-1	提訴件数 .....	17
2-2	家事紛争類型 .....	18
2-3	離婚状況 .....	18
3.	家事紛争の解決制度 .....	20
3-1	公式制度 .....	20
3-2	半公式制度 .....	27
3-3	非公式制度 .....	30
4.	家事紛争解決制度の評価 .....	34
4-1	公式制度 .....	34
4-2	半公式制度 .....	41
4-3	非公式制度 .....	45

5. 結論 .....	48
I V. 事例研究 2 : ベトナム北部山岳地帯ホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の 土地権利獲得プロセスとその結果から生じた潜在的・顕在的紛争への対応・対応 .....	50
	菅原鈴香
1. はじめに .....	50
2. フィールドワーク・サイトの風景 .....	51
3. 土地権利獲得プロセス : 異なる規範と手続の闘ぎ合い .....	53
3-1 土地の種類 : 公的分類 対 村人の見方 .....	53
3-2 土地権利獲得を可能とする四種の異なる規範と手続 .....	56
3-3 土地権利獲得にかかる村人のプラクティス : 異なる規範・手続の闘ぎ合い .....	59
4. 土地使用にかかる潜在的・顕在的紛争とそれへの対応・対応 .....	64
4-1 土地権利配獲得が困難であった人々、及び FHH が直面した矛盾、潜在的・ 顕在的紛争とそれらに対する対応・対応 .....	65
4-2 紛争処理メカニズム選択と紛争展開プロセス・結果にかかる傾向と特徴 .....	69
5. まとめ .....	78
V. 結論と提言 .....	81
	佐藤安信
【参考資料】 .....	83
【参考文献リスト】 .....	85

## I. はじめに

本報告書は、(財)アジア女性交流・研究フォーラムから客員研究員制度を通じて助成を受けた『法・貧困・ジェンダー：「法」多元主義と正義へのアクセス』にかかる研究の成果を取り纏めたものである。

本研究は、貧困問題を開発が取り組むべき最重要課題の一つと位置づけ、以下のような現状認識、問題意識のもとに実施された。近年、貧困解消の重要性が高まるにつれ、経済開発分野のみならず、保健や教育等、社会開発分野での取り組みも拡充しつつある。しかし、近年の開発議論が貧困層の「力の無さ」を強調し、彼/女らのエンパワメントの重要性を指摘しているにも関わらず、貧困層の権利の確立や権利の侵害があった場合に、その回復に大きな役割を果たすと思われる「法」との関係で貧困問題が語られることはまだ少ない。まして、ジェンダーの絡みで議論されているものはほとんどないと言ってよいであろう。他方、非西欧社会であるアジアの法整備を考えるにあたっては、移植法である近代法のみならず、慣習や伝統にもとづく「固有法」をも視野に入れた「法多元主義」に立つ考え方が重要であることが法社会学・人類学分野において明らかになりつつある。こうした近年の開発および法社会学・人類学の動向を踏まえ、西欧社会とは異なる固有の歴史・文化（つまり法文化の土台）を持つアジア諸国において、貧しい人々の「正義へのアクセス」をどのように考え、アプローチすべきかにつき、ジェンダーの視点も織り交ぜながら、検討していこうとしたのが本研究である。

具体的には、本研究は以下を明らかにすることをその目的として実施された。第一に、文献調査を通じ「貧困層の正義へのアクセス」にかかる議論を概観し、アジア諸国の貧困層の「正義へのアクセス」をジェンダーに配慮しつつ考える一つの契機とする。第二に、ベトナムを事例として、性差による違いにも注意を払いながら貧困層にアクセス可能な紛争処理手段につき、公式法・制度に基づくもののみならず、こうしたものと並行して存在・機能している、あるいは近年復活・強化されつつある半公式、非公式規範や制度も含めて、鳥瞰図を描く。また、各紛争処理手段を、貧困層の視点、さらには男性・女性の視点より、再評価し、彼/女らの正義へのアクセスを確立するにあたっての可能性、限界、課題を明らかにする。第三に、上記の文献調査および事例研究の結果から、非西欧文化圏であるアジアにおいてジェンダーに配慮しつつ貧困層の「正義へのアクセス」伸張を可能とするため、研究分野と実務分野に分けて今後の課題を明らかにすることである。

そのため、本研究実施の方法の選定にあたっては、文献調査のみならず、紛争当事者や経験者、また紛争処理にかかわった者へのインタビューや、長期間の参与観察型フィールド調査なども加え、日越の研究者による共同研究という形を採った。また、研究課題が多岐の分野に渡るため、研究チームも、法学、ジェンダー研究、人類学をそれぞれ専門とする者で構成し、それぞれの知見を持ち寄ることとした。さらに、「法」については、国家の視点からの議論が多いところであるが、本研究では、貧困層の「正義へのアクセス」を考

えることが目的であるため、貧困層自身の物の見方・評価を重んじる現象学的アプローチを事例研究において重視することとした。

本報告書は以下のように構成される。続く第Ⅱ章では、非西欧諸国において「貧困層の正義へのアクセス」をどのように考えていけばいいかにつき一視座を提供するため、「貧困」と「法」については先進国における「正義へのアクセス運動」にかかる議論を、また、「法」と「文化」については法人類学の議論を概観する。そしてその後、具体的事例を分析するための基本的枠組みと視座を提供する。第Ⅲ章は、第Ⅳ章は、そうした分析枠組み・視座を念頭に分析を行ったベトナムにおける二つの具体的事例研究である。第Ⅲ章では、家事紛争に焦点を絞り、その紛争処理形態につき、裁判所を中心とする公式の紛争処理制度、和解組による調停という半公式制度、そして村の長老や慣習にもとづく非公式の紛争処理を含めて鳥瞰図を描き、貧困層、ジェンダーの視点から、それぞれの制度のアクセスと正義の質を検討する。第Ⅳ章では、ベトナム北部山岳地におけるフィールド調査をもとに、そこにおける土地使用权獲得プロセスを「法」多元主義の観点から分析し、また異なる規範の相克から生ずる矛盾、紛争に人々がどのように対処しているのか、またそこにおける紛争処理形態の選択傾向と特徴、その理由を明らかにしている。そして、第Ⅴ章で、以上の議論を総括した上で、今後、ジェンダーの視点を盛り込みながら、アジアにおける貧困層の正義へのアクセスを検討・伸張していくための課題を明らかにし、それに向けての示唆を提供する試みとしている。

本研究は、萌芽的研究の域を出るものではなく、今後さらなる議論の精緻化が求められる。しかしながら、本研究が、「貧困」、「法」、「ジェンダー」、そして「開発」と「文化」にかかる今後の研究、そして政策や実務の方向性を探る一助となることを願うものである。

## I I. 総論：「法」多元主義<sup>1</sup>と「正義へのアクセス」

### 1. はじめに

本稿は、「貧困」問題を開発分野において取り組むべき最重要課題の一つとして位置づけ、非西欧社会であるアジア諸国において、「貧困」、「法」の問題にどのように接近すべきかにつき「ジェンダー」側面にも配慮しながら一視座を提供するものである。ここでは、まずその問題意識を明らかにしておきたい。

まず「法」を取り上げる理由は、貧困層の生活と「法」には密接な関係があり、また、貧困解消における「法」の役割は大きいと思われるにも関わらず、それが近年の開発議論・実務に十分に反映されていないという現状認識による。「貧困」の根源的要素の一つは様々な面での「力の無さ」である。そのため、貧困層は他の階層に比し、不当な行為や不正義を受けやすいのみならず、権利の侵害があった場合にも「法」の保護や正義の確立を求めることが難しい状況に置かれている<sup>2</sup>。逆に言えばこのことは、貧困脱却に向けての貧困層の「力づけ」の一環として、彼／女らの権利を確立し、その侵害があった場合には、正義を求め、自らの権利と尊厳を回復する手立てを保障する実効的な「法」の存在と役割がいかに大きいかを示しているとも言えるであろう。しかし、近年の貧困議論が「法」との関係でなされることは少なく、「法」についての言及がある場合には一般論にとどまっている。他方、近年拡大されつつある法整備支援についても、その議論や支援の方向性は市場経済化促進を目指したものであり、「貧困」との絡みで「法」が検討されることはまだ少ない。またジェンダーに関しても、男女平等・参画社会構築との関係で「法」が議論されることは稀ではなくなり、また法以外の分野、例えば教育や農業分野等の政策や開発事業におけるジェンダー分析や配慮はかなりの程度行われるようになったものの、「貧困」と「法」の問題にジェンダーの観点も絡めて迫っていこうとする試みはまだ非常に限られていると言わざるをえないであろう。こうした問題意識より、「貧困」と「法」への接近法をジェンダーの観点もある程度反映させながら検討していこうとするのが本稿である。

しかし、こうした問題を探るにあたっては文化への照射が不可欠であることもここで言及しておかなければならない。第一に、国際協力・開発分野は、「異文化」との関わりが前提になるということである。「文化」を「価値と意味の体系」として捉えるならば、異なった歴史を持つ社会には、当然異なった意味や価値の体系が醸成される。勿論、多くの途上

---

<sup>1</sup> 本章の2節で説明するように、ここでは、国家法に代表される公式法の運用制度を『法』とし、他方、実定法や裁判制度に限らず「個人や集団の権利保障と社会秩序維持および紛争処理を行う規範と制度」を「法」として使い分けている。そのため、この両者の性格の違いを強調するため、本研究の理論的土台を提供する本章においてだけ、法多元主義を「法」多元主義として表記している。

<sup>2</sup> 例えば Anderson (1999), Beck (1994), Kerkvliet (1990), Scott (1985,1990), Scheper-Hughes (1992), 他の民族誌他、World Bank (2000, 2001)参照。

国は植民地統治を経験し、また近年加速しているグローバル化の中で西欧近代思考にさらされており、互いに理解不可能な程距離のある文化の存在を想定するのは不可能であろう。しかし、だからといって全ての社会の価値や意味の体系、またそれを具現化した行動様式や意識、さらには制度が同じであると想定するのも危険である。異なった歴史や世界観に基づく「文化」は、「法」分野に関しても、異なった権利意識や紛争処理に係る規範や制度、それらへの評価を生み出すことを念頭に置いておかなければならない。第二は、現在の開発議論や政策は、その歴史の中で様々な微調整を経つつも、全般的に西欧近代社会をモデルとした近代化論に傾斜している。また、単に傾斜しているのみならず、西欧近代社会は数ある社会類型の中で、歴史上・文化上、特異な一ケースにすぎないという視点を見失っており、自らを相対化する姿勢に欠けている。このことは、「異文化」社会を理解する上で大きな制約となる。例えば、「法」分野で言えば、西欧先進国で一般に捉えられているように、実定法や裁判制度のみを「法」領域として扱う『法』一元論的思考は、機能面から見れば「法」として認知され、途上国で実際機能している多くの規範や制度にも目を向け、検討していこうという発想にはつながりにくい。このように、「異文化」との関わりを前提とする国際協力・開発においては、「文化」へのまなざしは不可欠のものであろう。

以下、「異文化」にある「貧困」と「法」の問題への接近法を「ジェンダー」側面にも配慮しながら検討していく。まず次節において、貧困層の「正義へのアクセス」を検討するにあたり、本稿の第一の主張点である『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要性を論じたい。続く第3節では、「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセス伸長のため、その第一段階としてどのようにしてある社会の現状を理解するかにつき基本的視座を提供したいと思う。

## 2. 『法』一元論から「法」多元主義へ

ここでいう『法』一元論とは、「法」を、国家が制定した（近代的）実体法と国家管理の下にそれを適用・運用する諸制度（裁判制度やそれに付随する弁護士、検察官、裁判官等の法律専門家登用制度等々）と捉え、それらのみを法領域とする見方である。こうした立場にたてば、貧困との絡みで検討されるべきは、実定法の内容や裁判制度、あるいはその手続が、貧困層の権利やアクセスを保障するものとなっているかということになる。勿論、こうした公式法や裁判制度上の問題を検討していくことは不可欠であるが、貧困層の権利保障や紛争解決、特に、それを非西欧社会であるいわゆる途上国のコンテクストで考える場合には、より広範かつ多層的な領域を「法」として捉える「法」多元主義の視点が必要である。ここでは、何故こうした『法』一元論から「法」多元主義への発想転換が必要なのかを、二領域の議論、すなわち先進国における「正義へのアクセス運動」の動向、及び「法人類学」の議論からまず明らかにしたい。前者は、1970年代後半から主に先進国を中心に推し進められてきたものではあるが、「貧困」と「法」を考える上で示唆に富むと思われる。また後者は、人類学が異文化を扱うところから、その初期から潜在的に「法」多元主義的思考を醸成、発展させる土壌を持っていたと言え、その理論的・方法論的發展を概観することは、特に「法」と「文化」への接近につき重要な視点を提供すると思われる。

る。なお、すでに明らかになりつつあると思うが、本論の中で、『法』（二重かぎ括弧つき）は、「国家が制定した実定法と国家管理の下にそれを適用・運用する裁判を中心とした紛争処理制度」を指すものとし、他方、「法」（普通のかぎ括弧）を、実定法や裁判制度に限らず、その機能面から「個人や集団の権利保障と社会秩序維持および紛争処理を行う規範と制度」というより広範な概念として使うことにする。

## 2-1 「貧困」と「法」：「正義へのアクセス」運動からの示唆

「正義へのアクセス」という言葉を法律分野で定着させる大きな契機となったのは、カペレッティ（M. Cappelletti）とガーズ（B. Garth）により1978年に著された「正義へのアクセス：権利実効化のための法政策と司法改革」（Access to Justice: The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective）であろう。本論文は、先進国の動向をまとめたものであり、且つ、20年程前に書かれたという限界はあるものの、その後の各国での「正義へのアクセス」運動に理論的基盤を与えたこと、また、ここで主張する「法」多元主義との関連で、裁判以外の紛争処理の可能性をも検討する必要性を訴え、先進国における現在の代替的紛争処理（Alternative Dispute Resolution: ADR）運動推進の一要因ともなったと言う点で重要である。ここでは、彼らの議論を整理することにより、「貧困」と「法」に関し、何故「法」多元主義的発想が重要となるのかを検討したい。

まず、二人は、法制度（権利実現の場としての制度、公権的な紛争解決の場としての制度の双方もしくは一方）が少なくとも二つの条件を満たさなければならないという認識から出発している。その第一は、制度はすべての人々にとって等しくアクセスが容易なものでなければならないというもの、そして第二は、それは、個別的にも社会的にも正しい結果をもたらすものでなければならないというものである。「正義へのアクセス」はまさにこの第一の側面に関わるものであるが、訴訟に要する経済的・時間的コスト、資力・法的能力・訴訟経験の有無などに見られる当事者の力量にかかる差等の要因から、現在の『法』制度が、「正義へのアクセス」という観点から、様々な面で力量を欠く貧困者にとってとりわけ不利なものとなっていると指摘している。

それでは、貧困層が「正義へのアクセス」を確保する手立てはないのであろうか。二人は、少なくとも1965年以降の西側諸国については、正義へのアクセス伸長を図る三つの波（アプローチ）が台頭してきたとし、今後はその中でも彼らが「包括的アプローチ」と呼ぶ第三の波がますます重要性を増すであろうと指摘する。第一の波は、高価な法的サービスを貧困者へも提供しようという法律扶助である。しかし、法律扶助には以下のような限界があることも指摘している。第一に制度が実効的であるためには、大人数の弁護士を必要とすること、第二に、資力のない人へのサービス提供には資金援助が不可欠であり、本制度の活用には莫大な費用がかかること、第三に、少額請求のケースの場合、裁判費用が係争価額に比し高額すぎ、紛争処理に向けてのインセンティブとならないことなどである。第二のアプローチは、消費者問題や環境破壊などに関連する拡散した集合利益をいかに法的に代理し、「正義へのアクセス」を確保するかが焦点となったものである。それまで訴訟は個別的権利に関する二当事者間の事柄にすぎないと把握され、拡散利益を国家によらないで私的に保護する余地はなかったところを、拡散利益に特有の性質と制度的矛盾を明ら

かにし、様々な立法改革、制度改革への動きや世界規模での公益訴訟運動を活発化させることにつながった。

第一、第二の波における諸改革のねらいは、それが個人であれ、集団であれ、そのままでは代表されない、または代表の不十分な利益のために効果的な法的代表を見出すことであった。すなわち、裁判へのアクセスをどう確保するのかという問題が焦点になっていた。その意味では、先に『法』一元論について指摘した『法』一国家が制定した実定法とそれを適用・運用する裁判を中心とする諸制度一を問題領域と設定し、それに関する、あるいはその内部での改革を推進してきたと言えるであろう。しかしながら、二人が今後ますます重要性を増すと指摘し、「正義へのアクセス」に関する「包括的アプローチ」と呼ぶ第三の波は、こうした『法』領域内での改革にとどまらず、より広範な領域をも射程に入れた改革の試みである。具体的には、次節でも触れる国家機関以外の第三機関や第三者による調停や仲裁など、裁判外紛争処理の持つ可能性の再考やその活用推進である。こうした新しい改革を求める動きの背景には、裁判を中心に据える現在の『法』制度が提供する正義確立のプロセスが、貧困層を含め、権利の保障や紛争解決を求める当事者の置かれた状況にそぐわず、彼／女らのニーズ（物理的、心理的両者を含む）を十分に満たしていないという現状認識がある。「正義へのアクセス」の第三の改革の波は、貧困層に限らず、問題解決を求める紛争当事者の社会関係や文化・価値観、係争事項の性質、許容される時間的・物理的コスト等を包括的に検討することにより、第一・第二の波が問題としてきた裁判へのアクセスのみならず、裁判外紛争処理をも射程に入れて、当事者にとり最も効果的な紛争解決手段の検討とそれへのアクセス伸長を図っていこうという試みだと言える。このように、貧困層を含め広く「正義へのアクセス」を確立するためには、先進国の動きを見ても、『法』一元論から「法」多元主義への脱却を迫られていると言えるであろう。

## 2-2 「法」と「文化」：法人類学議論からの示唆

上の議論は、西欧先進国の動向に立脚した上で、『法』一元論から「法」多元主義への発想転換の必要を説いたものであるが、こうした「法」多元主義的発想は「文化」の側面についての考察からも不可欠と言える。何故なら、アジアを含め「途上国」と言われる地域の多くは非西欧文化圏にあり、そこには、植民地化、近代化、グローバル化の中で変容を遂げながらも、長い歴史を通じて生まれ、また脈々と受け継がれてきた固有の「文化」が存在し、それは当然「法」領域にも影響を与えているからである。ここでは、「文化」をその主要な研究対象としてきた人類学の中でも特に法人類学の動向を概観することにより、非西欧社会の「法」理解における「法」多元主義的視点の必要性、及び留意点を探っていく<sup>3</sup>。

マリノフスキーが「未開社会の犯罪と慣習」を1926年に著してから1960代に入るまでの時期は、法人類学の黎明期と位置づけられる。この時期の主要な研究対象は、植民地の「未開法」であり、「法」を規範面から捉え、植民地政府の持ち込む近代法とは異なる性質

<sup>3</sup> ここでは、以下のレビュー論文を参考としている。Moore, S.F. (2001), Merry, S.E. (1988), Snyder, F.G. (1981), Roberts, S. (1994).



を持つさまざまな法が世界には存在することを明らかにした。しかし植民地統治という歴史的背景、また進化論的発想に立つ当時の社会科学全般の風潮、及び当時人類学において主流であった機能主義を反映して以下のような限界があった。その第一は、単線的歴史観から、植民地の慣習法を後進と捉え、歴史的進化とともに消失するもの、あるいは植民地法との関係で淘汰すべきものとして捉えていたことである。このことは、植民地の慣習法を「未開法」と呼んでいたことに端的に表れている。第二は、機能主義の持つ限界とも関係するが、植民地化に伴う社会の激動期にも関わらず、対象社会をそうした変化とは無縁の閉鎖社会とみなし、その結果そこにおける慣習法をも非歴史的に扱うことになったこと。そして、第三に、異文化の「法」理解に関し非常に重要な点であるが、植民地の慣習法を同定、理解するのに、西欧近代法学の概念や枠組みを無批判に適用した点、すなわち「自民族主義」に陥っていたという限界が指摘できる。

1960年代から70年代にかけては、慣習法という規範レベルの研究から、その適用を含めて様々な紛争処理様式やその過程に関心が移り、紛争処理の類型化や比較が行われるようになった。そうした中、先の機能主義を批判する形で、新たな課題、視座、方法論が提示されていった。ここでは、この時期の法人類学の貢献として以下3点を挙げておきたい。その第一は、象徴人類学、解釈人類学の台頭による「文化（の表象）としての法」という見方の出現である。ここでは、「文化」を「価値・意味の体系」としてのテキストと捉え、当該文化全体の価値や意味体系が理解されない限り、その一部である「法」の理解も難しいことを指摘した。これは、先の機能主義に拠って立つ慣習法の研究が、西欧近代法学の概念、方法論を無批判に適用したことからくる浅薄な異文化法理解に陥ったことに対し認識論的・方法論的批判を加えた。第二点は、機能主義における「社会」、また、解釈人類学における「文化」に対し、「個人」に主眼をおいたアプローチが台頭してきたことである。個人の行動は、「社会」や「文化」により自動的に決定されるものではなく、個人の主体性によるものであることを、異なった紛争処理の個人の選択行動を問うことにより提示した。こうした当事者の視点にたつ分析は、何が望まれる紛争処理、ひいては法なのかを考える上で非常に重要であろう。第三は、社会構造の維持、再生産における慣習法の役割や調和的社会関係像を提示する傾向にあった機能主義に対し、「法とパワー」や「法の政治性」を前面に押し出す研究が台頭してきたことである。理論的には、マルクス主義の影響が一要因としてあるが、同時に、70年代以降欧米で盛んになった法分野での「正義へのアクセス」運動ともなう政策議論に多くの人類学者が関心を示したことも背景としてはあると言える。

80年代以降、急速なグローバル化や従来法社会学が扱ってきた欧米諸国の代替的紛争処理議論への人類学者の関心の移行などから、異文化理解としての法人類学の議論や役割は縮小し、沈静化しつつあるという見方もある。しかし、こうしたグローバル化現象を念頭におき、また、社会科学におけるポストモダニズムやポストコロニアリズムの台頭を背景にして、法人類学分野において新たな潮流が芽生えつつありのも確かである。その第一は、従来比較的小規模かつ閉鎖された社会を対象としてきた人類学が、植民地の独立、途上国政府の開発への志向、またグローバル化を背景に、国家や援助機関、また国際資本の動きや国際関係等を射程に入れ、その研究領域を広げると同時に、現代的課題を中心に据えた

研究が出始めていることである。第二は、第一の動向と関連するが、「法」を文化現象として捉え、一社会の中に、様々な形式や意味・価値体系に基く相異なる複数の「法」体系が存在し、それらが並存・競合しながら機能しているという認識にたった「法」多元主義に基くアプローチが台頭してきていることである<sup>4</sup>。これは、ある種の法的体系は後進で社会の発展とともに消滅し、近代法に一元化するという短絡的社会進化論的立場とは異なり、一社会内に複数の「法」体系が存在・機能することを厳然たる事実として受け止め、その存在理由、それらの関係、齟齬、調整過程や統合原理等を明らかにしようとするものである。こうした文化論にたつ「法」多元主義に基けば、植民地化経験を通じて途上国に移植された近代法も、その社会で機能する全体的法体系の一部のみを構成するものとして相対化される。さらに、連動して、第三の現象として、ポストモダン、ポストコロニアリズムの影響により、真理の追究という純粋科学の基盤が脆弱化し、ある特定集団の立場・視点から、「法」のあり方やその評価を問う現象学的、アクション・オリエンテッド・アプローチ(次節で説明)にもとづく研究が出始めていることである。それは、同時に、国家とある集団、あるいはまた集団間の「法」をめぐる考え方や評価の違いを浮き彫りにし、「法」の持つ権力性・支配性、さらには誰のための「法」なのかを問う動きにつくりだしてきていると言える。こうした法人類学の近年の動きは、途上国の「貧困」と「法」に理解にあたり、「法」多元主義を前提とする必要性のみならず、多くの認識論的・方法論的留意点を提示していると言えるであろう。

### 2-3 「法」多元主義に基く「正義へのアクセス」議論の必要性

従来、近代法に基く裁判中心の紛争処理を主たる研究領域とする法学と、異文化理解を主たる目的とする人類学は、必ずしも共通の問題意識或いは研究領域を持っていたとはいえない。しかし、上に見てきたように、法分野における欧米諸国の「正義へのアクセス」運動の台頭は、裁判外の紛争処理手段をも射程に入れた改革を推進する力となり、「法」をより社会的コンテクストの中で考える視点が芽生えつつある。しかし、裁判外紛争処理をも射程にいれた第三の改革の波が起こる一方、そこではまだ、それらを近代的志向においてのみ、あるいはまた裁判制度の延長上に捉える危険性も伺える。他方、比較的小規模かつ閉鎖的と見られていた非西欧社会の慣習法、固有法の研究に始まった法人類学も、時代の要請により、より現代的コンテクストでの非西欧社会の「法」の研究や、「法」多元主義を前提に欧米社会も含めた上での一社会内、あるいは社会間の「法」や法文化の比較を試みるようになってきたが、「貧困」と「法」についての政策論的議論はまだ少ないのが現状であろう。

こうした法学、法人類学それぞれの領域での動向を踏まえた上で、アジアの「貧困」と

---

<sup>4</sup> 多くの途上国が多民族国家であり、また植民地統治を経験し、さらに独立後開発志向を強めてきたことを考えるに、複数の「法」体系が並存・機能としていると言うのは想像に難くないだろう。安田は、こうした法体系は、アジアに関し少なくとも以下のように類型化できると論じている。即ち、アジアが植民地化あるいは近代化する以前から存在し、機能してきた複数の「固有法」、植民地化、近代化を通じて西欧諸国から導入された「移入法」、そして二重経済の矛盾を克服し、急速な開発を可能とするために個人の自由を制限し、逆に国家権力機能強化を図る「開発法」が並存していると指摘している。詳細については、安田信之(2000)を参照。

「法」を考える際に「法」多元主義に基く正義へのアクセス」議論の必要性をまずここで訴えたい。それは、すでに見てきたように、どの地域においても一国内に異なる価値・意味体系に基く「法」体系が並列的・競合的に存在し、機能しているという認識によるものである。こうした認識にたてば、「貧困」と「法」を考えるにあたり、近代法典や実定法、それに関わる法制度や紛争処理手順等のみを検討し、政策事項とするのは、自ずから限界があると言える。このことは、欧米諸国の「正義へのアクセス」運動の第一の波が問題とした貧困層の裁判へのアクセスに係る限界を念頭におけばなおさらである。途上国の「貧困」と「法」を考えるにあたっては、公式、非公式法、成文化された法、成文化されていない規範を含めて、異なった「法」体系を包括的に把握し、その各々が、また異なる「法」体系の相互作用が、貧困層の正義へのアクセスをどのように伸長、あるいは制約しているのかをまず把握・検討する必要がある。そのため、続く第3節では、こうした「法」多元主義に基づく貧困層の正義へのアクセスを検討するための基本的視座にかかる試論を展開したい。

### 3. 「法」多元主義に基づく「正義へのアクセス」を検討するための基本的視座

「法」多元主義を前提として「貧困」と「法」に接近しようとする場合、従来自明のものとして扱ってきた『法』、すなわち「国家により制定される実定法と、国家制度のもとでそれを適用・運用する裁判制度」という領域や概念は、すでにその有効性を失ってしまい、より適切かつ有効な検討領域や分析概念、アプローチが同定される必要がある。こうした問題意識の下、ここではまず「法」多元主義と貧困層の正義へのアクセスを考えるにあたり、まず必要となる現状把握を行うにあたり重要となる次の4点を提示したい。すなわち、(1)狭義の『法』からより広範な「法」への検討領域の拡大、(2)「紛争」への照準と貧困層にアクセス可能な（理論上・實際上）処理制度の把握・検討、(3)より長期にわたる「紛争の展開プロセス」の検討、そして(4)貧困層の視点を中心に据えたアクター・オリエンテッドなアプローチの重要性である。そして(2)から(4)に関しては、性差による違いが何らかの影響を与えているのか、その理由は何故かを問うことも重要となってこよう。

#### 3-1 検討領域・対象、分析概念：『法』から秩序維持・紛争解決のための「法」

異なった「法」システムが競合的に並存することを認める「法」多元主義に基づいた場合、『法』、すなわち実定法と裁判制度のみを問題の対象・領域とし、そこにおける貧困層の正義へのアクセス伸長の可能性を検討するだけでは、不十分なだけでなく、不適切と言えるであろうことはすでに前節において論じた。それでは『法』が問題設定領域としても、分析概念・単位としても必ずしも有効でないとする、『法』に替わり、貧困層の正義へのアクセス伸長の可能性を検討する土台を提供するものは何であろうか。そのヒントは、「法」を『法』に類似した様式のものという形からとらえるのではなく、まさにその機能において捉えるという視点に隠されていると言えるであろう。

「法」をどう捉えるかについては様々な見解が存在するが<sup>5</sup>、次のような前提に立つとき、「法」とはその機能の一側面として、紛争の拡大・深刻化を未然に防ぎ、あるいは紛争が起こった場合にそれを処理し、ある程度の社会秩序を維持するという普遍的機能を担ったものとして捉えることができる。すなわち、第一にどんな社会においても人間が集団生活を営む以上、成員の行動をある面で制限あるいは方向付ける規範と制度、それによりもたらされるある程度の社会秩序の維持が必要となる<sup>6</sup>。第二に、しかしながら、いさかいや紛争は社会生活の常であり、それらが有効に対処されなければ、第一の社会秩序維持、回復は望めない<sup>7</sup>。こうした前提に立てば、「法」への実際的アプローチとして問題とされるべきは、『法』ではなく、『法』をその一つとして包含する社会秩序維持、紛争処理機能を果たす制度であり、形式として『法』とは近似と考えられない場合にも、こうした機能を担った制度はどこの社会にも存在すると考えられる。こうした「法」の理解にたてば、検討領域としては「秩序と紛争」、分析対象としては、「秩序維持と紛争処理の制度」に拡大することができ、『法』概念に基づく国家法と裁判制度による秩序維持と紛争処理制度のみならず、こうした範疇に収まり切らなかったが故に看過されてきた、公式制度ではないものの、秩序維持と紛争処理を目的として実際に機能している様々な制度をすくいとることができるであろう。そして、複層的に存在するこうした制度が、貧困層の正義の確立という点で、どのように作用しているのかを検討していくことが重要となろう。

### 3-2 「紛争」への照準と貧困層に選択可能な紛争対応・処理制度の把握

それでは、上記の議論に則して、社会に存在、機能し、貧困層の正義へのアクセスに実質的に影響を与えている秩序維持と紛争処理の制度はどのように把握され得るのであるか。秩序維持にかかる制度については、平穏時を想起させ、把握しにくいと思われるため、現実的対応として、不当と思われる行為や紛争に焦点をあて、それへの対応や処理制度を分析単位とし、その各々及び相互作用を検討していくことが考えられる。こうした紛争処理制度に関しては、法学、法社会学、法人類学が長く研究し、すでに様々な類型化の試みがなされているところであるが、こうした業績にもとづき以下類型の一例を説明するとともに、こうした類型例を参考に、一社会内において貧困層が選択可能な紛争への対処法や処理手段の概観図がまず描かれることが望ましい<sup>8</sup>。また、その際、ジェンダーとの関係で、こうした選択肢の種類や幅が、両性により異なるか、またそれは何故なのかを、人々が生活する社会的文脈の中で理解することが重要となろう。

まず、不当と思われる行為や紛争への対応は、「回避」、「暴力的手段による報復」、「対話・交渉」の三つに大別され、さらに最後のものに関しては、第三者の存在の有無、及びその役割に応じて細分類化されるのが一般的である。

<sup>5</sup> 例えば、マルクス主義に基づけば、「法」はイデオロギーであり、支配の道具としての機能を持つと言えるであろうし、ギアツをはじめとする解釈人類学の立場からは、「法」は、ある地域の文化の表象として捉えられるであろう。

<sup>6</sup> Roberts (1979), pp.13-14.

<sup>7</sup> *Ibid.*

<sup>8</sup> 類型化に関しては、Gulliver (1979), Palmer and Roberts (1998), Roberts (1979), 和田仁孝 (1994a, b) を主に参考としている。

### 3-2-1 回避

不当と思われる行為があった場合、それに対して直接的な抗議や抵抗などを行わず、紛争の顕在化を避けようとする対応がある。しかし、明らかな形ではないものの、実際には、社会関係、物財の交換等々における関与の度合いや様式の変化を伴うなど、微妙な形での抗議・抵抗が行われる場合が多い。認識されにくいことから往々にして忘れられがちであるが、こうした「回避」という選択肢を念頭におき、ジェンダーの観点も含めどのような社会集団がこうした対処を選択する傾向にあるのか、そしてそれは何故なのかを問うことは、次節の紛争の展開プロセスに係る議論とも関連して、性差に配慮しながら貧困層の正義へのアクセスを考える上で重要である。

### 3-2-2 暴力手段に訴えた直接的報復

別の対応策として、不当な行為を行った者や紛争相手に対し暴力に訴える手段がある。暴力手段に訴えることがある程度正当な紛争処理手段として容認されている社会の多くでは、無秩序化を防ぐため、暴力様式の選択や度合いに関し多くの制限や規定が設けられており、また儀礼・儀式化されている場合も多い。近代法の観点からはタブー視され、それ故看過されやすいが、こうした暴力手段による抗議・紛争処理手段が「生きた法」として機能している社会も多く、貧困層の正義の確立という点でどういう意味を持つのか、またまたその意味合いは性差により異なるかどうかを検討される必要がある。

### 3-2-3 対話・交渉

上記2つの中間に位置するものとして話し合いを基礎として紛争を処理していこうという対処策がある。話し合いを基礎とした紛争処理は、第三者の存在の有無や役割、また交渉や決定プロセスにおける権限の所在や決定権の度合いにより、相対交渉、調停、審判の三様式に区別されることが多い。

#### (1) 相対交渉

一番単純な様式としては、二者の紛争当事者が直接コミュニケーションすることにより、情報交換や状況理解促進を図り、共通認識の構築と問題解決を共に図ろうとするものである。こうした単純モデルに加え、例えば、二者間に限らずより多数が紛争当事者として互いに交渉過程を持ったり、また、交渉過程において各々の紛争当事者を支援する目的で当事者以外の者が加わる場合なども相対交渉として把握される。相対交渉の一番の特徴は、基本的に第三者の仲介を前提としないことから、紛争解決のプロセス及びその結果についての権限と責任が紛争当事者自身にあるということである。そして重要なことは、そのプロセス・結果に当事者の関係（経済力・政治力、男女の力関係など）がどのように作用するのかに留意することである。

#### (2) 調停

紛争当事者の支援者という立場ではなく、中立的な立場にあると思われる第三者が介入して、両者の意志、立場を尊重しつつ紛争処理を図ろうとする調停という方策もある。こうした第三者が果す調停者としての第一義的役割は、紛争当事者間のコミュニケーションを促進するものであるが、これを越えたところでは、調停者の果す役割や介入度、権限に

は大きな幅があることに留意すべきである。結果、交渉過程や解決案の考慮、検討、またその結果についての紛争当事者の権限や決定の度合いも、調停者の介入様式により大きく左右される。ここでは、当事者間の関係のみならず、調停者と各々の当事者の関係が交渉プロセス・結果に大きく作用すると思われることから、調停者と当事者の関係を様々な力関係・社会関係（ジェンダー含む）から検討していく視点が必要である。

### （3）審判

審判による紛争処理が他の二つと決定的に異なる特徴は、紛争をどう処理、解決すべきかについての判断、決定に係る権限が紛争当事者から第三者に委譲される点にある。こうした基本的要素を除いては、公的機関（裁判所の裁判官）による審判や紛争当事者自身により選択された民間人による審判（仲裁人）など、その形式には様々なものがある。また、裁判制度による審判についても、その機能として、『法』に照らした社会正義の確立を重視する立場や、紛争当事者の立場や状況を重んじ、両者の最適な妥協点につき判断を下すとするものまで様々な見解が存在する。

以上、簡単に不当な行為への対応、紛争処理の制度に関し、個々に説明を付してきた。貧困層の正義へのアクセスが検討されるにあたっては、まず、以上の議論から作成される下表に沿って、ある社会に存在し、貧困層が選択可能な対応および紛争処理制度を、性差による違いがあることを想定しながら、大枠で把握していくことが望ましい。その場合当然のこととして、紛争事項をある範囲にしぼって概観図を描いていくことが必要となろう。また同時に、個々の対応や制度に対する政府の公式見解や位置付け（違法、準公式等々）を記しておくことは、後で検討するアクター・オリエンテッド・アプローチにもとづく貧困層の視点からの評価との整合性、齟齬を検討する上で参考となるであろう。

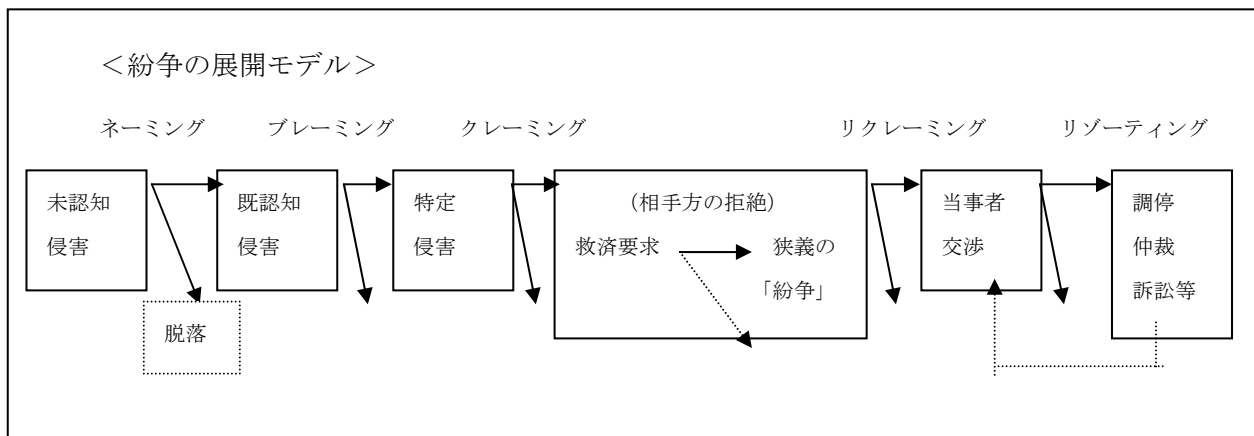
回避	暴力	対話・交渉			
		相対交渉	調停	審判	
				仲裁	訴訟

### 3-3 紛争の展開プロセスと貧困層の「脱落」

上記は、貧困層により不当な行為が認識され、また、その結果から紛争状態が顕在化した場合の対処に焦点を絞って、紛争処理に係る各制度およびその相互作用がどのように貧困層の正義へのアクセスを伸長あるいは制限しているのか、また同じ貧困層の中でも性差によりそれらへのアクセス度に違いがあるのかを検討するための基本的視座であった。しかし、紛争が顕在化し、それに対処していこうとする場合、それ以前にいくつかの段階を経ることが前提となり、こうした段階を経ない場合には、正義の追求・確立の可能性はそ

の時点で大きく制限される可能性がある。それ故、貧困層の正義へのアクセスを考える際には、紛争が顕在化した時点のみならず、紛争の展開の全プロセスを念頭に置いた上で、何故、貧困層や男性・女性を含めてあるグループは紛争の展開において想定されるある段階から次の段階への移行を行わないのか、あるいは行えないのかを問うことも重要となつてこよう。

紛争の展開プロセスの理解には、フェルスティーナ、エーベル、サラーによる論文(1981)が有名であるが、和田安弘は彼らの考え方を踏襲、発展させ以下のような紛争の展開モデルを提示している<sup>9</sup>。



紛争は、まず被害者が認知してはいないものの何らかの不当な行為あるいは侵害があることから始まり、それが侵害として認知されることにより（ネーミング：naming）「既認知侵害（perceived injurious experience）」となり、認知された侵害の原因主体の特定、言い換えれば、誰によって自分が被害を受けているのかを認識する過程（ブレーミング：blaming）を経て「特定侵害（grievance）」となる。さらに、特定侵害をもった被害者がその特定された相手方（侵害者）に対して侵害の事実を知らせ、それに対する救済を求める（クレーミング：claiming）ことにより初めて被害者と侵害者の間に紛争が顕在化する可能性が生じる。そして被害者による救済要求が部分的にせよ拒絶された場合に、両者の対立が顕在化し、狭義のいわゆる「紛争」となる。紛争状態に入ったところで、被害者が救済要求をあきらめずに相手方に紛争解決の働きかけを続けるならば、リクレーミング（re-claiming）を経て、当事者交渉の段階に至る。当事者交渉は紛争が終結するまで基本的には継続するが、並行して当事者は先に見たように第三者や第三機関による調停や仲裁、裁判による紛争処理の可能性を探っていく場合もあるであろう（リゾーティング：resorting）。

以上が紛争の展開をモデル化したものであるが、貧困層の正義へのアクセスを考える際、特にそれを性差による違いにも留意しながら検討していく際に重要となるのは、図中に記した「脱落」を示す下向きの矢印である。狭義の紛争に至る直前の下向きの矢印は、被害者の救済要求を相手方が受け入れ問題解決に至った場合を示し、その意味で他の下向きの

<sup>9</sup> 和田安弘（1994）pp.102-106.

矢印とは性質が異なると思われるので点線で示しているが、これ以外の下向き矢印に関しては、被害者が正義の確立を求めることをあきらめることを示唆し、特別な注意が必要であろう。貧困層の正義へのアクセスを考える場合、1-2で検討したような狭義の「紛争」時点以降の紛争処理制度のみを問題にするのではなく、ここで提示したような紛争の展開の全プロセスを念頭に、ネーミング、プレーミング、クレーミング、リクレーミング、リゾーティングのどの段階で貧困層の「脱落」がより頻繁に起こっているのか、また男性・女性の間で何らかの違いが認められるのかどうか、また、その理由は何なのかを貧困層のおかれた社会的文脈に則して明らかにしていくことが肝要と言えるであろう。

### 3-4 アクター・オリエンテッド・アプローチの必要性

さて、今まで論じてきたことにより、紛争を引き起こす可能性がある事態あるいは紛争状態に直面した場合、裁判制度に限らずある社会に存在し、貧困層がアクセス可能な紛争処理の制度を大まかに把握すると同時に、紛争の展開プロセスのどの段階で、正義を求めることを断念する「脱落」が起こり得るのか、また実際に起こっているのかをある程度同定することが可能となろう。貧困層の正義へのアクセスを考えるにあたっては、上で把握した各紛争処理制度及びその相互作用、さらには紛争展開軸上の「脱落」理由を、「アクセス」と同時に「正義の質」から検討していく必要があるが、その際、不可欠となるのが現象学的アプローチであるアクター・オリエンテッド・アプローチ (Actor Oriented Approach: 以下 AOA と表記) であろう<sup>10</sup>。

AOA は、簡潔に言えば、社会学者や政策立案者など外部者の立場・視点からではなく、当事者（この場合は貧困層、また男性・女性）の立場・視点からの状況解釈や価値判断を重視し、紛争の意味や「脱落」理由、種々の紛争処理制度の有効性を彼/女らの視点から理解しようとするものである。こうした AOA 提唱は、認識論的には以下のような前提にたっている。すなわち、現実には唯一のものでありそれは客観的に把握できるという立場を否定し、異なった経験や解釈・理解に基づく多様な社会的現実が競合的に並存しているというものである。こうした立場にたてば、往々にして近代法文化イデオロギーに基づき解釈される紛争にかかる種々の現象も、こうした私達の認識体系とは異なる認識枠組みに基づいた場合には異なって解釈されることになり、私たちは、自分たちの解釈を唯一のもの、また正当なものとして主張する以前に、異なった歴史経験や社会状況から醸成される別個の認識枠組みの存在を前提にして、それに基づく当事者の解釈や選択志向性をまず理解するように努めなければならないであろう。

AOA の重要性を示す例を一つ挙げておこう<sup>11</sup>。これは、パプア・ニューギニアにおいて、少なくとも 20 人以上の人間を呪術によって死に至らしめたと噂される老婆が殺害された事件に関するものである（呪術への恐怖は現実のものとして一般的に認識され、また呪術師の殺害は稀ではないと報告されている）。本件を担当した地方裁判所裁判長は、パプア・ニューギニア憲法が明白に慣習というものを承認している事実、及び被害者の状況に鑑み、

<sup>10</sup> AOA につきもっと詳しく知りたい場合は、Long and Long (1992), Long (2002) 参照。

<sup>11</sup> 以下の事例は、ナロコビ (1986)、千葉正士 (1991) を参考にして纏めている。



被告らに当地の慣習的刑罰を適用して、3 ヶ月の懲役ならびに釈放時に被害者の老婆の息子の一人に成熟した豚5頭を賠償として引き渡すよう命じた。検事はこの判決を違法として控訴し、事件は最高裁に舞台を移したが、そこでは、原判決の慣習による損害賠償命令は破棄され、被告人に懲役6年が言い渡された。ここで問題となったのは、慣習にもとづき殺人事件に関する刑罰として賠償を支払うことの是非であるが、それを通して、近代法に基づく国の解釈によるところの「正義」と人々の日常的実践感覚からの「正義」のずれ、また「非西欧国家における西欧型司法の適合性」の問題について論議を醸し出すことになった。この事件に関わったナロコビは以下のように述べている。

「・・・もし、賠償を適当として認めれば、そのことは社会秩序に大きな貢献を成す。たしかに金と豚では自由を求め正義を保障することができない。だがそこに根本的な疑問が残る。一個の生命が悪意の殺人行為によって停止されたとき、それが終身刑や死刑で回復されるものだろうか。投獄で自由が得られるのだろうか。いずれにせよ、一生命の喪失が他の生命の喪失および両集団の損失におわるならば、暮らしと養いの正義はどうなるのであろうか。」<sup>12</sup>（下線は本報告書執筆者による）

彼が問題にしたのは、事件のあった地域においては、賠償という慣習を通して、被害者（及びその家族）の暮らしと養いを保障してきたが、それが判決により否定された結果、被害者の家族をより困窮状態に陥れる危険性のみならず、氏族間の憎悪を増幅し、より大きな紛争に発展する可能性があるということである。このように当事者の置かれた経済、社会、文化状況、さらにそこから醸成される「正義」観（彼／女らの立場・視点から見た「正義」とは何か）を十分に検討・考慮せずに、移植法である近代法による「正義」を確立しようとする場合、権利の保障と秩序の回復・維持という本来「法」が果すべき機能とは矛盾する結果を招く危険性があることに留意しなければならない。

このように、権利観や正義観を含めて法観念や法意識は個々の社会や集団の持つ歴史や文化の産物であり、貧困層による紛争の定義や、彼／女らが求める正義の意味やその手段の選択志向性が、まず彼／女らの立場・視点から明らかにされる必要があり、その意味でAOAは不可欠と言えるであろう。こうした努力の無いところでは、意図しないにも関わらず、『法』による正義の追求が貧困層をより窮乏状態に貶める結果につながる危険性も生じてしまう可能性がある。

AOAの重視は、貧困層の正義へのアクセスに係る調査・研究を行う上で、方法論的にはエスノグラフィックなものをどこかの時点で組み込むことを意味する。ジェンダーにも配慮しながら貧困層にアクセス可能な紛争処理制度の把握を行う際に、あるいはその後、あるまとまった期間特定地域に滞在し参与観察を行うと共に、貧困層や紛争経験者、調停経験者等々との対話を通じて、貧困層が不当な扱いを受けた場合やその処理をめぐって、ジェンダーに配慮しながら、彼／女らが何を問題とし、何を望んでいるのか、またそれを望む基準は何なのかをまず理解し、その上で初めて、性差による認識や行動の違いに留意しながら、貧困層の解する「アクセス」と「正義」の観点から、異なる紛争処理制度の持つ

<sup>12</sup> Narokobi (1981)、千葉正士 (1991) p.196 に引用。

個々及び相互作用を通じての可能性と限界が明らかにされていく必要がある。

以上、アジア諸国の「貧困」と「法」の問題に「ジェンダー」の観点も絡めて接近していくための基本的視座にかかる試論を提供してきた。次章以降、ここに展開した議論の一部に固執しながら、ベトナムにおける事例を分析・検討していきたい。

## 1.1.1. 事例研究 1：ベトナムにおける婚姻・家事紛争にかかる紛争処理と正義へのアクセス

### 1. はじめに

本章の目的は、ベトナムで活用されている家事紛争の解決制度の分析を踏まえて、貧困とジェンダー及び正義との関係を明らかにし、その上で性別を問わない貧困層の正義へのアクセスの向上を図る実用的な対策を検討するための材料を提供することである。本章は、①紛争の件数、その種類、近年の動向に関するデータを通じたベトナムの家事紛争の実情の検討（第2節）、②ベトナムで適用されている家事紛争に関する3つの解決制度（公式・半公式・非公式の各制度）の検討（第3節）、③ジェンダーの観点からの上記各制度の長所・短所の分析、貧困層の各制度へのアクセスに関する評価（第4節）、④結論（第5節）、の各節から構成される。

次節以降では、ベトナムにおける婚姻・家事にかかる紛争処理を第1章の「法多元主義と正義へのアクセス」議論に基づき検討していく。検討の方法として、二次資料（法律の規定、風俗や慣習法等に関する論文、家事紛争解決に係る先行研究等）の分析と検討に加えて、裁判所職員、和解組の幹部、家事紛争経験者や当事者（主に貧困層）に対するキーインフォーマントインタビューの実施を採用している。第2節では、背景理解としてベトナムの近年の婚姻・家事紛争の概観を説明する。第3節では、ベトナムの婚姻・家事紛争の処理・解決制度を公式、反公式、非公式なものに分け、その各々につき説明を加える。そして第4節では、その其々の有効性につき、ジェンダー・貧困層の正義へのアクセスの観点から評価を試み、第5節でこれらの議論を総括していきたいと思う。

なお、上記インタビュー実施に際し、最高裁判所、市や省レベルの地方政府幹部からインタビューや情報提供の拒否という対応を受けた。そこで、インタビューは主に区や県レベルの裁判所幹部を対象に行うこととなった。また、被インタビュー者が名前の公表を恐れ、情報提供を拒むという事態にも直面した。こうした事情と被インタビュー者自身からの要請もあり、本章ではこうした人々の実名は伏せている。

### 2. 家事紛争の概観

#### 2-1 提訴件数

第6回ベトナム共産党大会（1986年）以降、ベトナムが積極的に進めてきたドイモイ政策によって、家庭を含め、様々な社会分野で急激な変化が生じている。ここ数年、都市や農村における家事紛争は増加傾向にあり、遺産分割等の経済問題に関連する事件が増加する等その紛争形態も多様化している。これに伴い、同時期に裁判所が審理した事件に占める家事紛争の比重が大きくなっている。2002年に全国各級裁判所が審理した全事件（刑事

事件、民事事件、経済事件、労働事件、行政事件) 総数は 201,473 件であったが、その中で第一審裁判所が扱った民事事件 124,580 件中、婚姻・家族紛争はその半分を占めるに至っている (表 3-1 を参照)。

表 3-1 第一審裁判所が処理した婚姻・家族事件の件数

年度	全国各裁判所が処理した件数	第一審裁判所が処理した民事事件(民事紛争及び婚姻・家族紛争)の件数	第一審裁判所が処理した婚姻・家族紛争の件数		
			件数	総件数に占める比率 (%)	総民事事件数に占める比率 (%)
1998	193,621	111,862	56,031	28,94	50,09
1999	195,165	129,215	52,774	27,04	40,84
2000	191,048	111,721	51,361	26,88	45,97
2001	197,584	115,632	56,653	28,67	48,99
2002	201,473	124,580	60,265	29,91	48,37

出所：Report (1998-2002)より筆者作成。

## 2-2 家事紛争類型

ドイモイ政策以前に比し、今日家事紛争は複雑・多様化している。財産をめぐる親子間の訴訟、性格不一致による離婚、外国人が関係する婚姻・家族関係をめぐる紛争等は、かつては紛争の発生件数及び裁判所への提訴件数とも極めて少ない種類の紛争であったが、近年ではその件数が急増している。ホーチミン市の場合、2001年に同市裁判所が受理した事件のうち外国人に係る家事紛争は87.92%を占めるに至っている<sup>13</sup>。しかしながら、家事紛争類型が多様化する中においても、離婚請求が家事紛争の90%あまりを占めており、離婚請求の中では財産を巡る紛争が最も多い。その他の家事紛争としては、親子関係の確定、夫婦間の共有財産分割、扶養を巡るものが多い。

## 2-3 離婚状況

離婚率を地域別にみると、農村よりも都市の方が高い(表 3-2 を参照)。離婚比率が全国で最も高い都市はハノイ市及びホーチミン市である<sup>14</sup>。ホーチミン市の実質的な市場経済移行期の1990-1996年、同市の離婚件数が増加している<sup>15</sup>。ホーチミン市の場合、1985-1990年に裁判所で審理された離婚件数は21,834件であったのに対して、1990-1996年には36,928件に増加している(1990年以降毎年2000件ずつ増加した計算となる)。1996-2000年には

<sup>13</sup> ホーチミン市裁判所長官ドン・ティ・アン (Dong Thi Anh) 氏からの回答。

<sup>14</sup> Tran Thi Nghia (1996) ; Le Thi (1997) ; Nguyen Minh Hoa (1998).

<sup>15</sup> Nguyen Minh Hoa (1998).

45,044 件となり、一層の増加がみられた<sup>16</sup>。

申立人の性別では、離婚、親子関係の確定、扶養に係る紛争の裁判所への申請の場合、女性が多くなっている。1986-1994 年、各級裁判所への離婚請求件 222,214 件のうち、女性による請求は 96,451 件 (43.40%)、男性による請求は 77,907 件 (35.06%)、両者の共同請求は 47,856 件 (21.53%) である。ハノイ市とその周辺地域では、女性による申請率が極めて高く、ハノイ市で 63%、タインチー (Thanh Tri) 県で 67% である<sup>17</sup>。1995-1999 年、裁判所が受理した全離婚請求書 225,119 件中、女性によるものは 92,587 件 (41.13%)、男性による申請は 51,204 件 (22.74%)、両者による共同申請は 81,337 件である<sup>18</sup>。ホーチミン市の場合、2001 年の離婚状況に関する研究によれば、同市の女性による申請率は高く、例えば第 5 区における離婚請求 150 件のうち女性によるものは 130 件 (86.66%) であり、フニェアン (Phu Nhuan) 区では離婚請求 203 件のうち女性によるものは 115 件 (56.65%) である。ホーチミン市郊外では、女性による離婚請求率は 60.24% に上っている。

女性側からの相対的に高い離婚請求率の理由は、次の二点と関連していると思われる。

①女性が家庭において虐待を受ける等深刻な事態に直面しており、離婚請求以外に他の解決手段がない場合がかなりある<sup>19</sup>。

②女性による離婚請求は、女性の経済的地位の向上を反映している。以前よりも経済的に自立した女性は、自信が付き、積極的に自らの幸福を追求するようになった。これに伴い、自らの権利や不当な行為があった場合の救済手段に関する知識・理解も深まった。

社会階層別に離婚率をみると、知識人・教師・研究者・管理職等、安定収入のある高学歴層が高くなっている。ホーチミン市における離婚を職業別にみると、公務員 31%、商業・サービス業従事者 26.50%、サービス業の臨時職員 4.50%、労働者 12.70%、農民 4.40% となっている<sup>20</sup>。

---

<sup>16</sup> Nguyen Thien (2002).

<sup>17</sup> Vietnam Women Association, Department for Family and life (1998).

<sup>18</sup> Dinh Ngoc Hieu (2000).

<sup>19</sup> Nguyen Minh Hoa (1998) ; Vu Manh Loi (1999).

<sup>20</sup> Nguyen Minh Hoa (1998).

表 3-2 13 歳以上の人口の離婚状況

	1989 年			1999 年		
	13 歳以上の総人口	離婚人口	比率(%)	13 歳以上の総人口	離婚人口	比率(%)
全国	42,122,371	213,692	0.51	54,728,902	358,902	0.66
都市	8,686,734	62,156	0.72	13,881,498	139,337	1.00
農村	32,391,297	147,530	0.46	40,847,404	219,565	0.54

出所：Central Steering Committee for Census (1991)及び General Department of Statistics (2001)より筆者作成。

本節では検討した統計は、あくまで公式のものであり、それ以外の方法で解決された紛争には触れておらず、本節での概観が家事紛争の実情を充分反映したものであるとは言い難い。そこで、次節では、公式以外の紛争処理手段も射程に入れて、家事紛争の解決制度を概観する。

### 3. 家事紛争の解決制度

1992 年ベトナム共和国憲法は、「家庭は社会を構成する細胞である」ので、「国家は婚姻及び家族を保護する」と定めている（第 64 条）。婚姻・家族の保護は、種々の手段を用いて行われ、そのなかには家事紛争の効率的解決が含まれている。

家族は社会制度であるのみならず、伝統及び道德価値を凝縮した性格をあわせもち、それ故に家事紛争の解決は公式、半公式、非公式という 3 つの異なる紛争解決制度によって行なわれるべきである。ベトナム国家においても、これら 3 つの紛争解決制度の適用を認め、奨励している。ただし、個々の事案に対してどの制度を適用するかは、紛争の性格、深刻さ及び各制度に対する当事者のアクセス状況等の要素によって異なる。

#### 3-1 公式制度

ベトナムにおける紛争解決の公式制度は、人民裁判所<sup>21</sup>、民事判決執行機関<sup>22</sup>、法律扶助

<sup>21</sup> 1992 年ベトナム共和国憲法第 126、127 条によれば、人民裁判所はベトナム社会主義共和国の司法機関であり、その機能に従って社会主義法制度、社会主義制度、人民の権利、国家・団体の財産、国民の生命・財産・自由・名誉・尊厳を保護する任務を負う。

<sup>22</sup> 民事判決執行法令によれば、民事判決執行機関は人民裁判所が下した判決・決定の効力を確保する責任を負う。

機関（法律扶助局及び法律扶助センター）<sup>23</sup>によって行われる司法制度である。これらの機関が下した決定や判決は法的拘束力を有し、その履行は国家権力によって確保されている（1992年憲法第136条<sup>24</sup>、民事判決執行法令第2条<sup>25</sup>）。

### 3-1-1 公式制度に対するベトナム国家の観点

#### （1）家事紛争の解決に関する公式制度の概要

家事紛争の管轄権は人民裁判所にある（人民裁判所組織法第1条<sup>26</sup>、民事事件解決手続に関する法令第10条第2項<sup>27</sup>）。家事紛争の当事者が自らその紛争を解決できない場合、又は親族関係の確認を求める事件が人民裁判所の管轄権（裁判権）に属すると法律に定める場合、当該紛争の当事者は人民裁判所及び民事判決執行機関に対して、侵害された正当な権利救済を求めることができる。この権利はジェンダー、民族、宗教、社会的身分、社会的地位を問わず全ての国民に平等に与えられるものである。当事者の一方又は両方が訴訟に参加できない、又は自らの権利を弁護できない場合には、本人に代わり代理人又は弁護人が訴訟に参加することが認められる（1992年憲法第52条、人民裁判所組織法第8条、民事事件解決手続に関する法令第4・22-24条、民事判決執行法令第8条）。

訴訟費用に関して、財産的価値を有する物を係争物としない訴訟の場合、起訴の時点で原告は50,000VN ドン<sup>28</sup>の支払い義務を負う。財産的価値を有する物を係争物とする訴訟の場合、前記50,000VN ドンの他、原告は、係争物の価値に基づいて算出される訴訟費用を支払わなければならない（具体的な訴訟費用は表3-1を参照）。この他、上記訴訟費用以外に当事者が負担すべき費用として、①文書、判決書等の複写費、②民事判決執行機関が強制執行手段を適用する際に発生した判決強制執行費用（判決執行に服する者による支払い）、③当事者の請求に基づいて裁判所が行う手続に要した費用で義務的訴訟手続に含まないもの（例えば、親子の確定に関するDNA鑑定費等）がある。

また、貧困層及び女性が紛争解決の公式制度を通じて正義にアクセスすることを保障するために、婚姻・家族法は女性及び子供の保護をその基本原則とし、民事事件解決手続に関する法令では、経済的な困難のある当事者は、地方政府又は就業先が書面でその経済的困難を確認する場合、訴訟費用の一部又は全部免除される旨が規定されている（第32条第

<sup>23</sup> 首相決定 No.734/TTg によれば、これらの機関は、国家機関として、無償法律扶助に関して管理・監督する機能を行使し、貧困者及び社会福祉政策の対象者に対して無償法律扶助を行う任務を負う。

<sup>24</sup> 人民裁判所の確定した判決・決定は国家機関、経済組織、社会組織、人民武装機関及び国民に尊重され、関係省庁及び当事者によって厳格に執行される。

<sup>25</sup> 人民裁判所の確定した判決・決定は当事者により厳格に執行され、国家機関、経済組織、社会組織、人民武装機関及び国民に尊重される。

<sup>26</sup> ベトナム社会主義共和国の司法機関は人民最高裁判所、地方人民裁判所、軍事裁判所及び法律が定めるその他の裁判所である。裁判所は刑事事件、民事事件、婚姻・家族事件、労働事件及び法定上の他の事件を審理する権限を有する。

<sup>27</sup> 人民裁判所は婚姻・家族の関係において生じた事件を解決する権限を有する。

<sup>28</sup> 2004年5月時点における為替相場は、US\$1 = 約15,700VN ドンである。

3 項)。

表 3-3 係争物の財産価値と訴訟費用

訴訟費用	係争物の財産的価値
50,000VN ドン	1,000,000VN ドン未満
係争物の価値の5%	1,000,000VN ドン以上100,000,000VN ドン未満
5,000,000VN ドン +係争物の価値の4%	100,000,000VN ドン以上200,000,000VN ドン未満
9,000,000VN ドン +係争物の価値の3%	200,000,000VN ドン以上500,000,000VN ドン未満
18,000,000VN ドン +係争物の価値の2%	500,000,000VN ドン以上1,000,000,000VN ドン未満
28,000,000VN ドン +係争物の価値の1%	1,000,000,000VN ドン以上

出所：筆者作成

## (2) 離婚事件

離婚事件は、当事者による離婚請求書の申請、裁判所による当該請求書の受理、紛争の調査、和解、離婚審判という過程を経て解決される。離婚請求者は夫又は妻でなければならず、その監護人や法定代理人による請求は認められていない。裁判所は、離婚請求書の受理日から 4 ヶ月以内に、①当事者間の合意の承認、②裁判手続の停止、③離婚審判の開始のいずれかの決定を行う。離婚審判の開始を決定する場合、裁判所は当該決定を下した日より 1 ヶ月以内に、審判を開始しなければならない。なお、正当な理由がある場合、裁判所は 2 ヶ月以内に当該審判を開くことができる。

### 1) 一方当事者の訴えによる離婚請求

夫婦の一方のみが離婚を請求する場合、ベトナム人同士の離婚事件の管轄権は、被告の住む地区の県級裁判所<sup>29</sup>、外国人又は外国に定住するベトナム人が一方の当事者である

<sup>29</sup> ベトナムの裁判所制度は、最高裁判所、省級裁判所及び中央直轄市裁判所、地方政府（県・区・町・市等）直轄裁判所から構成される三審制である。

最高裁判所はベトナム社会主義国の最高司法機関である。最高裁判所は、訴訟法が特に規定する事件の第一審裁判所であつ終審裁判所としての審理、控訴審判決に対する上告の審理、訴訟法の規定に基づいて行う確定判決に対する再審の審理の各事項について管轄権を有する。省級裁判所と中央直轄市裁判所は、訴訟法に定める事件の第一審裁判所としての審理、第一審判決に対する控訴の審理、訴訟法の規定に基づいて行う確定判決の再審の各事項について管轄権を有する。地方政府直轄裁判所は訴訟法に定める事件の第一審裁判所として審理について管轄権を有する（人民裁判所組織法第 19・28・32 条）。

また審理委員会は、第一審審理委員会又は第一審であつ終審審理委員会は裁判官 1 名及び人民参審員 2 名で構成される。控訴審審理委員会は裁判官 3 名で構成される。最高裁判所の上告



離婚事件の管轄権は被告の住む地区の省級裁判所にあり、各裁判所は、当該事件の第一審の権限を有する（民事事件解決手続に関する法令第 10・11 条）。当該事件の原告は、管轄権を有する裁判所に対して、離婚請求書を提出する。

当該請求書の提出を受けた裁判所は、当該事件がその裁判権に属すると認める時点で直ちに、原告に訴訟費用の支払いを通知する。当該請求の日より 1 ヶ月以内に、原告は訴訟費用を支払わなければならない。この原告による訴訟費用の支払日が、当該事件の受理日となる。当事者が訴訟費用の支払いを免除される場合、受理日は裁判所が当該免除を認めた日となる。また、裁判所は訴訟費用の納付期間を 1 ヶ月延長することができるが、当該期限経過後も原告が訴訟費用を払わない場合、事件は不受理となる。

離婚事件においても、原告は、前述した訴訟費用の算定基準に従って算出される費用を裁判所に支払うことになる。ただし、財産分割請求を含む離婚事件の場合、50,000VN ドンに加えて支払うべき訴訟費用は、係争物（財産）の財産的価値に基づいて算出される訴訟費用を分割請求の割合で按分した額となる。また、係争物の財産的価値が 1,000,000VN ドンを越える場合、支払額は算定された金額の 50%となる。なお、夫婦が離婚に合意した場合には、原告が負担する訴訟費用は、上記訴訟費用の半分となる。

離婚請求書受理後、裁判所は、まず離婚請求の原因や夫婦（当事者）間の対立状況等を検討し、当事者及び親族の考え方や希望を理解するために調査を行う。裁判所は、当該調査の結果を踏まえて、2000 年婚姻・家族法第 88 条の規定に従い和解を試みる。この裁判上の和解は、夫婦間の対立を和らげて夫婦関係を修復すること、又は財産や子供の扶養等に関する紛争を夫婦自らで協議し解決していくことを目的としている。後述する草の根レベルの和解と異なり、裁判上の和解は、公式な訴訟手続として実施が義務付けられたものであり、当該事案を担当する裁判官は和解権限を有し、原告、被告、利害関係者は和解の話し合いに出席しなければならない。なお、ベトナムでは、離婚事件の場合、裁判上の和解の他に草の根レベルの和解も奨励されている（次節で検討）。しかしながら、当該奨励はあくまでも奨励であり、強制力はなく、離婚請求書受理の要件ではない。

和解成立によって当事者が離婚請求を取り下げる場合、裁判所は当該事件の審理を停止し（民事事件解決手続に関する法令第 46 条第 2 項）、和解成立に関する記録文書を作成する。記録文書の作成日より 15 日間以内に、配偶者の一方又は両方が自己の意思を変更せず、または検察庁が当該和解に反対しない場合、裁判所は和解成立を認める決定を下す。当該決定は直ちに法的に発効し、それ以降、当事者及び検察庁による上訴は認められない。和解不成立の場合、裁判所は和解不成立の記録文書を作成すると共に、一般手続に基づいて当該事案を解決するための審判を開始する。なお、離婚審判は、裁判上の和解が成立しなかった場合、あるいは和解期日に一方の当事者が 2 回欠席したために和解の話し合い行われなかった場合に、初めて行なわれる。

---

審又は再審審理委員会は裁判官 3 名で構成される。

裁判所は、①婚姻を継続しがたい深刻な事由、②夫婦の共同生活を継続しがたい事由、③婚姻の目的が達成し得ない事由、のいずれかの事由が認められる場合、離婚を認める。また、行方不明という裁判所の宣言を受けた当事者の配偶者が離婚を請求する場合においても、裁判所はその離婚請求を認める。なお、訴訟法には規定がないが、裁判所に離婚請求を棄却された当事者は、当該判決・決定が効力を発生した日より1年後、再び離婚を訴えることができる。

第一審判決及び決定に対して、当事者及びその代理人や検察庁による上訴が認められている。控訴する場合、当事者は控訴事由及び請求を控訴状に明記し、当該判決の言渡日から15日間以内にこれを行わなければならない。当該当事者が、判決言渡日に欠席している場合、当該期間は判決が交付された日又は判決書・決定書が本人の居住する地区（町）の人民委員会の本所に掲示された日から起算される（民事事件解決手続に関する法令第58・59条）。

確定判決、又は確定していないが即時執行できる判決について、民事判決執行機関は自らの権限で、あるいは、当事者の請求に基づいて判決執行の決定を下す（民事判決執行法令第3-5条）。

## 2) 協議による離婚請求

夫婦が離婚に合意している場合、一方当事者又は両当事者の住む地区の県級裁判所が、離婚請求の管轄権を有し、当該裁判所に対して当該夫婦は共同して離婚請求書を提出する。この場合においても、夫婦の一方による離婚請求の場合と同様に、裁判所は和解を試みなければならない。裁判上の和解が成立しなかった場合には、裁判所は離婚の合意、及び和解不成立の記録文書を作成する。記録文書作成日より15日間以内に、配偶者の一方又は両方がその意思を変更しない又は検察庁が離婚合意に反対しない場合であって、①夫婦間に任意での離婚合意がある、②夫婦間に財産分割、子の養育に関する合意がある、③夫婦間の財産分割及び子の養育に関する合意が妻と子の正当な権利救済を図るものである、という3つの要件が満たされる場合、裁判所は審理を経ることなく夫婦間の離婚合意を認める。協議上の離婚を認める裁判所の決定は直ちに発効し、当事者及び検察庁は上訴できない。上記①から③の要件のいずれかを欠く場合、裁判所は、和解不成立記録文書を作成した上で、一般手続に基づく審判を開始する。

## (3) 法律扶助

1997年9月6日、貧困層が紛争解決の公式制度を通じて正義にアクセスする機会を増やすために、貧困者及び社会福祉政策対象者に対する法律扶助について規定する首相決定No.734/TTgが公布された。当該決定により、司法省直轄の法律扶助局、各省及び中央直轄市の司法局直轄の法律扶助センターで構成される法律扶助機関が設立されることとなった。法律扶助機関は、その機能及び権限に基づいて、法律扶助活動の行政管理を行い、貧困者や社会福祉政策対象者に対する無償法律扶助や法律教育の普及にあたっている。

首相決定No.734/TTgの施行細則である通達No.52/TTLI/TP-TC-TCCP-LDTBXHによれば、

無償法律扶助の対象者は以下の者である。

①貧困者とは、労働・傷病・社会省が毎年公表する1世帯における1人当たりの1ヵ月の平均収入に基づいて定められる貧困基準<sup>30</sup>を満たす世帯の者である。

②社会福祉政策の対象とは、革命の貢献者<sup>31</sup>；山岳地、遠隔地、島に住んでいる少数民族；訴訟費用を免除される者<sup>32</sup>である。

無償法律扶助の対象者が法律扶助を求める場合、当該対象者は、法律扶助対象者である旨の確認書及び法律扶助申請書を法律扶助機関に提出し、法律扶助機関の規則及び内規を遵守しなければならない。これらの対象者は法定の範囲内で法律扶助を受け、必要な場合には事案の秘密保持を求めることができる。また、当該対象者は、法律扶助担当者の妨害行為や違法行為を法律扶助機関上層部に申し立て、申告することができる。法律扶助の内容は多岐にわたり<sup>33</sup>、またその方式も多様である<sup>34</sup>。

これに加えて、2002年には、正義へのアクセスや権利救済等について、ハノイ市とその周辺地域に住む女性のニーズに応えるために、法律扶助事務所の設置に関する司法省決定No.123/QD-TGPLが公布されている。司法省法律扶助局が当該事務所を直接に管理・指導し、当該事務所の主要な機能は、貧困女性、家庭内暴力の被害者、人身売買の被害者等に対して無償で法律相談を行い、本人の代理人又は弁護士となって権利を擁護することである。

### 3-1-2 財源

人民裁判所、民事判決執行機関、法律扶助機関の組織や活動を支える財源は基本的に国家によって確保されている。

#### (1) 物的財源

人民裁判所組織法、民事判決執行に関する法令、国家予算法、通達No.52/TTLT/TP-TC-TCCP-LDTBXHに基づいて、人民裁判所、民事判決執行機関、法律扶

<sup>30</sup> 2001-2005年における地域別の貧困基準は、山岳地域及び島嶼地域の農村80,000VNドン/月、デルタ地域の農村100,000VNドン/月、都市部150,000VNドン/月である。

<sup>31</sup> 革命の貢献者は1945年8月以前に革命活動を行った者、ベトナム英雄の母親、人民武装英雄及び労働英雄として扱われる者、61%以上の労働力を失った戦争負傷兵士、戦争犠牲者の配偶者・親・扶養者・18歳以下の子供である。

<sup>32</sup> 訴訟費用を免除される者は、扶養請求者、未成年の子に対する父母確認請求者、生命・健康上の損害賠償請求者、給料・社会保険・労働災害・職業病等に関連する損害賠償請求労働者である。

<sup>33</sup> 具体的には、法律内容の説明、公民の権利・義務に関連する法律文書や申請書に関連する説明・作成・助言、紛争処理手続の説明、管轄機関の案内、法律情報の提供、民事、婚姻・家族、労働、商取引に属しない法律事項に関して、個人、関係機関・組織との協議・交渉・和解への直接的な参加や代理、直接又は上級機関を通じた権限のある機関への紛争処理の申立て、法律の規定に従って行う裁判所での法律扶助対象者の合法的権利の弁護である。

<sup>34</sup> 具体的には、口頭、書面、電話を通じての法律相談、法律扶助センターから離れた地域での巡回法律相談、法律相談の協力者・弁護士・代理人等である。

助機関の活動に係る物的・人的資源や施設<sup>35</sup>、法律扶助活動の協力者に対する報酬<sup>36</sup>等が、国家予算によって賄われている。なお、ここでは、裁判所の組織及び活動を維持する経費と個別事件の紛争処理過程で生じる費用とが区別されていることに留意すべきである。前述したように、裁判所、民事判決執行機関の組織及び活動と関係がなく、個別事件の紛争処理で生じる費用は当事者負担となる。

## (2) 人的資源

### 1) 国家公務員

公式制度の人的資源（人民裁判所、民事判決執行機関、法律扶助機関の職員）は政治意識、道徳心、健康状態、専門能力等を十分に備え、法律上厳格に定められた責任及び権限を有する国家公務員である。裁判官又は人民参審員に選任されるためには、ベトナム国民で、祖国への忠誠心を有し、職業倫理を備え、法学士号又はそれに相当する学力をもち、社会主義法制を擁護する精神を備える者という要件を満たさなければならない。民事判決執行機関の執行員となるためにも、裁判官等と同様に上記要件を満たすことが必要となる。また、法律扶助機関の職員は、法律専門員という司法職員の資格を有する国家公務員であり、法律扶助に関する業務に携わる。

これらの機関の専門職員には、国家予算から給与、手当が支給され、また、身分証明書、制服等専門活動に必要な物品が支給される。また、当該専門職員は、司法省直轄の法曹養成学校、又は最高裁判所の裁判官養成学校において職業訓練の短期又は長期研修コース（裁判官、裁判書記官、執行員、法律扶助専門員の養成コース）を受講しなければならない。

### 2) その他

公式制度の人的資源には、上記国家公務員の他に、法律扶助機関の弁護士や協力者が含まれている。これらの者は紛争当事者の代理人又は弁護人として、当該当事者の合法的権利を擁護する。これらの者の資格要件は法律で規定されており、弁護士資格の場合、ベトナムに定住しているベトナム国民で、法学士号を持ち、ベトナムの又はベトナムの法律によって認められる外国の弁護士養成コースを卒業し、品行方正かつ公務員ではない者である（弁護士に関する法令第7・8条）。法律扶助機関の協力者の場合、ベトナムに定住しているベトナム国民であり、法学士号を持ち、明確な政治意識を有し、品行方正かつ責任感に富み、任務を全うするに十分な能力を有する者等である。

---

<sup>35</sup> ここ数年、各級裁判所や民事判決執行機関の物的資源や施設は、国家予算が投入されたことで、整備・標準化されている。

<sup>36</sup> 例えば、口頭での法律内容の説明や助言の場合、簡単な内容であれば1時間当たり5,000VNドン、複雑な内容であれば1時間当たり8,000VNドンである。書面による場合、簡単な内容であれば1文書当たり8,000VNドン、複雑な内容であれば1文書当たり15,000VNドンである。また、上記の報酬制度の他に、法律扶助協力者が地方で巡回法律扶助を行う場合、公務員としての出張手当が支給される（通達 No.187/1998/TT-LT-TCCP-TC-TP）。

### 3-2 半公式制度

ベトナムにおける紛争解決のための半公式制度は、草の根レベルの和解と呼ばれるものであり、その目的は、紛争解決に向けた当事者による合意とその履行に関して、助言、支援、説得をすることである。他の和解形式と異なり、草の根レベルの和解は訴訟的な性格を持たず、紛争当事者の自主性と任意をその基本原則とし、当該原則は和解結果の履行においても尊重されている。草の根レベルの和解は、地域社会の自主的活動組織として地域住民が選出し、地方政府が認める草の根レベルの和解組やその他の団体によって行なわれる。この制度の活動を支える物的・人的資源は、基本的に地域社会の住民が拠出・提供し、国家は、当該和解活動に対して管理・監督や指導を行うに留まり、地方政府が状況に応じて当該制度運営に要する経費を支援する。

草の根レベルの和解は、軽微な紛争を対象とし、和解の手順や手続は簡単で、和解方法も多様である。地域住民が当該制度にアクセスする際、ほとんど費用がかからない一方で、当該和解には法的拘束力や強制力がなく、和解によって得られた合意の履行は当事者の任意にのみ基づいている。

#### 3-2-1 草の根レベルの和解に関するベトナム国家の観点

##### (1) 国家による法認

草の根レベルの和解は昔から存在しており、住民間の結束、相互扶助を維持するための良き伝統とされてきた。今日でもベトナムでは、国家として家事紛争を公式制度だけでなく、半公式や非公式制度等の種々の紛争解決制度を通じて処理することを認めている。特に、ベトナム社会には、家庭は社会の細胞、社会の最小単位であるという考えがあり、ベトナム政府は、家事紛争を草の根レベルの和解（半公式制度）を通じて解決することを重視・奨励している。半公式制度が用いられる結果として、ベトナムでは、家庭内紛争の早期解決が図られ、家庭の幸福が維持され、また、裁判所への訴訟件数が削減され、社会及び家庭の時間的・経済的コストを削減することにつながっている。

ベトナムでは、草の根レベルの和解が紛争解決に占める意義とその重要性、及び当該活動の発展が、国家レベルで認められており、憲法上明文化されている（1992年憲法第127条<sup>37</sup>）。ベトナムでは、当該憲法規定を具体化するために、種々の法律が制定されており、草の根レベルの和解に関する法制度（1995年民法第11条<sup>38</sup>、1998年12月15日付草の根レベルの和解の組織及び活動に関する国会常務委員会法令第1条<sup>39</sup>、同法令施行細則である政府議定No.60/1999/ND-CP、司法省ガイドライン）も整備されている。

<sup>37</sup> 法律の規定に従い、住民間の軽微な紛争を解決し、違法行為を取り締まるために地方毎に住民の適切な組織を創設する。

<sup>38</sup> 民事紛争において、当事者間の適法な和解は奨励される。いかなる者も、民事紛争の解決において、暴力を行使し、また暴力の行使による脅迫をしてはならない。

<sup>39</sup> 草の根レベルの和解とは、住民の団結、違法行為の防止、社会及び共同体内の秩序、安全の保持を図り、当事者が軽微な違法行為及び紛争について合意を得て任意でそれを解決することを目的として行われる助言、支援、説得である。

## (2) 制度の概要

### 1) 対象となる紛争

草の根レベルの和解が対象とする地域社会における軽微な違法行為や紛争は、①家庭や地域社会の構成員間や個人間の対立、喧嘩、②権利利益をめぐる民事紛争（財産、民事契約、債務、相続、土地使用权に関する紛争）、③婚姻・家族に関連する権利利益をめぐる紛争（夫及び妻の権利義務の履行、親子の権利義務の履行、養子の扶養、離婚・扶養請求）、④刑事罰又は行政罰に至らない違法行為をめぐる紛争である。

### 2) 制度の担い手

草の根レベルの和解は、和解組又はその他の適切な組織<sup>40</sup>によって、法律の規定、社会道徳、善き慣習・慣例、慣習法に基づいて行なわれる。和解組は組長と組員で構成され、和解の設定・実施のために、地域社会において自主的に組織される。組長及び組員はベトナム祖国戦線委員会及びその委員が推薦し、地域住民が選出し、村落・町の人民委員会が認める者である。

35省及び中央直轄市が公表した報告書によると、2003年6月時点までに、320,165人の和解組員及び81,596の和解組が存在している。これらの和解組が取り扱った235,720件のうち、和解成立件数が200,040件(84.86%)を占め、残りの35,680件(15.14%程度) <ここまで正確な数値があるときは程度は不要なのでは?>は他の機関に移管されている。1998年以降、土地、民事、婚姻・家族、相続をめぐる紛争のうち、年平均で数万件の和解が成立している。特にバックニン(Bac Ninh)省では家事紛争に関して、和解活動が盛んに行われており、同省には5,176名の和解組員及び907の和解組が組織され、1998年から2003年までに12,264件の和解を行っている。当該和解の対象となった紛争の内訳は、土地紛争5,824件、家事紛争4,586件、民事紛争237件、その他である。和解成立の割合は82%(9381件)を占め、これにより同省は司法省から表彰されている。

草の根レベルの和解が対象とする紛争の解決は、草の根レベルの和解組だけでなく、国家機関や社会・政治団体<sup>41</sup>の責任でもあり(2000年婚姻・家族法施行細則である政府議定No.70/2001/ND-CP第2・3条<sup>42</sup>)、草の根レベルの和解において、社会団体が重要な役割を果たしている(草の根レベルの和解の組織及び活動に関する法令第5条<sup>43</sup>)。草の根レベ

<sup>40</sup> 例えば、地域社会のベトナム祖国戦線委員会、ベトナム婦人連合会、旧兵士会、高齢者会、農民会、ホーチミン共産青年団、同年会、同窓会等である。

<sup>41</sup> 社会・政治団体とは、ベトナム祖国戦線委員会、ベトナム婦人連合会、ベトナム労働組合連合団、ホーチミン共産青年団、ベトナム農民会である。

<sup>42</sup> 法律の規定が和解を認めない事項を除き、機関及び組織は、その構成員の家事紛争の和解を行う責任を負う。地方の政治・社会団体、草の根レベルの和解組は、当該地方の家事紛争の和解を行う責任を負い、婚姻・家族法に違反する行為をなした当事者に対して説得、教育を行う。

<sup>43</sup> ベトナム祖国戦線委員会及びその構成団体、その他の社会団体、経済団体、国家機関、人民武装機関、公安は、草の根レベルの和解組及び住民のその他の和解団体の設立、強化について国家機関と綿密に協力し、草の根レベルの和解のための良い環境を整え、法律の規定に従って

ルの和解組の組員は、各地方の婦人会、定年者会、青年団、農民会等の社会団体のメンバーから構成される。紛争当事者が上記いずれかの団体の構成員である場合、当該団体の和解担当者が、状況に応じて、独立で又は草の根レベルの和解組あるいは草の根レベルの和解組員と協力して、和解を行う。

### 3) 紛争処理過程

草の根レベルの和解は、紛争を直接に目撃・把握した和解組員による自主的な提案による他に、和解組長の指示、特定機関や団体・個人の請求、紛争当事者の請求に基づいて、行われる。当該和解は、紛争当事者の希望にそって進められ、紛争当事者に都合のよい時間と場所で行われる。当該和解は、和解組員1名又は数名が担当者となり、当該和解組員は組員以外の者を招いて共同で和解を進めることができる。事案によっては、当事者の親族、知人・友人、隣人、紛争経緯を熟知する長老等が和解組員となる場合もある。個別事例の和解組員には、法律知識と常識を有する紛争当事者に信頼されている者が選ばれる。

#### 3-2-2 財源

和解活動は、司法省各級機関（省、局、室、委員会）及び各級人民委員会を通じて管理されている（草の根レベルの和解の組織及び活動に関する法令第6条、政府議定No.160/1999/ND-CP第5・6条）<sup>44</sup>。ベトナムでは、これらの機関がその責任・任務に応じた管理・監督機能を果たすための財源が、国家によって確保されている。

##### (1) 物的資源

草の根レベルの和解活動は、各地区の予算状況によって異なり、和解の役割や重要性に対する地方政府の認識や関心に左右される。地方政府が和解活動に関心を持ち、支援予算を確保するところでは、和解活動が活発に行われ、高い成果をあげている。逆に地方政府が和解活動に関心を持たず、十分な支援予算を確保しないところでは、和解活動は停滞し、和解成立件数も少ない。支援の程度・金額・内容は地方毎に異なり、月単位で経済的支援を行う地方がある一方で、和解成立件数単位で経済的支援を行う地方があり、また活動支援の一環として文房具を提供する地方もある<sup>45</sup>。地方毎に予算状況が異なることを考慮し

---

草の根レベルの和解を支援・関与する。

<sup>44</sup> 政府は、全国の和解活動を包括的に管理・監督する。司法省は、草の根レベルの和解の管理・監督責任を負い、これに関連して、①和解機関の設置及び和解活動の実施に関する法律の規定を起案し、政府に提出し、又は、その権限の範囲内で関連する法律文書を発行する、②全国の和解組の設置・実施について指導し、共産党の方針や政策、法意識を高める研修コースの開催について各地方司法局を指導する、③全国各地の和解組の活動について小活・総括をする、④草の根レベルの和解の管理・監督に関して各級人民委員会を指導・監督する、という責任を負う。また、地方の司法機関は、草の根レベルの和解活動に対する管理・監督機能について、同級の人民委員会を指導・監督する。

各級人民委員会は、司法省の指導を受けて、和解活動の管理・監督を行う。司法局、司法室、司法掛かりは専門機関として、和解活動の管理・監督について、当該委員会を補助する。各級人民委員会は、個々の具体的な状況や予算に応じて、草の根レベルの和解活動の効果を高めるために、草の根レベルの和解組の強化、業務研修、小活、総括、表彰に関連する経費を支援する。

<sup>45</sup> 例えば、ハノイ市では1和解組当たり月70,000VNドンが支給されているのに対し、ビンズ

て、政府議定 No.160/1999/ND-CP では、草の根レベルの和解活動の経費支援について柔軟な対応が認められている。

全体的傾向では、和解組及び組員に対する補助に関する規定を定めている地方は少なく、全国 64 の省及び中央直轄市のうち、ハノイ市、ビンズオン (Binh Duong) 省、カント (Can Tho) 省の 3 地方政府のみが草の根レベルの和解の経費給付に関する規定を定めている。草の根レベルの和解組員のほとんどは、給与や手当での給付を受けず、任意で和解活動を行っている。旅費、資料、文房具等の和解に関連する経費だけでなく、当事者の紛争に巻き込まれて負傷した場合にも、和解組員は医療費等を自己負担している。

## (2) 人的資源

半公式制度の主要な担い手である和解組員は、品行方正で道徳心、説得力、責任感に富んだ、熱心な者である。和解組員は地域住民により選出され、通常は地域社会の政治・社会団体の構成員であり、男性、女性、高齢者、青年、共産党員、共産青年団員、公務員、定年者等多様な人々が含まれる。

上記の和解組員に加えて、国家機関 (司法省、省・中央直轄市の司法局、区・県の司法室、コミューン(行政の末端単位である行政村)・町の司法掛かり) にも和解担当職員が置かれている。これらの職員は所属機関の任務に応じて和解文書の作成、和解業務の指導、和解活動の小活、総括、表彰等の業務に従事する。コミューンの司法掛かりの場合、草の根レベルの和解制度の強化、和解業務研修コースの開催、和解組員の能力向上、ベトナム祖国戦線委員会と協力して行う四半期毎及び年間での草の根レベルの和解活動の定期的評価及び報告書作成、及びその県行政府への送付、優秀な和解組に対する表彰式の開催等に加えて、戸籍、法律知識の普及、法律資料の管理、民事事件執行の補助、和解等を業務として行っている。現在、司法省には 3 名の担当職員が置かれている。

半公式制度の人的資源は多彩であり、また和解活動に熱心な人々である。彼らは、草の根レベルの和解について経験を有し、地域社会の一般的な紛争、婚姻・家族内紛争の和解に適した人材である。

### 3-3 非公式制度

家事紛争を解決する非公式制度とは、国家権力を代表しない個人又は住民グループ (村落の長老、村長、族長、宗教指導者等) が任意で、行政・司法手続を経ることなく、地域社会 (共同体) 内部で生じた紛争を、道徳規範、風俗、慣習・慣例、慣習法等を適用して家事紛争を解決するものである。紛争が発生すると、紛争当事者又はその親族は、紛争解決の担い手である長老等に相談することができるが、これら紛争解決にあたる者が当該当事者と同一地域に居住することによって、当該紛争解決制度へのアクセスが高められてい

---

オン (Binh Duong) 省内の 11 県のうち 7 県では 1 和解組当たり月 30,000VN ドン及び 1 和解成立毎に 10,000VN ドンが支給されている。アンザン (An Giang) 省のほとんどのコミューンや町では 1 和解組当たり 30,000-50,000VN ドン及び 1 和解成立毎に 20,000VN ドンが給付されている。



る。この点は半公式制度と類似するが、非公式制度では、紛争解決の場として民族集団のロング・ハウス（集団・共同住居）、長老や村長の家、寺院、当事者自身の家が用いられており、また話し合いの時間帯も、紛争当事者の都合に合わせて設定され得る。

### 3-3-1 家事紛争の解決に適用される風俗、慣習・慣例、慣習法

多民族国家であるベトナムでは、各民族がそれぞれ固有の風俗、慣習・慣例、慣習法を有し、これら風俗等が地域社会の社会関係に少なからず作用し、またその社会の管理に影響を与えている。しかしながら、今日の社会的・経済的・文化的状況は長い間に変化しており、これら風俗等が地域社会（共同体）に与える影響も変化している。ここではまず、これら風俗等が家事紛争の解決に果たす役割とその特徴を概観する。

#### （1）風俗、慣習・慣例、慣習法の概念

風俗、慣習・慣例とは、長い年月をかけて、社会生活、生産活動、日常生活を通し形成・受容され、また人々が従う習慣や行動規範であり、社会の発展に伴い変化・受容されてきたものである。風俗、慣習・慣例は、特定の地理的空間や共同体・家族・民族内部において存在し、慣習法は風俗、慣習・慣例から形成されたものが多い。共同体生活のなかで必要かつ遵守されるべきものとみなされる幾つかの慣習・慣例が、徐々に慣習法となっていた。慣習法は、倫理、政治、信義に関する基準であるが、行動として許されることと許されないことを明確に定め、拘束力を有し、違反行為に対する処罰も明確に定めている<sup>46</sup>。

#### （2）家事紛争の解決に対する風俗、慣習・慣例、慣習法の役割

現在ベトナムでは、家事紛争の解決における風俗、慣習・慣例、慣習法の役割は地域社会や共同体毎に大きく異なる。この違いは居住条件、認識、考え方、法制度や他文化から受ける影響等に左右される。全体的に見れば、デルタ地域とりわけ都市において、婚姻・家族に対するこれら風俗等の役割は、過去に比べて薄れている。これに対し、少数民族の居住地域においては、過去程ではないが、婚姻・家族関係（特に、結婚条件、結婚儀式、家庭像、夫婦関係、親子関係、離婚）に関連する慣習・慣例、慣習法は、大きな影響力を持っている。

遠隔地や山岳地に居住する少数民族の共同体では、個人間、又は家庭や共同体内の紛争のほとんどが、慣習法の規定に従って解決される。権限のある国家機関（行政府）又は裁判所は、共同体（村落）が解決できない紛争、又は地方政府から紛争解決を請求された紛争に限って、法律に従って解決する。少数民族に係る紛争のうち、行政府や裁判所が解決した件数は、全解決件数の数十%を占めるのみである。また、行政府や裁判所が既に解決したにもかかわらず、村民が慣習法に従って再び審理した特別な事例さえある<sup>47</sup>。

これら少数民族が、今日においても風俗等の影響を受け続けているのは、その居住地である山岳地、遠隔地の経済・社会発展が遅れ、住民の法意識や知識も限られ、また儀礼や

---

<sup>46</sup> Tran Huu Son (1999).

<sup>47</sup> Le Hong Son (2000).

慣例の適用が何世代にもわたり人々の意識に深く根づいているからである。これら風俗等が、積極的・消極的な面を含めて家事紛争を含めた紛争一般の解決に今でも適用されていることは事実である。

### (3) 婚姻・家族法と比較した風俗、慣習・慣例、慣習法の特徴

#### 1) 風俗、慣習・慣例、慣習法と婚姻・家族法との類似性

ベトナムの風俗、慣習・慣例、慣習法には 2000 年婚姻・家族法に関連するものが多いが、その大部分は、同法と矛盾することなく、類似している。家事紛争の解決に適用される風俗等には、公式制度が解決の対象とする事項を取扱う規定が多く含まれている。

例えば夫婦関係について、2000 年婚姻・家族法第 18 条<sup>48</sup>が定める夫婦間の協力・扶助と同じ趣旨の内容が、Ede 族慣習法第 109 条<sup>49</sup>、M'ngong 族慣習法<sup>50</sup>に定められている。また、Jrai 族及び BahNar 族も一夫一妻制を尊重する慣習法を有しており、妻を離縁する夫に対する牛 2 頭の支払いという慣習的刑罰<sup>51</sup>が規定されている<sup>52</sup>。この 2 つの民族の生活状況が困難なことを考えると、牛 2 頭は大きな財産であり、その支払いは極めて重い刑罰であるといえる。この他に、この 2 つの民族では、離婚後の子育て及び財産分割に関する解決方法も定められているが<sup>53</sup>、その内容はかなり合理的で、基本的には 2000 年婚姻・家族法に適合していると言える。この他にも、夫婦関係に悪影響を与えるものとして重婚を含めた不倫の禁止を規定する 2000 年婚姻・家族法第 4 条<sup>54</sup>と同じ趣旨の内容を定めるものとして M'ngong 族慣習法<sup>55</sup>や Jrai 族・BahNar 族慣習法<sup>56</sup>が存在している。

<sup>48</sup> 夫婦は、互いに忠誠心を持って愛し合い、尊重し合い、助け合う。

<sup>49</sup> Institute for Folklore Culture Research (1998a)：彼らは（夫婦）、自らの象に鎖をかけ、ドラを吊り掛け、凶を手摺に入れ、お互いの結婚を許すように泉の上流にある菩提樹に求めた。娘を娶る以上、死ぬまでに一緒に生活しなければならず、お酒をすすめられれば飲み干さなければならず、・・・夜にはこうだと言いながら昼に違うことを言うことは、互いに背くことであり、こういうことはしてはならない。

<sup>50</sup> Institute for Folklore Culture Research (1998b)：喧嘩をしたら仲直りをする。布団や畳を破らないように、畳や布団を二つに切らなくてすむように、またスカートやズボンを破ると困るから。夫婦は幸せに暮らし、子供、兄弟、親を扶養し、困ることに遭っても別れないように、塩がなくなっても、火事に遭っても、水に流されても、債務を負っても、別れないように。

<sup>51</sup> 名誉毀損に対する賠償として妻に対して牛 2 頭、夫婦間に子がいる場合には子の扶養としてさらに牛 2 頭の支払いが規定されている。また、財産がない場合、夫は土地で賠償しなければならない。

<sup>52</sup> Tran Xuan Hiệp (1999).

<sup>53</sup> 夫婦各々の所有財産は各々のものとなる。離婚を請求した夫は子の扶養及び妻への名誉に対する賠償をしない場合、自己所有財産の全てを妻及び子に残す。離婚を求めた妻は自己所有財産があれば、夫が離婚を求めると同じように分割し、妻は子を養育しなければならない。この場合、夫が養育費を支払うかどうかは、本人の経済力による。また、扶養するとしても、自分から離婚を求めるとしても、扶養の金額は少なくなる。

<sup>54</sup> 結婚している男女が他人と結婚し、又は夫婦のように同居することを禁じ、また未婚の男女が結婚している人と結婚し、又は夫婦のように同居することを禁じる。

<sup>55</sup> 妻が姦通すれば夫が死んでしまう。夫は姦通すれば、妻が死んでしまう。姦婦は罪を犯す。姦夫は罪を犯す。

<sup>56</sup> 姦夫は豚 1 匹又は牛 1 頭を罰として差し出し、また妻及び妻の家族の名誉に対して謝罪する

## 2) 時代遅れとなった婚姻・家族に関する風俗、慣習・慣例、慣習法

少数民族の風俗、慣習・慣例、慣習法の中には時代遅れで現代生活に適合せず、2000年婚姻・家族法に反するものも存在している。例えば、父権制度や母権制度の下での婚姻・家族関係は夫婦間、息子・娘間の平等を保障していない。父権制度の下にある北部地域の少数民族（Hmong、Tay、Dao、Thai等）の慣習法には、女性を男性に比べて不利な立場に置くものがある<sup>57</sup>。これに対して、母権制度の下にある少数民族（Ede、C'ho、Mnong、Bana、Cham、Jrai等）の慣習法では、離婚における子の扶養<sup>58</sup>や財産分割<sup>59</sup>において、男性を女性に比べて不利な立場に置くものがある。

### 3-3-2 非公式制度に関する国家の見解

家事紛争に風俗、慣習・慣例、慣習法を適用する法的根拠は、2000年婚姻・家族法<sup>60</sup>に規定されている。2002年3月27日には、同法を少数民族の婚姻・家族関係に適用することを目的として、政府議定 No.32/2002/ND-CP が公布され、少数民族の婚姻・家族関係に関する国家の責任が明記された（第3条<sup>61</sup>）。政府議定 No.32/2002/ND-CPによれば、国家は、家事紛争の解決について、2000年婚姻・家族法に反しない限りにおいて、良き風習や慣習を活用することを奨励する。政府議定 No.32/2002/ND-CPでは、同時に、2000年婚姻・家族法が規定する婚姻・家族制度の基本原則に反する時代遅れとなった風習等の適用が禁止されており、同議定公布に際して、婚姻・家族に関連して継続すべき良き風習等と、禁止・廃止すべき時代遅れの風俗等を明記した一覧表<sup>62</sup>が公表されている。一覧表の概要は以下の通りである。

①国家が支援する風習、慣習とは、任意の下で行なわれる一夫一妻の婚姻制度、子の養育における夫婦の平等、夫婦の協力、扶助、忠誠心に基づく夫婦関係、息子と娘の無差別

---

ために崇拝しなければならない。姦婦も同様な処罰を受け、再犯しないと約束しなければならない。

<sup>57</sup> ハザン（Ha Giang）省婦人幹部グループからの回答。：妻の請求によって離婚が成立する場合には、嫁の家族は婿の家族に結納品を返し、その他の費用を支払わなければならない。また、夫の請求によって離婚が成立する場合でさえ、嫁の家族は婿の家族に有納品の半分を返さなければならない。また、離婚した後、再婚する女性は如何なる財産も持って行ってはいけない。夫が亡くなった場合、妻は夫の遺産を相続してはならず、再婚する場合、亡くなった夫との共同生活期間において夫の家族に対して経済的に貢献しても、如何なる財産も持って行ってはならない。

<sup>58</sup> Chu Thai Son (2000)：夫婦が離婚する場合、その理由を問わず、夫婦の子の全て母に育てられ、夫は独りで家を出なければならない。

なお、これらの慣習法は妻や子を扶養しない怠惰な男性に対する罰則を規定するが、怠惰な妻に関する規定は定められていない。

<sup>59</sup> Institute for Folklore Culture Research (1998b)：家族財産は母のものになり、娘がこれを相続する。財産を持つ未婚の息子は、その財産を母親又は姉妹に預けなければならない。

<sup>60</sup> 婚姻・家族の関係において、本法の規定に違反しない限りにおいて、各民族の固有文化に基づく風俗、慣習を尊重し、発展させる。

<sup>61</sup> 関係省庁は、少数民族に対して、婚姻・家族に関する法律の規定を実施し、各民族の婚姻・家族関係に関する固有の良き風習、慣習を発展させ、時代遅れの風俗、慣習を廃止するための政策、措置を策定・実施する。

<sup>62</sup> 本報告書末に参考資料として掲載。

扱い、実子と養子の無差別扱い等、婚姻・家族の維持を尊重し、評価するものである。

②禁止される風俗、慣習とは、一夫多妻の婚姻制度、離婚を理由とする元夫や元妻に対する結納品の返還請求や処罰、再婚する寡婦や夫が負う元夫や元妻の家族への結納金返還義務、夫婦の平等や息子と娘の平等を確保しない父権・母権制度等、2000年婚姻・家族法及びその基本原則に反するものである。

### 3-3-3 非公式制度の資源

非公式制度による紛争解決は、地域社会の自主性の下で行われることから、その物的・人的資源は地域社会によって確保され、国家は地域社会による資源提供のための環境整備といった側面支援を行っている。

#### (1) 物的資源

紛争解決にあたる恒常的施設や設備は、非公式制度の長（族長、村長、組長、宗教指導者）の家屋、又は地域社会（共同体）の生活の場所である家族の会堂、村の会堂、ロング・ハウス（タイグエン（Tay Nguyen）省の場合）、また場合によって紛争当事者の家自体が紛争解決場所となる。この制度に係る活動経費や資料、紛争解決の担い手である個人・組織に対する報酬・手当では全て地域社会（共同体）により賄われる。

#### (2) 人的資源

非公式制度の人的資源は、地域社会の構成員であり、自薦・他薦に基づいて住民によって選出された者である。そのため、非公式制度の担い手の社会階級、年齢は多様である。しかしながら、非公式制度の目的を達成するため、紛争解決の担当者は、地域社会の構成員から信頼され、道徳心を備え、地域社会の事情・慣習・倫理等につき充分理解している者という一定の条件を満たさなければならない。そのため、主に村長、族長、宗教指導者がこうした和解活動を行うことが多い。

## 4. 家事紛争解決制度の評価

前節では、ベトナムにおいて並存する紛争解決の諸制度を概観した。貧困層・富裕層、高学歴者・低学歴者、都市・農村、多数民族・少数民族等、其々の集団が置かれた状況により、紛争解決方法の選択が異なり、また、ジェンダーや年齢もこの選択に影響を及ぼす可能性がある。本章では、各々の紛争解決制度を、主に貧困の観点からのアクセス度、法的拘束力・強制力、紛争解決の有効性、ジェンダーとの関連で評価する。

### 4-1 公式制度

#### 4-1-1 アクセス

家事紛争を解決する公式制度は、法律の規定で明記された制度であることから、心理的要素や制度の手続や費用等が原因となって、とりわけ貧困層によるこの制度へのアクセスが制限されるという限界が存在している。

### (1) 心理的要素

同じ共同体で生活する住民間に紛争が生じたとき、当事者は相手を裁判所に訴えることに躊躇する。訴訟を望む者はおらず、訴訟は最後の手段であり、避けるべきものという心理が働いている。共同体の構成員は協力・助け合わなければならないという考えが、「遠くの親戚より近くの隣人」という諺に端的に現れている。また、ベトナム社会では、家庭の構成員は、婚姻関係、血縁関係、とりわけ子に対する責任、そして感情に強く拘束されている。そのため、「家庭内の問題」を裁判所に訴えるのは、容易なことではない。この他にも、当事者の法律知識の不足やそれに起因する劣等感も、貧困層が公の場に出ることを躊躇する心理的要因となっている。

『ベトナム社会には家事紛争は家庭内で解決すべき』という考えが広く浸透している。そのため、ベトナム人は紛争を裁判所に持ち込むという考えに、まだなじみが薄い。またベトナム人は『ある世代が裁判所に訴訟を提起すれば、続く9世代が互いに反感、敵意を持ち続ける』と考える傾向にある。訴えを起こすことは大変な決心を必要とする重大事であるため、訴訟の提起を嫌う。さらに一般住民は法律知識が不十分であるため、訴訟の提起方法、解決方法、権利救済について十分に理解していない。<sup>63</sup>

「家庭生活において、夫婦は子供のために互いに我慢している。我慢できない状況に至った場合に限り、当事者は裁判所に離婚を請求する。」<sup>64</sup>

「私は離婚前、よく夫に暴力を振るわれた。何度も和解が行われたが、彼は変らなかつた。酷い暴行を受けた。警察沙汰にもなった。最初は、離婚を決断することができなかった。和解が行われたし、また離婚すれば子供が父なし子になると考えていたからである。しかし、我慢にも限界があり、離婚を請求せざるをえなかつた。」<sup>65</sup>

例えば、離婚を考える夫婦が存在する場合、公式制度に訴える前に（裁判所への離婚請求前に）、当事者や家族の構成員は、半公式制度等を通じて、可能な限り夫婦関係を救おうと考える。貧困層において、婚姻・家族問題が深刻化するにもかかわらず、一定の理由（紛争解決に対する意識、不十分な法律知識、経済的困難等）により、婚姻関係を解消するために裁判所へ訴えることができない場合、次の2つの道しかのこされていない。①問題を抱えながらもその状態に耐え忍びつづける道。これは、当該家庭をさらなる窮乏状態へ追いやる可能性が高い。②別居の道。これは、夫婦間では事実上の独身関係となるが、法律的にも社会的にも再婚することはできない。

「幾つかの地方では、離婚の要望がある場合、当事者は地方政府、すなわちコミューンの人民委員会に申請書を送付し、それに基づいて草の根レベルの和解が行われる。これは法律の規定によるものではなく、単なるならわしである。また、婚姻・家族法は草の根レベルの和解を奨励している。草の根レベルの和解

<sup>63</sup> ハノイ市ザーラム (Gia Lam) 県裁判所長官 (女性) からの回答。

<sup>64</sup> ハノイ市ハイバーチュン (Hai Ba Trung) 区裁判所長官 (女性) からの回答。

<sup>65</sup> ハザン省の婦人からの回答。

の実状に鑑みて、草の根レベルの和解は積極的な面が多いといえる。草の根レベルの和解において、担当者は事情をよく理解しているので、夫婦間の一時的な対立に関して和解を助言することによって、その対立が解消され、夫婦仲が修復される場合も多い。裁判所を通した離婚請求の場合、裁判所がそれを早期解決し離婚に至ると、あとで当事者が後悔してももう手後れである。」<sup>66</sup>

## (2) 訴訟手続

公式制度の訴訟手続を遵守するために、当事者は読み書き能力や法律知識だけでなく、訴訟費用を負担できる経済力と訴訟手続に参加する時間的余裕をもたなければならない。

離婚請求の場合、当事者は、法律の規定に従った書式で離婚請求書を作成し、これを裁判所に届け出なければならない。当該申請書が受理され、裁判所において手続が開始されると、裁判所への出頭も必要となる。しかしながら、貧困層、とりわけ遠隔地や山岳地に住む人々は、このような読み書き能力や法律知識、時間的・経済的余裕をもたない。また、訴訟手続の遵守に関連して生じる問題の一部は、弁護士を依頼することで解決され得るが、しかし、ベトナム社会では、弁護士に法的問題を依頼するという習慣は未だ確立されていない。そのうえ、弁護士数も非常に限られており、大都市に集中するという現状がある。そのため、貧困層は、弁護士報酬を支払う経済力に欠けるという問題に直面しているだけでなく、その多くが主に農村、山岳地、遠隔地に居住するという現状から、弁護士に法律相談を行うことさえ難しい。

ベトナムでは現在、前述したように、貧困層を対象とする法律扶助制度を整備し、これにより、貧困層の法律知識のある程度の向上や、貧困層による公式制度へのアクセスのための条件が作り出されつつある。しかしながら、貧困層が、無償法律扶助を受けるためには、法律扶助対象者確認書を法律扶助機関に提出しなければならず、当該確認書作成において、裁判所提出の申請書作成と同様の問題に直面することになる。

「ドンナイ (Dong Nai) 省 M 県のコミューンに一時的に居住する LTM 婦人の息子は強盗事件に係ったため逮捕された。息子の弁護人として、法律扶助センターの弁護士を依頼するために、M 婦人は無償法律扶助の対象者である確認書を申請しなければならなかった。しかし、コミューンの人民委員長は M 婦人が同コミューンに住み始めたのが最近であり、貧困者に該当するかどうか分からないという理由で確認書の発給を拒否した。M 婦人は元の居住地 (ホーチミン市) の行政府に確認書を申請したところ、既に戸籍が移転しているので同機関の管理対象者ではなくなったことを理由に法律扶助の対象者であることの確認を拒否された。」<sup>67</sup>

## (3) 費用について

公式制度の場合、前述したように民事事件の紛争当事者は訴訟費用として 50,000VN ドンを負担する。労働・傷病・社会省が定める、地域別の貧困世帯の 1 人当たりの月間平均収入を基準にして当該金額をみると、この訴訟費用は山岳地域や島嶼地域の貧困世帯の 1

<sup>66</sup> ハノイ市ザーラム県裁判所長官 (女性) からの回答。

<sup>67</sup> Hoang Gia Khanh (2004).

人当たりの月間平均収入の62%、デルタ地域の農村の貧困世帯の1人当たりの月間平均収入の50%、都市の貧困世帯の1人当たりの月間平均収入の33.33%に相当している。従って、裁判所への訴訟提起に当たり、経済的に最も困難な地域である遠隔地や山岳地における貧困層及び準貧困層は、1人当たりの月間平均収入の3分の2の金額を支払うことになり、これは、これらの者にとって当該訴訟費用は相当な金額となる。

「私は、夫婦と子供4人の家族を知っている。夫は妻がいるにもかかわらず未婚の女性と不倫し、彼女と同居して子供が1人いる。この夫は夫婦が共有している畑を自分の所有であるとし、また妻がその畑で穀物の栽培をさせなかったと怒り、妻の脚を折る程の暴力をふるった。妻が婦人会に相談した結果、婦人会は裁判所による紛争解決を薦めた。しかしその後15日たっても、この事件は裁判所に提起されなかった。夫が訴訟の提起をしたがらないのは当然であるが、妻は原告として訴訟費用の支払いができないので提起しなかった。」<sup>68</sup>

訴訟費用の場合、貧困層であればその全部又は一部が免除されるが、前述したように訴訟費用以外の費用については、当事者負担となっている。これらの費用は、貧困層が負担できない程の相当な金額である。多数の事件において、当事者は、訴訟費用の一部又は全部を免除されても、訴訟提起できず、又は途中で断念している。家事紛争の解決において、経済的困難は貧困層の裁判制度へのアクセス機会を奪う可能性がある。

「離婚事件において、当事者は50,000VN ドンの訴訟費用を事前に支払わなければならない。その他、関連する費用も自己負担である。お金のない貧困層は訴訟を提起することはできない。裁判所への訴訟提起によって権利が救済されるとわかっていても、訴訟を行うことができない。」<sup>69</sup>

親子関係の確認事件において、男性Aが、女性Bの子Mの父親であると訴えられた。裁判所の認定によれば、BがMを妊娠した時期に、BがAと同居したので、AはMの父親であると判断した。Aはその時期にBと同居した事実を認めたが、Mが自分の子であることを否認した。しかし、Aは自己の主張を立証する証拠を提出できなかった。なぜなら、DNA鑑定費用が高額であって、Aがその費用を払えなかったからである。そのため、裁判所は法律の規定に従って、AがMの父親であると判断している。この判断はあくまで推定にすぎず、生物学的には、AがMの父親ではない可能性が残る。

#### 4-1-2 法的拘束力・強制力

裁判所の確定判決は法的拘束性を持ち、強制力を伴う。紛争当事者のみならず、法律に基づいて、人民裁判所、民事判決執行機関はその権限及び機能において、確定判決・決定を厳格に執行しなければならない。民事判決執行機関は、人民裁判所の確定判決・決定の効力を確保するために、有効な執行手段を講じる。当事者が確定判決・決定を執行しない場合、強制執行に付され、さらに法律によって罰則を受ける場合もある。

<sup>68</sup> ハザン省の婦人会幹部（女性）からの回答。

<sup>69</sup> ハノイ市ザーラム県裁判所長官（女性）からの回答。

夫 A は妻 B に対して常に精神的・身体的暴行を加え、そのため B は離婚を訴えた。草の根レベルの和解組による和解の結果、A が暴力を止め、B も A を許すのであれば、この事件は解決されることになる。しかし、A が暴力行為を続ける場合、A に暴力行為を止めさせることは、もはや草の根レベルの和解組の権限を越えている。この場合には、草の根レベルの和解よりも裁判所による紛争解決方式を活用することによって、B の権利救済がより確実に実現されることになる。裁判所は A に暴力行為を止めるように命令することができ、また、A の暴力行為が犯罪構成要件を満たしていると認められれば、裁判所は検察庁に A の起訴を求めることができる。さらに、A の暴行が B への物質的損害や精神的・身体的傷害を生じさせている場合には、裁判所は、B の離婚請求を認めるのみならず、B に対する損害賠償の支払いや扶養義務を、A に命じることができる。当該裁判所の判決を A が履行しない場合には、B は民事判決執行機関に判決の強制執行を請求することができる。このように、公式制度においては、国家機関は家庭の構成員の侵害された権利を救済するために、強制執行も含めて全ての法的手段を講じることができる。

#### 4-1-3 紛争解決の有効性

裁判所の確定判決・決定の執行状況は、判決の実現性、執行機関、当事者の意識、判決執行管理制度等、多くの要素に左右される。

##### (1) 判決の実現性

司法省の報告書によれば、裁判所の確定判決の多くが、様々な要因によって執行されていない<sup>70</sup>。判決履行義務を負う当事者（執行債務者）が、当該履行に必要な経済力を有していないという要因の他に、執行機関に関連する要因、例えば、地域によって当該機関の長や執行官が判決執行を故意に遅らせる、判決執行に積極的でない、強制執行の妨害行為を講じるという要因がある<sup>71</sup>。判決の執行に、裏金が必要な状況が発生しており、貧困層が、裁判所による紛争解決を望まなくなり、別の紛争解決方式を選択せざるを得ない状況となっている。

「法律に対する国民の信頼は薄れつつある。ある離婚事件において、コミュニンの幹部である夫が、裁判官と事前に話を付け、その結果、家庭の全財産が夫のものであり、妻には一切の財産を認めないという判決が裁判所から出された。住民はその判決に驚きと疑いの目を向けた。」<sup>72</sup>

##### (2) 判決執行官

現在、判決執行官の数が不足し<sup>73</sup>、その専門的知識や経験も不十分な状況にある。そのため、民事判決の執行は、現実のニーズに応えられていないのが実情である。多数の事件

<sup>70</sup> 2002 年末まで確定した民事判決 450,971 件中、173,078 件（38.37%）が執行されていない。

<sup>71</sup> 2001 年、司法省は、執行機関の職員 23 名に対して職業処分を行った。そのうち 2 名は退職処分、判決執行部副部長 1 名・判決執行隊長 1 名・執行員 2 名に対して解任処分、執行員 9 名に警告処分、執行員 8 名に非難処分を行っている。

<sup>72</sup> 北部山岳地域の省の婦人会幹部（女性）からの回答。

<sup>73</sup> 2001 年の時点で、省級判決執行員 124 名、県級判決執行員 218 名が不足している。全国の執行機関のうち 4 機関に執行員が存在しない。



において、当事者の権利や利益が十分に救済されておらず、司法機関に対する国民の信頼も低下している。

### （３）法意識

民事判決の執行は、執行債務者に経済的・心理的ダメージを与える場合も多い。そのため、法意識の低い当事者やその親族が判決執行を妨害し、判決執行が遅延する状況が発生している。さらに、共産党を含めた関係省庁や個人が、所属部局の利害を優先させて、裁判所の確定判決・決定を尊重せず、公権力を濫用して判決執行を遅延させる場合がみられる。

「国民の法意識がまだ不十分である。確定判決が執行力を有し、全ての国民及び組織は当該判決の履行義務を負うということが、国民に十分に理解されていない。仮にその判決の内容が当事者の望むものでなくとも、当事者が履行すべきであることを国民は理解していない。また、判決の執行に対する国家機関、地方政府、一般社会の認識がまだ低い。裁判所が審理し、判決が確定しているにもかかわらず、地方政府が、判決は正しくないとして判決の執行を行わない場合もある。またコミューン、町等の下位の地方政府レベルでは、親族関係が判決の執行に大きく作用している。例えば、当事者の親族が地元において大きな政治力を持っているため、判決の執行が難しくなった例が幾つかある。判決の執行には多くの困難を伴う。」<sup>74</sup>

### （４）判決執行の管理機関

現在、判決執行の管理に関して幾つの問題がある。民事判決の執行を管理する国家機関の任務、権限、機能が明確化されていない。各々の管理機関の責任が明確に決っていないため、任務の履行において重複が生じ、家事紛争を含む民事判決の執行作業の効果が限られている。

#### 4-1-4 ジェンダーの観点からの評価

公式制度へのアクセス（裁判所の訴訟手続）において、男性は女性よりも有利な立場にある。男性は、女性ほど家事や育児に時間的に拘束されないため、裁判所に出頭することが可能である。また、男性は女性よりも学力が高く、読み書き能力を有する比率も高い。男性の離婚請求の理由として、妻が自己の学業や仕事のため家事に専念せず、家族を大切にしていないというものが多くある。学歴向上や仕事等の社会進出を伴う活動は女性のすべきことではないと考える傾向が、男性にいまだに見られる。これに対して、女性による離婚請求の理由の多くは、夫からの深刻な精神的・身体的暴行や虐待を受けているというものである。

「夫による離婚請求には妻の不倫という場合も少なくない。伝統的な考えに基づいて妻の役割を捉えており、妻は社会に出て活躍するよりも家事に専念すべきであると考える夫は少なくない。例えば、妻が日本や欧米諸国に留学すると、夫は、妻が家族のことを考えていないと考え、離婚請求につながる場合がある。また、妻が校長や副校長、企業の社長や副社長等の場合、出張のため家を空ける時間が増えると、夫がそ

<sup>74</sup> ハノイ市ザーラム県裁判所長官（女性）からの回答。

れを理由に離婚を訴えることがある。」<sup>75</sup>

「離婚請求の原因はたくさんある。現在、女性による離婚請求の主な原因は夫による不倫である。夫の不倫が一過性の場合であれば妻はそれを許し、婚姻関係を維持するが、夫が妻に給料を渡さず、暴力をふるい、またそれが長く続けば、妻はそれを我慢できずに離婚を訴える。」<sup>76</sup>

多くの女性にとり、公式制度による家事紛争の解決は彼女達を不幸な婚姻のみならず、夫による暴力・虐待から解放するものとなっている。この点は、半公式制度や非公式制度によって得られないものである。しかしながら、公式制度による紛争解決では、夫婦の共有財産分割において、女性が損失を被る可能性がある。ベトナムでは、多くの場合、夫が財産の購入決定権を持ち、そのため当該財産は夫名義である。夫名義の財産が夫婦共有財産であると立証されない場合、妻は当該財産から何も受け取ることができない。さらに、夫婦が夫の両親と同居する場合、共有財産分割を巡る問題は一層複雑となる。この場合、家庭の財産は夫婦の共有ではなく夫の家族と夫婦の共有財産とされる。共有財産の分割に当たり、裁判所は当事者の当該財産に貢献した割合を算定することになるが、現在当該算定基準やそのためのガイドラインは存在していない。そのため、裁判所は、個別事件毎に、具体的状況を考慮して当該割合を決定するが、家庭の財産への家族員による貢献度は、各人が現実に獲得した金銭の額にのみ基づいて算定される場合が多い。結婚生活を長年にわたり続けてきたにも関わらず、家庭内での無償労働に従事してきた妻には、こうした算定方法は不利となる場合が多い。

「財産をめぐる紛争が生じる場合、女性は多くの困難に遭遇する。例えば、妻は長期間にわたって共同生活を送っていたので夫を信じていて、民事取引において行なわれる全ての共有財産は夫の名義で登記される。そのため、裁判所では当該財産が夫婦共有財産であることを立証し難くなる。これは女性にとって非常に不利となる問題である。」<sup>77</sup>

「夫の家族と同居している場合にも、嫁がどれほど貢献したかということについて証明するのは難しい。仮に証明できる場合であっても、嫁が貢献した労力に相当するものではない。」<sup>78</sup>

裁判所に離婚を訴える女性は、子の扶養においても不利益を被る可能性がある。離婚事件において、女性が子の扶養を行う比率は男性よりも高い。女性による子の扶養の場合、裁判所は、夫の支払うべき扶養料決定において、扶養者の収入とその可能性、被扶養者のニーズを検討する。しかし、扶養者の給与以外の収入を把握することは現実的に難しく、扶養者の収入等を実際に把握することは困難である。また、定職に就いていない者は、実際に扶養料を支払うことが難しい。このような原因から、裁判所が支払いを命じた扶養料の額が十分ではなく、被扶養者の日常生活の基本的ニーズが満たされないことがある。子の養育を引き受けた妻は、離婚後に夫から受け取る扶養料の不足分を補うために、さらな

<sup>75</sup> ハノイ市の弁護士（女性）からの回答。

<sup>76</sup> ハノイ市の弁護士（女性）からの回答。

<sup>77</sup> ハノイ市の弁護士（女性）からの回答。

<sup>78</sup> ハノイ市の弁護士（女性）からの回答。

る苦勞をしなければならない。この他、元夫が扶養料支払い義務を怠る場合もある。その場合、元妻は扶養料支払いの強制執行を求めることになるが、多くの場合、離婚した妻は扶養料を受け取れないまま、自力で子育てをしている。さらに離婚女性は、離婚男性よりも再婚の可能性が低くなるという問題にも直面している。離婚女性は育児に時間を割かなければならず、結婚相手を見つける機会が少なく、その結果再婚機会も少なくなる。また、離婚女性に対する社会の偏見も、離婚女性の再婚を妨げる原因の1つとして考えられている。

「離婚に対する社会の目はいまだ厳しい。離婚は、女性と子供に深刻な影響を及ぼす。とりわけ農村に住む女性は離婚後、再婚できない場合が多い。また離婚した女性の子供は偏見に満ちた目で見られ、深刻な影響を受けている。」<sup>79</sup>

## 4-2 半公式制度

### 4-2-1 アクセス

草の根レベルの和解の最大の長所は、住民とりわけ貧困層が容易にアクセスできる点である。この長所は、草の根レベルの和解というならわし、家事紛争の解決に関する心理的要素、紛争解決の過程や手続、費用の各面に現れている。

#### (1) ならわし

和解は、ベトナムの地域社会（共同体）において長年にわたり存在してきたものである。草の根レベルの和解組が設立される以前から、地域社会の結束力を維持するために、地域内の紛争を解決する者が存在していた。その後、最下部の行政単位である村落、町、隣組等において、和解組が設立された。和解組員は、住民により選出された共同体構成員であり、地域社会の事情に精通している。そのため、住民は紛争が生じると、身近な存在である和解組員と連絡を取り、紛争の和解を求めることができる。

「私は定年してから長年にわたり和解活動に携わっている。もっとも、最初の頃は、和解組はまだ設立されておらず、単に村落の団結を維持するために、個人的に和解を進めただけであった。当時、隣人が互い  
にいがみあったり、喧嘩したりする場合には、地域社会の年長者や隠居者が和解にあたっていた。」<sup>80</sup>

#### (2) 心理的要素

家事紛争が発生した場合、通常では当事者は、自分のごく親しい仲間内だけでできるだけ紛争を解決したいと望む。まず家族内において紛争の解決が試みられるが、そこで解決できない場合、はじめて地域社会において紛争が処理されることになる。和解組員による和解活動が行われ、裁判所への紛争提起を行うことなく、紛争当事者は、互いの理解を深めながら、協議を通じて合意に至ることで、問題解決を図っていく。

<sup>79</sup> ハノイ市ザーラム県裁判所長官（女性）からの回答。

<sup>80</sup> ハノイ市ザーラム県の和解組員からの回答。

また、当事者は、紛争解決過程において、裁判官と対面する時とは違い、地域社会の構成員である和解組員とは、気軽に話し合いをすることができる。和解組員は、当事者と個別に面会して、説得を試みるので、裁判上の和解（民事事件解決手続に関する法令第44条第1項<sup>81)</sup>）のように、大勢の目の前で私的な問題を話す時とは異なり、私的な雰囲気の中で劣等感を感じることなく話し合いをすることができる。

「多くの場合、当事者の友人が良い解決策を思いつく。例えば、当事者が頑なになっているときも、親友の助言は受け入れられる場合がある。そのため、その親友に協力をしてもらうこともある。また、ある村落において紛争が生じた場合、住民に相談し、住民たちから当事者に助言するように協力してもらうこともある。紛争が生じたとき、住民達は、他の関連組織と協力し合って、和解を行う。」<sup>82)</sup>

### (3) 手続

半公式制度の場合、和解の請求者は当事者に限られない。和解組員や和解に関連する組織・個人が和解の請求者として認められている。また、和解組員は、自らが積極的に和解を行うのみならず、紛争の目撃者、紛争をよく把握している者を和解に参加させることもできる。このような和解の方法がとられることで、住民とりわけ貧困層や女性は、容易にこの制度にアクセスできることになる。貧困層や女性が、経済的・時間的問題から和解組員へ和解の申立てに行くことができない場合、和解組員が自ら当事者の家を訪ねて、和解活動にあたる。草の根レベルの和解では、住民は公式制度のように申請書等の作成や裁判所への出廷の必要もない。住民は、いつでもどこでも、和解組員に和解の依頼を口頭で伝えることができ、低学歴で法律知識の少ない人々（主として貧困層や女性が多い）が、事情で家を空けられない場合でも、容易に草の根レベルの和解にアクセスすることができる。

「和解組員は状況をよく把握し、積極的に和解をすすめる。和解組員は町、村落等の事情を把握した上で、和解活動を行う。紛争発生後、初めて当事者が和解を求める事件もあるが、紛争状態には至っていないが対立が生じた段階において、和解組員は事前にそれを把握すべきである。また、和解組員間の会議が定期的に行なわれ、地域社会や家庭・家族の事情・状況をよく把握している。ある親戚同士は、数十年以上対立状態にあり、互いに絶交していた。そのような事態に対処するため、和解組員は、色々な対策を工夫する必要がある。例えば、その家族の親類の結婚式や葬式等の機会を利用して、和解組員が手伝いに行き、そこで仲直りのための和解活動を進める。あるいは、村落の歴史遺跡や寺院の建立という機会を利用して、当該建設事業へ寄進しようとしている家族に対して、その寄進が十分な意味をもつためにもまず家族内の対立を解消し、仲直りすることが必要であると説得し、助言する。」<sup>83)</sup>

### (4) 費用

草の根レベルの和解へのアクセスにおいて、地域住民は、宿泊費、交通費、訴訟費用等の経済的・時間的コスト負担が少なく済む。また、和解組員は地域社会の構成員であり、その和解活動に報酬を支払う必要もない。

<sup>81)</sup> 原告、被告、及び利害関係者が和解協議に出頭する。

<sup>82)</sup> ハノイ市ハイバーチュン (Hai Ba Trung) 区和解組員 (男性) からの回答。

<sup>83)</sup> ハノイ市ザーラム県の和解組員 (男性) からの回答。

#### 4-2-2 拘束力

公式制度と異なり、草の根レベルの和解の拘束力は弱い。当事者は和解の結果や合意に拘束されることはなく、あくまで任意で当該結果や和解が履行されることが期待されている。当事者が合意に至り、当該合意を履行した時点で和解活動は終了する。ほとんどの場合、合意は口頭のみでなされ、当事者が請求した場合に限り合意書が作成される。和解組員は、当事者に対して合意を履行するように助言するに留まり、合意を強制的に履行させることはできない。合意を履行し難い場合、和解組員は、村長、地域社会の指導者、コミュニティや町の人民委員会に対して、当事者に合意の履行を後押しするよう求めることができる。また、道徳、隣人間の関係に関する社会規範も、当事者による合意の履行を促進する効果をもつ。

#### 4-2-3 紛争解決の有効性

草の根レベルの和解活動による紛争解決の有効性は、和解組員、和解活動への各級地方政府の支援、和解組と他の組織・機関との協力関係等の要因に左右される。

##### (1) 和解組員

和解組員は和解活動において重要な役割を果たしている。和解組員は、第一に地域社会において信頼された人でなければならない。第二に、和解組員は和解という仕事に熱心で意欲をもっていなければならない。第三に、和解組員は常識を備え、法律を十分に理解していなければならない。そのため、和解組員の養成は決して容易なものではない。和解組員の多くは、第一及び第二の条件を満たしているが、第三の条件については問題を抱えている。全和解組員のうち、3分の2は法律知識に関する研修を受けたことがなく<sup>84</sup>、紛争解決における法律の適用に悪影響を及ぼしている。

「適切な和解組員の選出は難しい。和解組員は、温厚で寛大、正義感に富む者でなければならない。そして和解組員の家族も模範的家族でなければならない。なぜなら、和解を進めるとき、紛争当事者を説得するためには、まず和解組員の家族自身が模範とならなければならないからである。和解組員の家族が模範的なものでなければ、和解組員が逆に当事者から『あなたには、和解する資格なんかない』と批判されてしまう。」<sup>85</sup>

「和解組員に対する法学教育が我々の最大の問題である。我々は和解が終了するたびに反省会を開き、経験を通じて業務の質を高めている。例えば、和解の成立要因や遅延要因を分析する。しかし、家事紛争や土地紛争に関する法律知識がまだ不十分である。どうすれば和解組員の法律知識を向上することができるのか、悩んでいる。」<sup>86</sup>

<sup>84</sup> Department of Organization, personnel and training of the Ministry of Justice (2000) : 全和解組員中、法学部卒0.19%、短期大学法学部卒0.12%、法律専門学校卒1.65%、法律知識の研修受講者29.24%である。和解組員68.80%は法律知識の教育を受けていないことになる。

<sup>85</sup> ハノイ市ザーラム県の和解組員（男性）からの回答。

<sup>86</sup> ハノイ市ザーラム県の和解組員（男性）からの回答。

## (2) 和解活動への支援

### 1) 活動への物的支援

和解組員は地域住民であり、自らの生活を営みながら、和解活動に従事する時間を捻出している。和解活動への財政的支援がなされれば、和解組員はより草の根レベルの和解活動に情熱を注ぐことができる。しかし、現在、和解活動に対する物的・経済的支援、和解組員に対する手当はほとんど支給されていない。これは、家事紛争を含む紛争一般に関する草の根レベルでの和解結果に大きな影響を及ぼしている。

### 2) 行政府及びベトナム祖国戦線委員会による支援

前述したように、草の根レベルの和解活動の実績をあげるために、各級行政府とりわけ、草の根レベルの和解を管理するコミューンや町の人民委員会及びベトナム祖国戦線委員会による数々の支援が行われている。しかしながら、多くの業務を抱えているコミューンの司法掛かりには、現在1名しか人員が配置されていない。そのため、当該司法掛かりは、和解活動を指導する時間を十分に確保することができず、県の司法室も同じような状況にある。地方の中には司法室が人民委員会の組織の一部に組み込まれているところがあり、草の根レベルの和解活動に芳しくない影響を与えていると思われる。

### 3) 他の組織・機関との協力関係

草の根レベルの和解には各級行政府及び社会団体による支援が必要であり、現実にも行われている。しかし、現在、支援に携わる国家機関・ベトナム祖国戦線委員会・社会団体相互の協力体制は未だ確立されていない。法制度についても、法律の規定自体は整備されているものの、和解活動に関連して生じる種々の問題に対処するには十分とはいえない。草の根レベルの和解組が地方行政府やベトナム祖国戦線委員会と協力して和解を進めていけば、裁判所への提訴件数のみならず、行政機関、裁判所、検察庁が解決すべき事件も大幅に削減でき、それにかかる国家の経済的負担も減ることになると思われる。

#### 4-2-4 ジェンダーの観点からの評価

伝統的な夫婦の役割分担に関する考え方によって、女性は、家事・育児・介護等に専念する傾向にあり、紛争発生の際、女性は、訴訟に費やすことのできる時間的・経済的余裕を男性ほど持っていない。草の根レベルの和解は、女性のこのような困難を、ある程度解消している。

家事紛争の1つである家庭内暴力（主に男性による女性への暴力）の場合、暴力が酷くなる前に対処することが必要である。和解組員は、地域社会の状況を熟知しているため、早期の対応が可能である。多くの場合、和解組員の住居は、家庭内暴力の被害者の一時的避難場所になるだけでなく、被害者自身を護るために必要な法律知識を得る場所になる。しかし、草の根レベルの和解は、あくまで紛争を和解するのみであり、婚姻関係の解消をすることはできない。暴力行為が長く続く場合、被害者は、当該事態の解決のためには、公式制度を利用しなければならない。

「和解を進める際、必ずしも最初から法律に基づいて相手を説得するわけではない。法律以上に、感情や道徳心に訴えて説得した方が効果のある場合も多い。しかし逆に、法律をもって説得にあたらなければならない場合もある。例えば、夫が妻に暴行を加えている場合、『あなたの行為は違法行為であり、犯罪である』と言わなければならない。状況により、柔軟な対応が必要となる。多くの場合、当事者の感情や道徳心に訴えると同時に、法意識を認識させるよう努めている。」<sup>87</sup>

「私は何度も夫に殴られた。娘も殴られた。隣人や人民委員会はこのことをよく知っていた。私は離婚を請求した。和解組員の立会いの下で話し合いがもたれたが、私が仕事から遅く帰ってくるたびに彼は私を殴り続けた。和解の協議は何度も行われた。しかし私への暴力は止まらなかった。やっと離婚手が完了し、今離婚できたので、生活はようやく平穏になった。」<sup>88</sup>

家事紛争の解決手段として、草の根レベルの和解は必ずしも女性の戦略的ニーズを満たす結果をもたらすとは限らない。女性が望んでいないにも関わらず、本人に我慢するよう求め、母・妻という伝統的な女性の役割にもっと専念するよう説得して和解させる場合もある。和解組員がジェンダー意識に関する研修を全く受けておらず、男女間の役割分担に関する伝統的考え方に囚われていることから、こういった事態が生じている。伝統的考え方では、男性は家庭の大黒柱であるのに対し、女性は副次的役割しか果たしていないと見られる傾向がある。また、婚姻・家族関係に関し、家族や家庭を護るのは、妻の役目であると考えられている。そのため、家事紛争解決の過程において、女性は、家庭の和を保つよう努力しなければならず、自己犠牲を強いられ、自己実現の機会をあきらめなければならないと説得される傾向がある。

### 4-3 非公式制度

#### 4-3-1 アクセス

公式制度に比べ、紛争解決に関する非公式制度は、少数民族、貧困層、低学歴者にとり、手続的にも、経済的・時間的にも、最も容易にアクセスできる制度である。この点は、半公式制度についても当てはまるが、半公式制度の場合、その担い手である和解組員が、住民によって選ばれた者で構成されてはいるが、地方政府や共産党と密接な関係を持っている場合が多い。そのため、社会の周辺にいる少数民族や貧困層が、半公式制度の活用を躊躇する事態が生じる。非公式制度は、半公式制度よりも当事者がより身近に感じられるものであり、また、通訳に頼ることなく、自己の民族の言語で事情を説明し、意思疎通を図ることができるという利点をもつ。

「多くの少数民族はベトナム語をしゃべれない。申請書等の作成は、ベトナム語のできる人に頼まなければならない。また、草の根レベルの和解組員は少数民族の言葉に達者な者ばかりではないため、紛争当事者が少数民族である場合には意思疎通の面で困難が生じる。コミュニケーションによっては、複数の異なる少数民

<sup>87</sup> ハノイ市ザーラム県の和解組員（男性）からの回答。

<sup>88</sup> ハザン省の離婚女性からの回答。

族集団が生活していることも珍しくないのである。」<sup>89</sup>

#### 4-3-2 拘束力・強制力

非公式制度による紛争解決の結果には法的拘束力がない。当事者は、任意で合意内容や紛争解決にあたった者の決定を守る。ほとんどの少数民族集団において、村の長老、村長、族長の意見は、かなりの程度尊重される。長老等は、自己の属する共同体において判事の役目を果たし、彼らの意見・判断は、法的拘束力がないものの、集団構成員から尊重されている。ニントゥアン（Ninh Thuan）省の Cham 族<sup>90</sup>を始めとして、多くの少数民族では、一族の族長や村長の役割に関する掟やきまりが定められており、Raglai の K' ho 族の場合には、村落の長老は絶大な権限を持ち、村落の全ての出来事に対して関与・決定する権限を有する<sup>91</sup>。

しかし、長老等が紛争解決の際に適用する風俗や慣習等の中には、2000年婚姻・家族法の規定と適合しない内容のものも存在し、彼らの判断を絶対視し、盲目的に遵守することは、時として法律違反につながる場合がある。例えば、1994年、クアンホア（Quang Hoa）県 Thanh Hoa（タインホア）市では、Thai 族の離婚事件について、裁判所は離婚請求を認め、財産分割を命じる判決を下した。この判決が執行されるとき、夫側の一族はその条件として、元妻に結納品の返還を求めた<sup>92</sup>。

#### 4-3-3 紛争解決の有効性

半公式制度と同様に、非公式制度の効果は紛争解決に当たる者の資質、考え方、力量に左右される。ある意味、彼らは草の根レベルの和解組員と同様の役割を果たしているといえる。共同体構成員の面前で村落内の軽微な紛争につき決定を下す前に、通常、長老、村長、族長は、当事者が合意を得られるよう和解・調停を試みる。非公式制度による紛争解決の場合、人々は、長老等の判断を尊重し、また彼らの決定に従い紛争を解決するので、この制度は、公式・半公式の紛争処理制度を補完しているといえる。

「この制度の下で、裁判所では解決しがたい婚姻・家族の事件を速やかに解決することができ、さらにロング・ハウス、長老の家、寺院等、人々の慣れ親しんだ場所に対立を解消することが可能となる。」<sup>93</sup>

非公式制度の紛争解決にあたる者が、風俗や慣習等の良い面を紛争解決に適用しようとする場合、良い結果が得られる。逆に、彼らが、法律や現代の社会状況を考慮せず、慣習やならわしを機械的に適用しようとする場合、紛争解決は良い結果を得られず、このような場合、公式制度による解決が必要となる。

<sup>89</sup> ハザン省の和解組員（女性）からの回答。

<sup>90</sup> 族長は葬式、婚約式、結婚式、紛争等、一族の全ての行事について決定権をもつ。村の長老は、族長に助言を与え、支援する。宗教指導者は Cham 族社会において高い地位を持ち、社会に精神的基盤を与える。

<sup>91</sup> Tran Quoc Anh (1999).

<sup>92</sup> Thanh Hoa 省司法局(1999).

<sup>93</sup> ハノイ市の法学研究者からの回答。



「実際、多くの事件が非公式制度によって解決されたが、その後当事者が裁判所に訴えなおす事例もある。」<sup>94</sup>

非公式制度は、あくまで軽微な紛争を対象としており、深刻な紛争の解決や離婚の決定については、その守備範囲・権限を越えている。このような事項の場合、当事者は公式制度にアクセスしなければならないが、貧困層の場合、その置かれた社会的・経済的状況から、公式制度へのアクセスは困難な問題である。地方政府から何らかの支援が得られない限り、貧困層は過酷な状況に耐え忍ぶしかない。

#### 4-3-4 ジェンダーの観点からの評価

非公式制度へのアクセスの条件は、男女間でそれ程の差は無いと思われる。しかし、少数民族の中には、時代遅れで男女差別の温床となり、2000年婚姻・家族法に違反する内容の風俗や慣習等をもつものがある。北部山岳地帯のある少数民族では、女性を束縛し、再婚を妨げる慣習がある<sup>95</sup>。Hmong族では、「レヴィレート」<sup>96</sup>（義姉と義弟との結婚）という慣習があり<sup>97</sup>、これは明らかに2000年婚姻・家族法に違反している。しかし、今日においても、遠隔地や山岳地に住む女性の中には、義弟との結婚を強制された者が存在し、これに従わない女性は、非難され村八分となる。

父権制度や母権制度の各制度の下で、少数民族において男女不平等な行動や行為が引き起こされることがある。父権制度下にあるTay族やNung族では、嫁が不利な扱いを受け易く、多くの家族において、嫁は義父や義兄と一緒に食事をとることを許されない。一夫多妻制も慣習として認められており、男性は女性よりも尊重され、妻が息子を産まない場合、夫は新たに別の妻を娶ることができる<sup>98</sup>。これに対して、母権制度下にあるMnong族やEde族では、父権制度下における場合と対照的に、家庭における男性の地位が相対的に低い。父権制度下の女性は、離婚する場合に共同体からひどい非難を受けるのに対し、母権制度下の女性は夫の怠慢を理由に離婚することを慣習法<sup>99</sup>で認められている。なお、

<sup>94</sup> ハノイ市の法学研究者からの回答。

<sup>95</sup> Yen Bai省人民裁判所(1999)：結婚するとき、婿側は嫁側に対して銀を結納品として贈与しなければならない。他方、嫁側は婿側に布団、枕等の贈答を行わなければならない。そして、離婚する場合には、妻側は結納品である銀を支払わなければならない。これは婚姻・家族法に反するものであるが、そうしなければ、元妻は再婚できず、また彼女の一族は非難される。

<sup>96</sup> 「レヴィレート (levirate)」とは、夫が死亡した時、妻がその兄弟、あるいはその近親者と再婚するよう社会的に求められる慣習、あるいはその結婚形式をいう。

<sup>97</sup> Nong Ngoc Lan (2000)：この慣習は高価な結納品と関係している。嫁をもらうために婿の家族は酒、肉、結納金、牛、水牛又は馬、そして10枚以上の銀貨を嫁の家族に贈与しなければならない。そして、Hmong族の嫁は夫が死んだ場合、義弟と結婚しなければならない、また結婚の時、実家に結納品が納められたという事実の下で、一生夫の家族に仕えなければならない。

<sup>98</sup> Nong Ngoc Lan (2000).

<sup>99</sup> Institute for Folklore Culture Research (1998b)：朝起きて、妻が米をついているのに、夫はいろいろで暖まり、食事の用意を待って飯を食い、どの家にも入り、どの村にも入り、どの家の食事もとるが、妻、子供を扶養しない場合には、結婚資金として譲り受けた豚や壺が無くなっても、婿側の一族は文句を言っはならないし、妻を処罰することもできない。また妻は他の男との

妻の怠慢を理由とする夫からの離婚請求が認められるかどうかは、当該慣習法では定められていない。

非公式制度の下で紛争解決に当たる者が、慣習法のみに基づいて家事紛争の解決を図る場合、父権制度の下では女性が、母権制度の下では男性が、各々不利な立場に置かれることになる。非公式制度による紛争解決では、紛争は表面的に沈静化するが、当事者間は、対立を水面下に抱えたまま生活を続けていくことになる。そのため、場合によっては法律による干渉が後で必要となることがある。

「少数民族は慣習法に従って生きている。彼らは法律知識がなく、関心も無い。そのため必要と判断される場合には、政府は干渉しなければならない。」<sup>100</sup>

## 5. 結論

ここ数年、ベトナムでは、農村・都市を問わず、家事紛争が増加し、複雑化している。本章の冒頭に述べた通り、家事紛争は、裁判所が審理した事件総数において大きな割合を占めている。紛争内容も多様化し、以前はほとんど裁判所に持ちこまれなかった種類の家事紛争も増加している。

紛争が起こった場合、当事者は、理論上、国家が認めた紛争解決制度である公式・半公式・非公式の各制度を利用することができる。各制度は、アクセス、法的拘束力・強制力、紛争解決の有効性に関して、其々異なる特徴や長所・短所をもつ。公式制度の場合、決定が法的拘束力を有するため、国家の執行機関によって強制執行が行なわれる。これに対して、半公式・非公式制度の場合、決定は法的拘束力を有せず、強制執行を伴わない。このような各制度の法的性質から、家事紛争において婚姻・家族関係を取消するためには、当事者は、半公式・非公式制度ではなく、公式制度の下で紛争を解決しなければならない。

しかしながら、特定の社会集団が持つ価値観、社会的・経済的・文化的状況、社会的地位、直面する紛争の深刻さ等の諸要素が、その集団による紛争解決制度の選択に直接・間接に作用している。ある紛争解決制度は、ある集団にとっては、アクセスしやすく有効なものであったとしても、別の集団にとっては、アクセスが困難で有効でないことがある。

ジェンダーと貧困の観点から見れば、貧困層、とりわけ女性の貧困者や少数民族は、正義の追求・確立にあたり、多くの困難に直面している。既にみてきたように、貧困層は経済力を欠き、学歴も低い場合が多い。このような事情は、家事紛争を含めた紛争一般が生じた際、その救済要求が正当なものであったとしても、貧困層から司法制度（公式制度）へのアクセスとそれによる正義の確立の機会を奪っている。法律上、貧困状況にある者は、

---

再婚が許される。

<sup>100</sup> ハザン省の婦人会幹部（女性）からの回答。

一定の手続を経ることにより、訴訟費用の一部又は全部を免除され得る。しかし、実際には、貧困層は、訴訟手続の過程で生じる直接・間接の種々の費用を支払わなければ、当該制度を有効に活用することができない。貧困にあえぐ者は、経済的問題、複雑な訴訟手続、裁判という公の場における私的領域問題の説明という居心地の悪さ、自己の置かれた状況に対する劣等感から、公式制度以外の紛争解決制度を選択し、あるいは、権利救済自体を最初からあきらめ、対立を抱えたまま現状の生活に耐え忍ぶことを余儀なくされている。

これに対し、半公式・非公式制度は貧困層が、頻繁に活用する家事紛争解決制度である。特に、少数民族は、アクセスが容易、紛争解決手続が簡単、紛争解決方法に慣れ親しんでいる、経済的負担がほとんどないという理由から、非公式制度を利用することが多い。このように、半公式・非公式制度は貧困層が直面する家事紛争の解決に、大きな役割を果たしている。しかしながら、半公式・非公式制度は全ての種類の紛争を対象とするものではなく、そこでの決定も法的拘束力をもたない。これらの制度では、決定の履行は、あくまで当事者の意識と意思に任せられ、現実には、決定が実現されず、解決をみない事例も多々ある。

このような問題に加えて、半公式制度の場合、法律知識や和解の技術・経験を持たない和解組員が多く存在する。さらに、和解組員が行う和解活動では、その過程や結果に、ジェンダーや男女の役割に関する社会の古い固定観念が色濃く反映され、男女不平等な結果を招く場合もある。このような事態は、半公式制度における紛争解決の妥当性やその有効性に疑問を投げかけ、当事者の当該制度への信頼を損ないかねない。また、非公式制度の場合、良き風習・慣習のみならず、時代遅れで法律違反にもつながりかねない慣習が適用されることがある。

貧困層は家事紛争の解決にあたり、最も不利な立場に置かれている。公式制度は彼らの正当な権利を有効に実現する可能性を持つが、非常にアクセスしづらいものとなっている。彼らが容易にアクセスでき、頻繁に活用している半公式・非公式制度は、軽微な紛争への対処のみが可能である。またこれらの制度を通じた紛争解決の結果は、時として表面的な紛争の沈静化にとどまり、真の意味で紛争を解決できず、また男女差別をながびかせる温床となることもある。

## IV. 事例研究2：ベトナム北部山岳地帯ホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の土地権利獲得プロセスとその結果から生じた潜在的・顕在的紛争への対処・対応

### 1. はじめに

本事例研究は、昨年ベトナムで実施した参与観察型のフィールド調査に基づき、北部山岳地帯ホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の土地権利獲得プロセスとその結果、及びそこから生じた矛盾や紛争への人々の対処・対応につき報告・検討を加えるものである。具体的には、別稿で取り上げた「法多元主義に基づく正義へのアクセス」にかかる議論を元に、第一に、当地の土地権利獲得プロセスに異なる公式・非公式規範や手続が村人のプラクティスやパワー・ポリティクスを通じてどのように作用し合い、またどのような結果を招くことになったのかを検討すること、第二に、そこから生じた矛盾や潜在的・顕在的紛争に村人がどのように対処・対応しているのかを検討することにより、村人の紛争対処の傾向や特徴を探ることである。

調査地はダム湖周辺に位置し、その住民の置かれた状況については次章で説明を加えるが、本稿での報告内容は当地にのみ特殊なものとして捉えられるのではなく、次の3点より、ベトナムに限らずアジアの多くの地域のダム湖周辺での土地問題にある程度共通するものと推察される。

①ダム建設は多くの場合住民移転を伴う。それに伴い、移住先の土地資源はますます稀少となり、また移転民は移住先で土地権利獲得について不利な立場におかれる可能性がある。

②ダム湖周辺は、水域保全目的から「特別保全林」地区に指定されている場合が多い。「特別保全林地区」では、土地権利及び土地からの生産物の扱いに関しより厳しい規制が課せられる。

③ダム湖は通常山岳地に位置し、そこに住む少数民族の多くが過去あるいは現在も焼畑耕作の経験を持つ。こうした焼畑耕作の伝統を持つ民族は、耕作権・土地権利の取得に関し固有の理解と文化的規範を持つ場合が多い。

調査地の住民は、生計手段確保のため、法や行政手続といった公式なもののみならず、慣習的な規範など非公式なものを駆使することにより土地へのアクセス獲得に務めている。しかし、結果として土地権利配分において有利な者と不利な者が出てきている。同時に、こうした土地権利獲得プロセスにおける異なる種類の規範や手続の闘ぎ合いの結果、土地権利をめぐる様々な矛盾やそこに起因する潜在的・顕在的紛争が今も生じている。本稿では、調査地の土地権利配分プロセスにかかる住民の経験を事例として、こうした土地権利配分プロセスに作用した要因とその結果に検討を加えるとともに、潜在的・顕在的紛争への村人の対処を見ることにより、紛争処理形態の選択傾向とその後の紛争展開プロセスにかかる傾向や特徴、さらにその理由を貧困及びジェンダーの観点も一部織り交ぜて

探っていきたい。

こうした問題意識のもと、本稿は以下のように構成される。まず、調査の限界、及び調査地の住民の置かれた状況を理解してもらおう一助とするため、続く2節においてフィールドワーク・サイトの状況を簡単に説明する。3節において、調査地の住民の土地権利獲得プロセスについて報告するが、その前提として、土地の分類と種類、及び土地権利獲得を可能とする4種の異なる規範と手続につきまず説明し、その後、土地権利獲得にかかる実際の村人のプラクティスとその結果を検討したいと思う。4節では、「貧困」及び「ジェンダー」との絡みから、土地権利獲得が困難であった人々、及び女性世帯主世帯(FHH: Female-headed Household)が直面・関与した矛盾と潜在的・顕在的紛争に焦点を絞り、それらに対する彼/女らの対処・対応を説明する。その後、それらを検討材料として、こうした人々の紛争処理メカニズム選択と紛争展開プロセス・結果にかかる傾向と特徴を探り、その背後にある理由をアクター・オリエンティッド・アプローチの重要性を念頭に置きながら、彼/女らの視点から考えていきたい。最後の5節では、土地権利獲得・行使にかかる様々な矛盾が、土地問題に限らず、「貧困」と「森林破壊」の関係にも微妙に影響を与え始めているため、そうした影響についても言及するとともに、以上の議論を整理することにより別稿の「法多元主義と正義へのアクセス」にかかる分析枠組みの有効性を検討したい。

## 2. フィールドワーク・サイトの風景

フィールド調査であったT村は<sup>101</sup>、ベトナム国の行政区分では北西部山岳地域ホアビン省カオフォン郡Nコミュニティに属し、首都ハノイより北西へ110km、車で3時間強程の山間地にあるホアビンダム湖周辺に位置している。調査は、週7日のうち4-5日は村に寝泊りし参与観察、2-3日はホアビン市に戻りノート・文献整理を行うという形ですすめ、村滞在中の半分はムオン族のリサーチパートナーと一緒に行動した。村での主な対話者は子供をもうけた女性たちで、越語での会話であるが、住民の9割以上がムオン族でありムオン語を日常言語としていることから、言語面で今回の調査には限界があることを付記しておかなければならない。

T村には100世帯(内3世帯は未登録世帯)、470人あまりが居住している。民族構成では、人口の98%がムオン人であり、2%がキン(ベト)人である。世帯の6割は元々この地の居住者で、残り4割のほとんどはダム建設による隣接村からの避難民であるが、2世帯は新経済地区政策の下にこの地に移住してきたキン(ベト)人である。生業形態は、農業と林業であり、農業はトウモロコシ、カッサバ、陸稲、サトウキビ、豆などの栽培の他、鶏、豚、牛、水牛の飼育に携わっている者もいる。水田はごく限られており、また一期作である。また一部のトウモロコシや水稲は、田植え・収穫の時期を誤るとダム湖の水位調

---

<sup>101</sup> ここでは、後半の議論で村人のプライバシー及び彼/女らの法に抵触するおそれのある行為にも触れることもあるため、調査地の村とコミュニティの名前を伏せることにする。

整の影響を受け、収穫前に水没する場合もある。林業は、植林事業に従事することによる労賃及び林産物（竹材・竹の子）が主な収入源である。政府による遠隔地貧困ライン 80,000VN ドン/月收入を基準とすると、2002 年の当地の貧困率は 45%であり<sup>102</sup>、これは全国平均 32%<sup>103</sup>を大きく上回っている。

村人は、居住区 1 と 2 に分かれて住んでいるが、水源は井戸一つと岩山の地下から出る湧き水 2 箇所のみであり、恒常的に生活用水不足に直面し、また農業も天水(雨水)のみに頼っている。村にはヘルスセンターもなく、病気あるいは怪我の場合には、隣村にあるコミュニケーションヘルスセンターに行かなければならない。教育施設は、保育施設と小学校 4 年まで通える小学校分校があるが、高学年になると、別の隣村にある学校へ歩いて行く、あるいは船で行くことになる。コミュニケーションの中心から村までの 4km ほどの間は、舗装はされていないものの、車が通れる道が一本あり、また電気も 1998 年以降供給されている。

T 村の歴史については、この地の土地問題を理解する上で不可欠となる次のことだけを記しておきたい。まず、T 村は 1959 年に初めて行政側から「村」(‘xom’) (行政機構の一部ではない) として認知されたが、1969 年定住政策が実施されるまで住民は「移動居住移動耕作」を行っており、その居住・耕作地域は広範囲にわたっていた。定住政策実施後すぐに合作社を中心とする集団生産体制に組み込まれ、各世帯は森林地・傾斜地を焼畑耕作のために開拓することを禁止された。1981 年に生産請負制が導入されたが、それ以降合作社を中心とする集団生産体制は急速に崩壊し、80 年代後半には各世帯はこぞって森林・傾斜地を切り開き焼畑を再開した。並行して政府は新経済地区政策を導入し、ハノイ周辺紅河デルタの人口圧緩和のため、T 村を含む山岳地へのキン人の移住を奨励した。さらに、1979 年より旧ソ連の援助で水力発電のためのホアビンダム建設が開始され、ダー川堰き止めによる水没被害を逃れた谷地、中腹地の住民が 1983 年頃より T 村に移住することになった。こうした中、T 村の土地資源に対する人口圧はますます高まり、土地使用に関する規定が不明瞭だった 80 年代から本地で土地法が実施される 90 年代中盤までの期間に、人々の耕作地獲得競争の中、森林破壊がすすむことになった。特に 1997-98 年に、車が通れる砂利道ができてからは、市場経済化の動きの中で、多くの商人が木材の買い付けに村に入りするようになり、90 年代終わりから 2002 年にかけて森林破壊は急速に加速化することになる。現在こうした森林破壊の影響で、土砂がダム湖に流出し、湖底に堆積した土砂がダムの寿命を短縮することが懸念されている。当地では、ドイモイ以降に導入・改定された 1993 年土地法に基づき、居住地、菜庭園地、農業地にかかる使用権配分のための土地の区画割、測量プロセスが 1996-7 年より開始され、2001 年よりそれらに対する「土地使用権承認書」が各世帯に発行されている。また同法及び森林保護法に基づき、森林地である傾斜地は、ダム湖保全のための「特別保全林」地区に指定されている。

こうした中、調査村には土地に関し次のような特別な状況が存在している。まず移住民が多いということから土地資源に対する人口圧が高い。また調査村が山岳地に位置してい

<sup>102</sup> N コミュニティ人民委員会での聞き取りによる。

<sup>103</sup> The Socialist Republic of Vietnam (2002) p.12.

ることから、農業耕作に適した平坦地が極めて限られている。さらに森林地が全てホアビンダム水域「特別保全林」に指定されていることから、土地利用に関し、「国」と「村人」のニーズが競合関係にある。「国」にとっては、傾斜地にダム保護の「保全林」をいかに造成・維持するかが課題であるのに対し、「村人」にとっては、食べる為の耕作地(=焼畑地)をいかに確保するかが指し当たった課題だからである。村人の生活維持にあたり土地へのアクセスは不可欠であり、村人はそれを獲得するため様々な試みをしている。以下、調査地における村人の土地権利獲得プロセス、及びそれにまつわる潜在的・顕在的紛争とそれへの対応を貧困・ジェンダーの観点から絡めてみていきたい。

### 3. 土地権利獲得プロセス：異なる規範と手続の混在

就労機会が極端に限られる中、村人の生活にとっては、農産物生産を可能とする耕作地と、労賃稼ぎを可能とする植林地をいかに確保するかが重要な問題である。こうした中、村人は、土地法の規定やそれに派生する行政手続のみならず、植林事業や焼畑耕作にまつわる公式・非公式規範や手続を駆使することにより土地権利獲得に努めてきた。ここでは、法多元主義の観点より、異なる規範を同定・理解するとともに、こうした異なる規範が土地権利配分・獲得プロセスにおいてどのように作用し、どのような結果を招いたのかを検討する。そのため、まず、土地の分類・種類について説明し、その後、土地権利獲得にかかる4種の異なる規範と手続を説明する。そして最後に、土地権利獲得にかかる村人のプラクティスをみることにより、異なる規範の相互作用とその結果を検討したい。

#### 3-1 土地の種類：公的分類 対 村人の見方

UNDPの支援を受けて2001年に行政側が作成、その後認可した土地利用計画<sup>104</sup>によると、T村の土地は、公共目的のための土地(道路・学校など)を除き、森林地、農業用地、居住地、菜庭園地、及び未使用地の5種類の土地に分類される。これは、現行の土地法<sup>105</sup>に基づくものであり、基本的に土地利用目的別の土地分類である。しかし、本地での土地権利獲得プロセスを理解する前提として、まず、村人による土地の識別と土地利用の現状と、法律・行政側の分類・計画との齟齬につき説明しておく必要がある。

村人は、異なる種類の土地を指し示すため様々な名称を用いるが、彼/女らはこれらの土地を二つの異なる座標軸に沿って分類しているように思われる。第一の座標軸は、土地利用を中心とした分類であり、第二は土地の位置(高度・海拔)と状態による分類である。第一の土地利用による分類は、土地法及び土地利用計画図における分類とかなりの部分重なるが、村人の分類による「畑作地」、「焼畑地」、「休耕地」、「水田」は公的分類による「農業地」として認識されているだけでなく、「菜庭園」も併せて「食べていくための土地」という特別の分類に組み込まれて認識されている。第二の土地の位置・状態別の分類では、大きく分けて低地に位置するものから、「浸水地・川辺地」、「平坦地」、「傾斜地・丘陵地」、

<sup>104</sup> Don Vi Lap Phuong An (2001).

<sup>105</sup> National Assembly of Socialist Republic of Vietnam, *Law on Land*, 14 July 1993.

「岩山」の4種類がある（表4-1参照）。

表4-1 二つの座標軸による村人の土地分類

位置（海拔・高度）と状態		用途					
↑	岩山	Nui da	森林・ 森林地	Rung, Dat lam nghiep			
	丘陵地・ 傾斜地	Dat doi, dat ben doi, dat tren 15 do	農業地	Dat Nong Nhiep	畑作地	Dat mau, dat trong mau, dat canh tac	「食べていくための土地」  Dat lam an
					焼畑地	Dat lam nuong	
					休耕地	Dat nghi Dat cho nghi	
水田	Ruong						
平坦地	Dat bai, Dat bua bai	菜庭園	Dat vuon				
浸水地・ 川辺地	Dat bang ngap, dat bi ngap, dat ven suoi	居住地	Dat nha, dat o, dat o nha, dat tho cu				
		(荒地＝ 未使用地)	Dat troc				

\* 網掛けは土地権利証書が発行されている土地。

出典：筆者作成

さて、ここで検討が必要となるのは、異なる用途のために用いられる土地がどこに位置するか、あるいは位置すべきかという問題である。まず、土地法は用途の異なる5種類の土地が位置上どのような土地に存在すべきかにつき明確な規定は設けていない。しかし、土地法に基づいて行政が作成した土地利用計画図を見る限り、岩山及び丘陵地は森林地に指定され、農業用地、居住地、菜庭園地は平坦地のみが存在することになっている(次頁図2参照)。他方、村人による現行の土地利用はこれとは異なると推察される。一番顕著に異なるのは、岩山、丘陵地には自然林及び植林地があるものの(すなわち「森林地」)、公的分類に準ずる目的別分類では「農業地」と認識される「畑作地」、「焼畑地」、「休耕地」、「水田」もかなり存在していることである。別の言い方をすれば本来平坦地のみが存在すべき「農業地」が、森林地として利用されるべき「岩山」と「丘陵地」にも存在している現状がある(次頁図4-1参照)。このように公的分類、公的見解とは異なる種類の土地と土地利用の形態が村人の認識と日常生活には存在している。そしてその理由は、一方で土地分類とその使用を明確化した「土地法」発布以前から村人が慣習的に用いてきた耕作権獲得に係る非公式規範の存在と復活<sup>106</sup>、他方で「土地法」及び「森林保護法」から派生し、保全林確立に向けて実施されてきた植林事業に係る規範や手続の存在、及びそれらの相互

<sup>106</sup> こうした耕作権獲得にかかる慣習的な規範は、1970年代、80年代の合作社を中心とする集団生産体制下においては、村人による自由な焼畑耕作が禁止されていたため影をひそめていた。しかし、80年代後半からの集団生産体制の崩壊とともに、村人による丘陵地での焼畑耕作が再開され、それに伴い、こうした慣習的規範も復活してきたと見られる。



作用によるところが大きい。次節以降、村人がこうした異なる規範をどのように駆使して異なる土地の使用権確保を図ってきたのか、またいるのかを検討していきたい。

図 4-1 村人の日常的ディスコースから推察される土地利用の現状

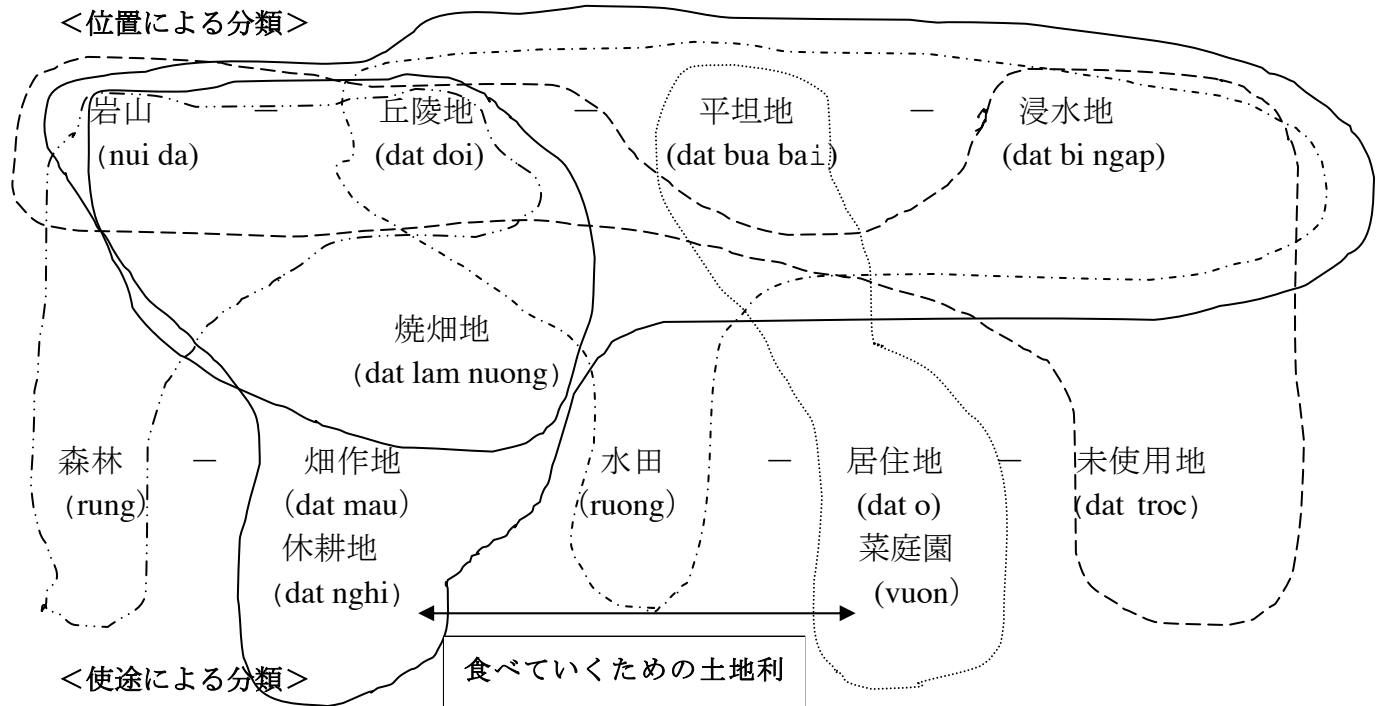
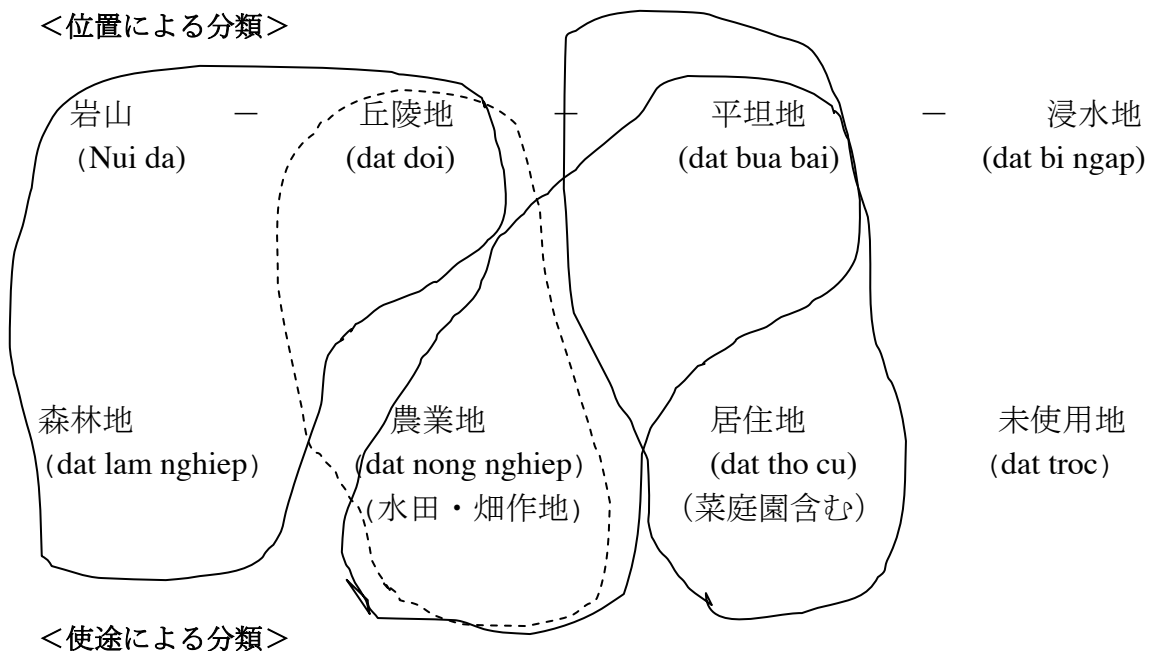


図 4-2 土地法及び土地利用計画図に基づくあるべき土地利用の形態



出典：筆者作成

### 3-2 土地権利獲得を可能とする四種の異なる規範と手続

村人は異なる土地の使用権利獲得をどのように行っているのでしょうか。下表は、フィールドワークでの聞き取り・観察に基づき、現在村人が土地権利獲得にあたり活用している規範と手続を別稿で論じた法多元主義に基づく分析枠組みに沿って大まかにまとめたものである。これらには政府の実体法や植林事業にもとづく公式の規範や手続に加え、それらが導入される以前から人々の「生ける法」として機能している非公式規範を加えた4種がある。そして、この後者の存在が公式規範・手続の適用プロセス及びその結果に多大な影響を与えていくことになる。こうしたプロセスについては次節で検討を加えていくが、ここではまず、それぞれの規範・手続の内容、適用範囲（土地の種類）等につき説明しておきたい。

表 4-2 土地権利獲得にかかる4種の異なる規範と手続と村人による適用範囲

位置による土地の分類(細目は土地法の利用目的別分類)	公式			非公式
	1.	2.	3.	4.
	赤本発行によるもの  1996年より「赤本」発給準備開始、2001年より赤本発給。	327,661プログラム 下の植林事業参加によるもの  1993より	747,472プログラム 下の植林事業参加によるもの  1995年より	焼畑移動耕作に係る慣習的規範にもとづくもの  80年代後半の集団生産体制崩壊に伴い復活
岩山				Y/X
傾斜地*		Y	Y	Y/X
平地	農業用地	Y		Y/X
	菜庭園地	Y		Y/X
	居住地	Y		
浸水地		Y		Y/X

出典：筆者作成

\*但し、2000年に作成された土地利用計画によると、661.10haの丘陵地のうち、4.85haは農業地としての利用計画が認められているが、それ以外は森林地に指定され、長期的には植林される。

Yはある規範・手続が実際に適用されていることを示し、Xは公的には正当と認められていないことを意味する。

#### ①「土地権利承認書」発行に基づく土地権利の獲得：

1993年の土地法に規定された利用目的分類上、居住地、菜庭園地、農業用地に分類される土地に関しては、本土法に基づき、地方人民委員会から「土地権利承認書」（以下「赤本」と表記）が各世帯に発行されることによりその使用が許可される。その意味で「赤本」発行を伴う土地権利の獲得・承認は公的なものである。土地利用計画図によれば、それらの土地は原則平坦地に位置する。「赤本」には居住地と菜庭園地に対して発給さ

れるものと農業用地に対してのもの2種類があり、その使用承認期間はそれぞれ50年間及び20年間（2018年まで）であり、土地法の規定に基づき延長可能である。また「赤本」所持者には、本法に基づき土地所有権の相続、譲渡、交換、抵当、賃貸借の5つの権利が認められている。調査村における「赤本」発行に向けてのプロセスは、1996-7年頃に各区画の土地測量が開始され、2001年から各戸に対する実際の「赤本」配布が開始された。1993年9月27日付け政府命令第64号に基づき、居住地に関しては平均一世帯当たり400㎡の土地に対し、また農業用地に関してはコミューンの農業用地面積を人口数で割った平均、すなわち一人当たり1,000㎡（水田はほとんどない）を基準に各世帯に土地所有権が分与される予定であった<sup>107</sup>。現在、住民登録世帯97戸中、居住目的のための土地所有権を承認した「赤本」は84軒に対し発給されているが、農業用地に関しては、40軒のみに「赤本」が発給されている。

②国家プログラム661号（「500万ヘクタール植林プログラム」）及びその前身である327プログラム（「未使用地・荒廃地の緑化プログラム」）下の植林事業参加を通じての土地所有権及び植林産物所有権の獲得：

1989年、この村が属するNコミューンを含めたホアビンダム湖周辺20コミューンの森林地がダム流域保全林地域に指定されて以来、「保全林」を造成・保持するためこの地域に特化したプログラム327号を通じて植林事業が展開されてきた。その後、1998年にこのプログラムによる植林事業は国家緑化計画プログラム661号の一部として統合され、保全林確保のため現在まで継続されている。これらの植林事業は、主に傾斜地の森林地<sup>108</sup>で住民参加を原則として実施されている<sup>109</sup>。2001年首相決定第8号により、森林地の更なる分類が規定され、本地区の森林地は最重要保全林地に区分されると共に、そうした地区の森林地の使用に関する新たな規定が設けられた。それにより、「赤本」は当森林地の管理委員会であるダー川林業公社のみに発行され、植林事業に参加する世帯への森林地の分与及び「赤本」発行は認められない方向となり、現在に至っている<sup>110</sup>。植林事業は、ダー川林業公社が現況では焼畑地・休耕地・未使用地となっている森林地に植林計画をたて、その計画に基づく植林活動に住民が参加する形で実施される。その際、「赤本」発給はないものの、各参加世帯が植林する区画が明確に示されると共に、植林区画毎に参加世帯の名前が公社の台帳に記され、植林事業参加世帯には、植林した土地及びその植林資源利用に関し、次に挙げるようなある程度の便益と権利が与えられる。植林・森林保護活動従事に対する労

<sup>107</sup> 「予定であった」という言い回しをしたのは、実際にはそのような結果にならなかったためである。その理由については次項において説明する。

<sup>108</sup> ここでいう森林地とは、①天然あるいは植林された林分のある土地、及び②森林に被覆されていないが、植林・天然林更正支援、植生の保護によって森林化されるべき土地の2種が含まれる。よって前節の土地の分類・種類ですでに指摘したとおり、そのほとんどが森林地に指定されている傾斜地のうち現況においては木がなく焼畑地や休耕地として使用されている土地を含む。

<sup>109</sup> しかし、近年浸水地における植林事業も661号プログラムのもと実験的に開始されている。

<sup>110</sup> これ以前には、1994年の首相決定第2号に基づき、森林地も他の種類の土地と同様、森林地も各世帯に分与されることが奨励され、「赤本」も発行予定であった。また村でも実際、その準備としての区画割と測量が1999-2000年に行われた。ホアビン湖周辺の20コミューン内には、この政府命令発効以前に、すでに各世帯に森林地分与と「赤本」発給を行ったところも多くある。

賃（一定期間）；植林地での単年性作物混合栽培（＝畑作）に関する権利（一定期間）；木材資源以外の林産物の利用・処分に関する権利；一部の木材資源の利用・処分に関する権利<sup>111</sup>。このように植林事業への参加を通じ傾斜地の森林地に一定の使用権を獲得することができるが、「赤本」発行を伴わないため、森林地使用に関する権利の各世帯の相続、譲渡、交換、抵当、賃貸借権利が認められず、また土地の長期使用に関し法的保証がないことを意味する。こうしたことから、国家プログラム 661 及びその前身である 327 プログラム下の植林事業参加による森林地の土地権利獲得は、国家プログラムに支えられているという意味では公的といえるが、①の場合とはその権利の享受の程度や期間、内容・性質が大きく異なると言えるであろう。

③ダム建設による移転民を受け入れた地域の住民の生活安定化プログラム 472 号及びその前身プログラム 747 プログラム下の植林行為による土地権利・及び植林産物使用権の獲得：

政府はダム建設により移住を余儀なくされた住民を受け入れたホアビンダム湖周辺の 20 コミューンを対象に、ダム建設に係る賠償的意味合いと、それにより多大は影響を受けた人々の生活の安定を目指し、1995 年より 2001 年まで国家プログラム 747（「ホアビンダム一川流域移転民受入れ地域住民の社会・経済生活の安定化支援」プログラム）を実施してきた。そして、2002 年からは、20 コミューンの住民の生活がまだ十分に安定していないとの認識のもと、その第二フェーズとしてプログラム 472 を実施している。その内容は、基礎インフラ整備から希望世帯への種子や家畜の無償提供など様々である。またプログラムは、人々の生活が安定しない限り、傾斜地の森林破壊と焼畑耕作拡大がすすみ、その結果として土壌浸食・土砂流出がおこり、ダム湖の寿命を縮めるとの認識の下、活動の一環として、竹、果樹の苗木を希望世帯に無償配布しているが、その主な目的は、森林保全というよりは、竹産物や果実による収入源確保による生活の安定化の意味合いが強い。また、上記②の 661 プログラムと異なり、植林地につきプログラムの計画があるわけではなく、苗木の配給を受けた各世帯は、菜庭園地、農業地、焼畑地など現在自分が使用している土地の一部に自発的に植林することが期待されている。これらの植林事業に参加することにより、参加世帯には、上記②と同様、植林や一定期間の苗木の世話につき労賃が支払われると共に、植林地における一定期間の単年性作物の混作栽培も許可される。また、竹の子や果実など木材資源以外の林産物の収穫・利用も自由に行え、5 年以上たてば竹も自由伐採が可能となる。このように、本 472 及びその前身である 747 プログラムによる苗木供給は、それを利用して植林する世帯に一定条件下での土地利用、及びその土地にある植林資源の利用に係る権利を認めることになるが、焼畑地として使用されている丘陵地は保全林地区森林地に指定され「赤本」が発給されないことに加え<sup>112</sup>、上記②のように植林事業管理主体による各世帯への植林区画の割り振りもないため、行政によるその権利の保障は②よりも弱いと言える。

<sup>111</sup> 植林・保護事業活動に参加する住民の義務と便益の詳細については以下を参照。2001 年首相決定第 8 号の第 24 及び 25 条、同じく 2001 年首相決定第 178 号の第 14 条、25 条。

<sup>112</sup> 但し、配給された苗木を自分の菜庭園地及び農業地に植えた場合には、そうした土地にすでに「赤本」が発行されているところから、その土地及びその土地の林産物利用に関し、法的保証がある。

④焼畑移動耕作の伝統に伴って継承され、合作社衰退後復活してきた非公式な慣習的規範に基づく土地使用权の獲得：

上記の公的性格を持つものと並行して存在しているものに、非公式な慣習的規範にもとづく行動様式がある。住民は30年前には定住生活を開始したので移動居住の伝統はすでに消失しているが、規模は縮小されたとはいえ、1980年代に集団生産体制が崩壊して以降、焼畑移動耕作が急速に復活、現在も少なからず行われている。これに伴い、こうした耕作様式に付随して発展してきた慣習的規範も復活し、現在主に傾斜地の耕作地確保プロセスにおいて効力を奏している<sup>113</sup>。村人の話を総合すると、その原則は、「最初に山地を開き耕作した家族が、その土地の耕作権を恒久的に保持することができ（休耕期間含む）、そうした権利は子孫により継承される」というものである。よって、世帯によっては、労働力がないため、全ての土地を耕しきれず、一見誰も使っていないように見える放置した土地片をたくさん持っている場合もあるが、その場合にも、村人はそうした土地に誰が正当な耕作権を持つかを認識している場合が多いという現状がある。また、こうした耕作権を十分に持たない家族は、他の家族が現在使っていない、あるいは休耕させている土地片の一部を一時的に耕すことが許されるが、その場合には「正当な使用者」からの事前承諾が必要となる。またそうした土地の使用に関しては、耕作期毎に承諾を得なければならないと同時に、畑作耕作のみが可能であり植林は許可されないが、借地料など金銭を媒介としたやりとりはなく、全て無償かつ当事者間の信頼関係にもとづいている。行政による土地利用計画図によると、本非公式規範が現在主に効を奏している丘陵地は、「特別保全林」の森林地に指定されているため、将来的には植林活動がすすめられ現行の畑作としての土地利用は制限されていくことになる。

### 3-3 土地使用权獲得にかかる村人のプラクティス：異なる規範・手続の闘ぎ合い

それでは、合作社崩壊後1993年土地法が本地で施行された1996年以降現在に至るまでの実際の土地使用权配分・獲得プロセスはどのようなものであり、またどのような結果をもたらすことになったのであろうか。上記の異なる4種の規範と手続は、それぞれ、特定の時代や状況下のある特定種の土地の使用权獲得にかかる人々の行動を規制するものであった。しかし、実際のプロセスはそれほど単純なものでない。それは、こうした規範や手続は、一方で同時にあるいは時期を異にして適用されることにより互いに作用しあい、また他方で、村人自身もが土地使用权の確保、保持、拡大、あるいは奪取のために、それらを再解釈し、その論理や手続を有効に活用することにより、本来、ある特定の規範のみが適用される状況や土地において複数の規範の論理や手続がせめぎ合う形となったからである。またそうしたプロセスに村民間のパワー・ポリティックスが強く作用し、結果として不公平な土地使用权配分状況を作り出すことになった。以下、村人が日々との糧を得るのに重要となる3種の土地、即ち平坦地に位置し農産物生産を可能とする「菜庭園地」と「農業地」、そして農産物生産と植林事業への参加を可能とする「森林地」<sup>114</sup>に焦点を絞り、そ

<sup>113</sup> 「赤本」発給のための土地の測量が開始された1996-7年以前には、平坦地の農業地にもこうした規範は効を奏していたと思われる。これについては、次項にてさらに詳細に検討していく。

<sup>114</sup> 畑地として新たに開拓できる土地面積がほとんどないため、近年浸水地利用にかかる獲得競

の土地権利獲得プロセスがどのようなものであったかを検討していきたい。

①平坦地に位置し「赤本」発給を伴う菜庭園地の土地権利獲得プロセス：

居住地と隣接する「菜庭園地」に対しては、「土地法」に基づき「赤本」発給にむけての手續がすすめられる以前から、人々は、居住地の回りの土地を開墾し、農作物を植えたり、また賠償プログラムの一部として配給された竹や果樹の苗木などを植えてきた。「菜庭園地」に対する「赤本」発給に向けての区画割りに関しては、ほとんど村民間でその境界をめぐるいさかいがなかったため、1997年時点で、基本的には現況を認める方向で土地の測量がなされ、それにそって「赤本」が発給された。その意味で、「赤本」発給による「菜庭園」の土地権利の配分・確定は、非公式規範の適用及び植林により既成事実化していた占有権と土地利用状況を追認する形となり、後に述べる2件のケースを除いては、村民の間で潜在的・顕在的紛争を引き起こすほどの矛盾や問題を引き起こすことにはならなかったと推察される。しかし、それは必ずしも当地にかかる権利が公平に分配されたことを意味しない。結果から言えば、こうしたプロセスを経て、キン族の2世帯が相対的に広い「菜庭園」面積<sup>115</sup>にかかる土地権利を手に入れた。それは、彼らの耕作様式と関係している。ハタイの低地から移住してきたキン族はもともと丘陵地を中心とする焼畑耕作の技術と経験を持っておらず、そのためこの村に入植して以来、平坦地、特に自分たちの居住地の周りを開墾し、耕作を続けてきた。また、彼らの耕作方法は、ムオンの人たちが従事している移動耕作とは異なり、休閑期間をおかずに同じ区画を耕し続けるものであり、「赤本」発給に向けての土地測量時にも、平坦地に位置する居住地のまわりで相対的に広い面積の土地に作付けを行っていた。さらに、政府による新経済政策の下での入植であったため、入植当時、優先的に居住地の周りの土地を開墾する権利を与えられていた。よって、入植後、彼らが居住地の周りで開墾した土地は、既成事実として彼らの占有権のおよぶ「菜庭園地」として認められ、「赤本」が発給された。他方、ムオンの人々は、1996-7年当時、平坦地でも耕作を行っていたものの、そこにおける土地を丘陵地ほどは重視してはいなかった。それは、彼/女らの耕作様式は焼畑を中心とし、当時、まだ深い森林に覆われていた丘陵地は、木を伐採して火入れを行うことで非常に肥沃な畑地として利用が可能であったことと関係している。他方、当時の平坦地は、根が深く、葉が鋭い植物で覆われ、それらを処理し開墾するには困難が伴うことから、多くのムオン人は、平坦地で耕作を行うことに対し丘陵地ほどには熱心ではなかった。そのため、原則現況を追認する形で行われた「菜庭園地」に対する「赤本」発給プロセスが開始されると、ほとんどのムオン世帯は、広い面積の「菜庭園地」に対する土地権利を獲得することができなかった。但し、後に説明するように、ダム建設による浸水から逃れるためこの村に移住せざるを得なかったムオン世帯は、丘陵地使用をかなりの程度制限され、居住地の周りを開墾せざるを得なかった。そのため、現況に沿って地元民よりは広い「菜庭園地」に対する「赤本」を入手した世帯も一部いた。しかし、それでもキン人世帯に認められた土地権利の及ぶ面積とは比較にならないものであった。

---

争が始まっているが、そのプロセスは丘陵地の森林地獲得と類似していると思われる。

<sup>115</sup> 「赤本」により2軒のキン族世帯に使用が許可された菜庭園地の面積は、それぞれ5,925 m<sup>2</sup>及び19,028 m<sup>2</sup>であった。これに対し、「赤本」発給により菜庭園地の権利を認められている他の73軒のムオン人世帯の菜庭園地の面積の平均は2,323 m<sup>2</sup>であった。

②平坦地に位置し、「赤本」発行を伴う「農業地」の使用権獲得プロセス：

このプロセスを理解するにあたっては、次の三つの問いに答えなければならない。(1) 「赤本」発行に伴う土地使用権配分プロセスが開始される以前平坦地に位置するこの土地を使用していたのは誰か。(2) 配分にあたり適用されるべき規範と手続はどういうものであったか。(3) 実際に適用された規範と手続、適用プロセスとその結果はどうであったか。一番目の問いに関しては、この土地は部分的（全部ではない）に一部の村人（全世帯ではない）により耕作されていたということであるが、この一部の村人が具体的に誰（平坦地しか耕作しない2軒のキン族世帯を除いて）だったのかということ、さらに、耕作されていなかった部分の土地は、全くの未使用地だったのか、それとも以前に開墾されはしたが休耕地となっていたのかについては、相異なる複数の説明が存在するため不明である。2番目の問いに関しては、この平坦地に位置する農業地の使用権配分にあたっては、本来、「赤本」発給に向けて導入・適用された第一の公式規範及び手続のみが適用されるべきであった。具体的には、1993年の土地法実施を推進するために出された同1993年の政府命令第64号の第12条「農業地の土地使用権配分に関しては、コミューンの総農業地から公的用途のために使用される部分の面積を差し引いた残りの面積をコミューンの農業人口で頭割りとしたものを基準に配分する」の一文に沿って、当Nコミューンでは一人当たり1,000㎡の農業地を基準に<sup>116</sup>、土地使用権が「赤本」発給を通じて各世帯に配分される予定であった。しかし、結果的には、この原則にそった公平な土地使用権の配分とはならず、キン族の2世帯と、元々からこの地に住んでいたムオン人世帯に相対的に有利なものとなった。それはこうした原則がありながらも実際の区画配分や測量は、一方で測量当時の現況をある程度重んじて行われたこと、また他方で村人が非公式規範の論理を巧みに駆使し、一部の村人、特に移住ムオン人を土地使用権配分に係るこのプロセスから排除しようとしたからである。キンの2世帯が相対的により広い面積の農業地に対する土地使用権を「赤本」発給により得た理由は、上の「菜庭園地」に関して説明したように、キン人とムオン人の耕作様式の違いが少なからず影響したと考えられる。それは、ムオン人が平坦地を丘陵地ほどには重要視していなかったことに加え、使用する場合にも、輪作する傾向にあり、測量当時、一見未使用地と思われるような休耕地の状態においていた区画が多くあり、誰の使用下にあったかを証明するのが難しかったのに対し、キン族世帯は、輪作の習慣はなく、一定の平坦地区画を継続して耕作し続けてきたため、ある区画の土地が自分たちの耕作下にあることを明確に示すことができたからである。また、地元民に有利になった理由は、村人の多くが「自分が最初にこの土地片を開墾した。しばらく休耕させていた」と主張し、一見未使用地と思える土地片やまた他の人が当時使っていた土地片も含め、広い面積の土地に対する使用権行使を正当化、要求したことと関係している。このことは、第一の種類の規範と並行して、村人が、非公式規範を駆使、その論理を適用し、自分の土地使用権の正当性を主張すると同時に、特に居住暦の浅い人々の土地使用権獲得を阻止しようとしたことを示している。結果として、ある世帯は、土地法と関連手続のみが適用された

<sup>116</sup> 一人当たり1,000㎡というのは、相対的に広い面積であるが、当地の農業地には農業用の水源、灌漑施設がほとんどなく水田も極わずかであり、大部分は天水(雨水)に依存した農業のみが可能な土地である。

場合以上の面積の土地への使用权を得ることとなったが(「赤本」取得)、他方他の世帯は、この地での耕作歴があったにも関わらず、この「赤本」発行に向けての土地使用权分与プロセスを経て、本地へのアクセスを完全に失うことになった。実際、この農業用地に関しては、「赤本」を所持している世帯40軒のうち、30軒余りは移住経験のない世帯及び2軒のキン世帯であり、移住ムオン人のグループに関しては10軒に満たない。

### ③傾斜地に対する土地使用权獲得プロセス：

傾斜地は、「特別保全林」用地と指定されているため、すでに述べたように「赤本」は発給されない。そのため、この地の使用に関しては、原則として植林事業実施に係る第二・第三の公式規範及び手続のみが適用される。しかし、こうした植林事業が開始される以前から、村人は丘陵地で焼畑耕作を行い、現在でも多くの森林状態にない傾斜地で焼畑が行われているため、傾斜地の使用权配分に関しては、現在に至るまで第四の非公式規範が大きな効力を持っている。2軒のキン人世帯は平坦地を中心に耕作し、丘陵地の土地使用权獲得にはほとんど関心を持っていなかったため、ここではこうした状況下、この土地の使用权獲得にあたってムオン人世帯の中でどのような世帯が有利、あるいは不利になったかが問題になる。ダム建設による浸水被害を逃れた近隣のコミュニンの人がこの村に移住してきたのは1985年前後であり、その後数年後に合作社を中心とした集団生産体制は実質的に崩壊し、ムオン世帯は従来の丘陵地における焼畑を再開しつつあったが、その時、多くの移住ムオン世帯は、地元民により丘陵地の使用を拒まれる事態に直面する。移住ムオン世帯の人々の話によると、当時すでに彼／女らは村の正式の住民として住民台帳に登録されていたにも関わらず、また深い森に覆われた未開拓の丘陵地もまだたくさんあったが、そうした土地を開拓しようとする、「ここは俺たち(地元民)の土地で、お前たちに分けてやれる土地はない」と怒鳴られ、追いやられたという。そこで彼らは、遠く離れ、地味もよくない隣村との境に位置する土地を開拓するか、もしくは隣村の親戚に頼んでそうした人たちの土地の一部で焼畑を行った。結果として、彼／女らは、地元民よりずっと不便かつ少ない面積の丘陵地にしかアクセスできない状況となった。また、そうした土地でさえ、地元民の中には、「元々は俺たちの先祖が切り開き、しばらく休耕させていただけだ」と言い放ち、植林事業開始後、彼らが畑地開拓後にそうした土地片への移住民のアクセスを植林という行為で取り上げたようとした者さえいた。すなわち、地元民は、第四の非公式規範の論理を適用することにより、移住民の丘陵地へのアクセスを制限し、丘陵地に対する自分たちの使用权を保持、拡大していったと推察される。このようにして丘陵地へのアクセスも制限された人々は、二つの問題に直面することになる。第一に、畑地が限られているため、自分たちの生活維持が難しいこと。中には恒常的に使える土地を持たず、耕作期毎に他の者に土地の一部を使わせてもらえるよう交渉しなければならない世帯もある。第二に、同じ土地を休耕期間なしに恒常的に使用することになり、結果地味が劣り低い生産性しか期待できないこと。第三に、土地が限られているので、植林事業への参加も制限され、参加すれば得られるであろう労賃をかせぐことができないこと。即ち、生活の糧を得るのが非常に難しい状態に置かれているという現状がある。

以上見てきたように、耕作様式との関係で、平坦地に位置した「菜庭園地と「農業地」」の土地使用权獲得プロセスにおいては、2軒のキン人世帯が有利となった。特に「農業地」



について見ると、ムオン人世帯の中では、実際には「赤本」発給にあたり第一の公式規範しか適用されてはならないところ、第四の非公式規範の論理が作用し、移住経験を持たない元々の T 村の住民に有利は土地権利配分となった。実際、村全体での農業地に対する「赤本」取得率は 40%あまりであるのに対し（97 軒中 40 軒）、地元民世帯の取得率は約 60%であり（50 軒中 30 世帯あまり）、移住民世帯のそれは 22%にとどまっている（45 軒中 10 軒）。また、このプロセスにおいて「赤本」取得のみを問題にする限り、FHF だから必ずしも不利な状況に陥ったという事実はない。「赤本」発給に向けての区画割・測量が実施された 1996-7 年当時、村には 5 軒の FHH がいたが、「農業地」については、そのうち 3 軒が、また「菜庭園地」については 5 軒すべてが「赤本」を取得している。面積に関して、農業地に対する「赤本」を取得した 3 軒は、コミュニティの基準一人あたり 1,000 m<sup>2</sup>にほぼ沿った面積に対する使用権を与えられている。ただし、この 3 軒のうち 2 軒の地元民世帯は他の多くの「赤本」取得世帯と同じく一年を通して使用できる農業地を割り当てられたのに対し、残り 1 軒の移住 FHH 世帯は、ダム湖の水位調整の影響により畑が浸水し半年以上耕作できない土地を割り振られている。

丘陵地においては、「赤本」が発行されず、現在の土地権利配分状況は、80 年代に合作社中心の集団生産体制が実質的に崩壊後の原則「早い者勝ち」による土地獲得プロセスを踏襲したものである。キン人はこうした土地にはあまり関心を示さず耕作経験もほとんどなかったため、このプロセスに実質的な参加はなく、またダム建設による浸水被害を逃れるためこの村に移住したムオン世帯は、地元民が非公式規範の論理を駆使して彼らをこのプロセスから排除しようとしたため、最初から不利な状況におかれた。また森林を切り開き畑地とする作業は労働力を必要とし、さらに丘陵地の土地権利獲得は原則「早い者勝ち」によるものであったため、多くの労働力を迅速に動員できる世帯がこの地の権利獲得競争においては有利となった推察される。その意味では、労働力が限られる FHH も少なからず不利な状況に置かれたと思われる。しかし、平坦地・傾斜地両者の土地の権利配分プロセスに大きく作用した要素としては、ジェンダー（FHH）以上に、「エスニシティー」とムオン人の場合には「居住歴の長さ」が大きいと考えられるであろう。

現在、村には 97 世帯（未登録世帯を入れると 100 世帯）が居住しているが、既に述べたように 2 軒のキン族世帯の他はムオン世帯である。この中で相対的に居住歴の短い「新参者」と見られるグループは 3 つある（重複有）。(1) 1984 年前後から新経済地区政策によりハタイ省より移住してきた 2 軒のキン族世帯（一緒に移住してきた他の 26 軒は帰省、あるいはさらに他の地に移住）、(2) ホアビンダム湖建設による低地の水没被害から逃れるため 1985 年前後からこの地に移住してきた 45 軒ほどのムオン族世帯、(3) 比較的若い世代で分家したばかりの世帯。そして、上で説明したプロセスの結果として、現在も土地権利獲得に関し不利な立場に置かれているのは、この 3 つの「新参者」グループの中でも、浸水を逃れてこの地に移住した第二のグループとその子孫同士で結婚し新世帯を築いている者と思われる。

移住ムオン家族が特に不利な状況に直面しているのには、少なくとも二つの理由があると思われる。第一に、彼らは、ここに移住当時すでに政治的に弱い立場に置かれていたこ

とが挙げられる。それはダム建設の移住計画では彼らは本来別の地への移住が予定されていたところ、移住地があまりにも遠い、さらには移住先で当時疫病が流行っていたため、彼らは直接あるいは予定地を経由して近隣地である現在の村に移住したからである。第二に、彼らはムオン族として、移住先となった現在の村の住民（同じくムオン族）と同じ文化・規範を共有しているということが挙げられる。そしてその一部である「最初に開拓・耕作した者が土地所有権を保持することができる」という慣習的規範は、「新参者」に不利に働く傾向がある。こうした「地元民」と「新参者」の微妙な政治関係と文化規範にはさまれ、「移住ムオン人」は傾斜地のみならず、公式法と手続が適用されるべき平坦地の農業地分与プロセスにおいても不利な状況に追い込まれ、土地使用を大幅に制限される結果となっていると言えるであろう。

上述したように、土地所有権獲得のプロセスは非常に複雑なものであった。現地のパワー・ポリティックスの中で、異なる規範が同時期あるいは異なる時期に十分な調整過程を経ずに同じ土地に適用された結果、また村人が土地所有権獲得・伸張のため、本来適用されてはならない状況や土地の種類に、恣意的に異なる規範の論理や手続の選択的活用を試みた結果、平坦地・丘陵地両方の土地に関し、現在、不公平な土地所有権配分状況を作り出しているといえるであろう。こうしたプロセス及び現在の状況は、土地使用に関しさまざまな矛盾と問題を引き起こし、潜在的・顕在的紛争の温床となっているといえる。次節では、こうした矛盾と問題の一部を明らかにすると共に、それらに村人がどのように対処している、またはいないのかを検討し、「正義へのアクセス」について考えていきたい。

#### 4. 土地使用にかかる潜在的・顕在的紛争とそれへの対応・対処

前節では、「赤本」発給を伴う平坦地の「菜庭園地」及び「農業地」の土地所有権配分においても、また「赤本」発給を伴わない丘陵地の土地所有権獲得においても、有利な者、不利な者がおり、結果として不公平な土地所有権配分状況となっていることを示した。また、異なる種類の規範が同時にあるいは時期を異にして同じ土地に恣意的あるいは偶発的に適用され、結果、土地使用にかかる矛盾や問題も生じている。ここでは、土地所有権獲得状況が村人の生活レベルに大きく作用するとの認識のもと、貧困との絡みでは、土地所有権獲得が結果として困難であった者に焦点を絞り、さらにジェンダーとの絡みでは FHH に議論を絞り、そうした人々が絡んだ潜在的・顕在的紛争、及びそれらへの対処・対応まず説明する。そして、それらを、別途議論した紛争処理にかかる鳥瞰図や紛争の展開モデルを元に整理し直すことにより、こうした人々の紛争処理の選択やその後の展開や結果にかかる傾向と特徴を分析するとともに、そうした選択や結果をもたらす原因を別章で議論したアクターオリエンティッドアプローチ<sup>117</sup>を念頭に探していきたい。

---

<sup>117</sup> アクター・オリエンティッド・アプローチについては、第 II 章の議論とともに、Long (2002) を参照。

#### 4-1 土地権利配得が困難であった人々、及び FHH が直面した矛盾、潜在的・顕在的紛争とそれらに対する対応・対応

ここでは、次項で村人の紛争処理の選択やその後の展開、結果の傾向と特徴を探る材料を提供するため、村人との対話、聞き取りに基づき、前章で検討した土地権利配得プロセスの結果、土地権利配得が困難となった者や FHH が直面した矛盾・困難（潜在的・顕在的紛争要因）とそれへの対応を、知り得た範囲で<sup>118</sup>土地の種類毎に説明する。議論を紛争要因・状況とその処理に分けて行うが、ある事態への村人の対応そのものが、また別の紛争要因となりあらたな紛争状態を作り出すという悪循環を形成している場合も多い。そのため、実際には何が元々の紛争要因であるかを確定するのは難しい場合もある。しかし、議論の便宜上、まず、土地権利配得が困難であったものと FHH の対応を出発点として、その後の展開について言及する方策を採る。

##### 4-1-1 「赤本」発行を伴った「菜庭園地」使用にかかる矛盾に対する FHH の対応・対応（1 件）

矛盾と紛争要因：

「菜庭園地」の使用をめぐるのは、異なる複数の規範や手続の相克から、FHH が絡んだ以下のような潜在的紛争状況がつい最近まで続いていた。これは、「赤本」の配布を受けたムオン人世帯と、「赤本」発給以前にその地に竹を植えていたもう 1 軒のムオン人世帯の間で長年にわたりくすぶってきた潜在的紛争である。両世帯はともにダム建設による浸水被害を逃れてきた移住世帯だが、「赤本」配布を受けた FHH 世帯は現在既に高齢となっている未婚子をもうけた女性が世帯主である家族（FHH）であり、他方竹を植えたのは他のムオン世帯の比較的若い男性である。最終的に「赤本」配給を受けた世帯は、1995 年からこの地に小屋を建てその周りの土地を耕作し、現況を重んじる形で行われた 1996-7 年の土地測量時に、本地は彼女の「菜庭園地」として登録され、2001 年の「赤本」入手にいたる。しかし、その測量直前にもう一軒のムオン世帯が当地に竹の苗木を植えた。この行為が後にこの土地の使用権利を確保することをにらんだ恣意的なものであったのかどうかは不明だが、結果として、「赤本」を受けた世帯は、それにより当地の菜庭園の正当な使用権利を得たにも関わらず、その地に他の人が植えた竹が生息していたため、今年にいたるまで 7 年間にわたり、その地を自由に耕作できないという状態が続いてきた。

##### ケース 1：対応とその結果

「赤本」給付を受けた世帯は、「菜庭園」地に雑穀を植え、食糧生産に当てたかったにも

---

<sup>118</sup> 土地権利配得に関わらず村人間の諍いや紛争について詳細を知るのは難しい。それは、村人の記憶の中で、そうした経験は思い出したくないものであったり、また思い起こすと感情的にならざるを得ないものであったりとなかなか他人に簡単には話せない側面が含まれているからである。またそうしたことを話すことで、隣人を傷つけるのではないかと、人間関係にヒビがはいるのではないかと村人は気にしているためである。よって、私のフィールド調査期間中村人のこうした記憶たどるにあたり、無理強いをせず、人々の日常会話の中のこぼれ話を集め、また、全員から同じことにつき話を聞くというより、情報は偏ったかもしれないが、より親しくなった人たちとの対話を中心に紛争の理解につとめるようにした。

かわらず、7年間にわたり本ケースを問題化するのを避け、現状を黙認してきた。しかし、つい最近行われた送電線拡張工事のため、行政により竹が伐採され、相手方世帯にその補償が行政から支払われることにより、偶発的に解決に至った。

4-1-2 「赤本」発給を伴った「農業地」の使用権配分プロセスに関する矛盾に対し、そのプロセスから排除された人々の対処・対応

矛盾と紛争要因・状況：

すでに前節でみたように、平坦地に位置する「農業地」の土地使用権配分にあたっては、1996-7年の土地の測量以降は、本来第一の公式規範と手続（この村が属するコミュニティの場合、一人あたり1000㎡の農業地に対する使用権を認める）のみが適用、また有効とされる筈であった。しかし、実際には多くのムオン人、特に元々からこの村に居住している人々が、非公式規範の論理を持ち出し、適用しようとしたことにより、大多数の移住ムオン世帯が本地へのアクセスを拒否されるという不公平な土地使用権配分となった。また、「赤本」取得世帯の間でも、土地使用を承認された面積に大きな差があり、不公平感が残った。さらに、その測量プロセスは、罵声の応酬と暴力を伴うもので、村人は現在でも当時のことに触れるのを極端に避ける傾向がある。本「農業地」の正当な使用者が誰であることを明示した「赤本」がすでに発給された今、本地にかかる紛争は表面的には沈静化しているように見える。しかし、喧噪を伴った土地使用権配分プロセス、及びその結果は、測量直後から現在に至るまで土地使用権の回復・獲得・奪取をめぐる村人間に潜在的・顕在的紛争を引き起こしてきた。

ケース2：土地の区画割・測量プロセスから排除された者の対処とその結果（多数、主に移住民）

1996-7年「赤本」発給に向けて土地の区画分けと測量が始まると、多くの世帯が農業地の使用権配分プロセスから排除されていった。こうして排除されていった世帯の多くは、非公式規範の論理の適用により本地へのアクセスを拒否された移住ムオン人世帯であった。また、罵声の応酬や暴力が少なからず横行する中で、自分の利益を集団で代弁・擁護してくれる親族ネットワークとそれに基づく政治力を欠く世帯も排除されていった。こうした人々は、土地の区画割りや測量プロセスが不当であることを主張し、自分たちに対する使用権再割り当てを要求するが、結局、その声は反映されることなく測量・登記プロセスは終了する。その後、こうした人々、その中でも特に測量時に当地を使用し作物を植えていたにも関わらず、非公式規範の論理の元、土地使用権を失った世帯は、あらたにその土地の使用権を割り当てられた地元民の世帯に対し、本地の使用権を返すよう直接交渉・懇願をする。しかし、それも受け入れられなかったため、個々人ベース及びグループで村長及びコミュニティ人民委員会に陳情し、測量と土地台帳登記のやり直しを請う。しかし、それもやり直しには多大な費用がかかるため不可能との説明のもと、却下される。その後、さらに郡のレベル（「赤本」発給手続、測量の主管轄）に陳情、訴えることも不可能ではなかったが、結局、それはせず、不満を抱えながらも、本地への土地使用権を得ることなく今日に至っている。

### ケース3：土地の区画割り・測量プロセスに参加できなかった者の対処・対応（1件）

たまたま病気のため本プロセスに参加できなかった地元民世帯がいたが、彼らが当時使用していた土地片は、隣接する区画を使用していた別の地元民世帯が耕作していたとの主張に基づき、結局後者の名の下に登記されてしまった。それにより、このプロセスに参加できなかった世帯は公式には土地使用权を失った。この世帯は、その後、相手の世帯と村長にかけあい、その土地の正当な使用者は自分であること認めさせるが、登記手続のやり直しはできないとのことで、「赤本」は結局、そのまま後者の名の下に発給されることとなった。しかし、土地の登記、及び「赤本」発給後も、元々その土地を使用していた前者の地元ムオン世帯が事実上耕作することで一時的に本紛争は沈静化していた。しかし、こうした事態が近年二つのあらたな紛争を再燃させはじめている。その一つは、「赤本」の価値が村民の中で認識されるにつれ、後者の世帯が「赤本」の裏づけのもとにその区画に対する自分の使用权の正当性を主張し始め、前者に対しその土地での耕作をやめるよう要求し、それが暴力を伴った争いに発展しつつあること。第二は、後者が農業銀行から融資を受けるため「農業地」の「赤本」（二つの隣接する土地は一区画として一緒に彼らの名前の下に登録されている）を抵当として銀行に入れており、万が一返済不可能な場合には、2軒ともその土地の使用权を失う可能性があるということである。第二の点に関し、前者は相談を受けたこともなく、心配はしているものの、何もまだ対処していない。

### 4-1-3 「赤本」発給を伴わない丘陵地の土地使用权獲得に関する矛盾、潜在的・顕在的紛争とそれへの対処・対応

#### 紛争要因・状況：

平坦地に位置する土地の使用に関しては、すでに1996-7年の測量と登記を経て、2001年に実際の「赤本」が発給され、それに基づき合法かつ「正当な」土地使用者が確定された。よって、現在平坦地に位置する土地の使用权配分については、不満は鬱積しているものの、顕在化している紛争は減りつつある。それに比し、またその結果として、土地使用权をめぐる潜在的・顕在的紛争の多くはこの丘陵地に集中してきている。それは、「赤本」発行により、平坦地へのアクセス確保の望みを殆ど断たれた世帯は、丘陵地のみはその生計の機会を求めなければならなくなったことに起因する。加えて、村の自然人口増により土地資源への人口圧はますます高まってきたと同時に、丘陵地はその殆どが保全林地区に指定され、国の保全林造設・保護政策のもと植林事業がすすめられ、各世帯による丘陵地の土地使用は、ますます困難かつ複雑化している。そして丘陵地の土地使用权取得に関しては「赤本」発給による行政的・法的保証がないという状況下、村人は、一方で植林事業に関連する規範と手続を操作・駆使し、他方で非公式規範の論理を用いて、互いに傾斜地に対する自分の権利の正当性を主張し、土地使用权の獲得、奪取、堅持を図っている。そしてこのことが、潜在的・顕在的紛争を引き起こし、当地の使用权をめぐるムオン人世帯の間で微妙なポリティックスが展開されている。

### ケース4：多数、主に移住民

非公式規範に従ってより多くの傾斜地を実質的に持っている者(地元民)から事前承諾を得て、休耕地の一部を一時的に耕作させてもらう(多くは移住民)。しかし、その使用は一

作付期のみに限られたものであり、次の期も使用したい場合には改めて承諾を取る。こうした承諾を毎期得ている限り、これが紛争要因になることはほとんどない。

#### ケース5：多数、主に移住民

同じく上のようなプロセスを経るが、本来、作付期毎に承諾をとらなければならないところ<sup>119</sup>、そのまま何期も使い続ける。これは紛争要因となるがその後の展開は多様である。土地の使用権を一時的に貸した世帯に余裕があり、今すぐその土地を耕作する必要がない場合には、問題とせず実質的に土地の使用権が移譲される場合がある。また事態を静観し、土地を取り戻すニーズが大きくなった場合に始めて返還要求をし、要求が聞き入れられ、事態が収束するケースもある。しかし、万が一すぐにその土地をすぐに耕作しない場合には、同じ事態がぶり返されたり、ケース7のように他の世帯に無断で使用される場合もある。そうした事態を避けるため、相対的に広い範囲の丘陵地に使用権を行使する世帯の中には、植林プロジェクト配給の苗木を休耕地に植え、その土地の自分の使用権の正当性を明示し、より堅固にしようとする者も多い。またそうした余裕のある世帯の場合、土地の返還を求めて聞き入れられなければ、その土地片の使用をあきらめる場合もある。土地へのアクセスが限られている世帯が作付け期毎に了承を得ることなく、ある土地片を使い続けるというこうした行為は紛争要因にはなるものの、当事者双方とも紛争状況が顕在化、長期化する前に事態を収拾させる傾向にある。

#### ケース6：上の二つのケースよりは少ないと思われるものの多数、地元民・移住民を問わず土地へのアクセスが限られている者の対処

同じく、作付けのための一時的土地使用に関し、元々の使用者から許可を得るが、非公式規範では一般に認められないにも関わらず、472 プログラムから苗木をもらい、その土地に植林をしてしまう。こうした行為も紛争要因とはなるが、その後の展開と結果は多様である。土地使用を許可した世帯の土地使用状況に余裕がある場合には、事態を静観し、結果的にその土地の使用権が既成事実として移譲される場合もある。あるいはそうした世帯でも土地使用のニーズが高まると、竹を伐採して土地を返すように相手世帯に申し入れると共に、竹の伐採に対し賠償を行う場合がある。しかしそうした余裕のない世帯の場合には、申し入れが聞き入れられなかった場合、あるいは申し入れもせずに、実力行使で竹を切り、売りさばいたり、あるいは竹も切らずに実力行使でその土地の使用権を回復する場合もある。これにより事態は一時的に沈静化するが、土地へのアクセスが限られる世帯による植林行為による土地使用は、減少しつつあるものの、上のケース5と同じく、時期・場所を変え繰り返される傾向がある。これに対し相対的に広い土地に使用権を行使する世帯も、ケース5の場合と同じく、休耕地への植林という行為を通じてその土地の自分の使用権を擁護しようとする。

---

<sup>119</sup> その理由としては、丘陵地は傾斜がきつく肥料を施すことが難しく、また施しては、雨・風ですぐに表土が流れ出てしまうため、ある土地片を継続して耕作すると、地味が落ち、生産性がさがることがあげられる。また今年はある土地を耕作する必要がなくとも、次の年には、子供が結婚、別所帯を持ち、彼らとその土地を耕作する必要が出てくる、あるいは、他の親戚に頼まれる等、状況が変わるためと推察される。

#### ケース7：相対的に少ないが複数

他の人が使用権を行使している土地との認識はかなりの程度もっているものの、非公式規範も無視し、そうした土地が使われていない場合(休耕期間中)無断で作付けを行ったり、竹や他の木を植えることにより丘陵地へのアクセスを確保しようとする場合がある。場合によっては、他の人により竹が植えられている土地に関しても、無断でその竹を切り、自分の畑地として使用しようとする場合がある。こうした行為も紛争要因となるが、これに対する対処も多様である。余裕のある世帯の場合は、その土地の使用をあきらめたりする場合もあるが、大抵は顕在的紛争に発展し、申し入れを行い、場合によっては上記と同じく実力行使で土地の使用権を回復する。一軒のFHHに関しては、自分が植えた竹が伐採され、他の家族により作付けがなされたが、不満を持っているものの申し入れをすることができず、結局現在は相手方の家族により継続的にその土地は使われている。

#### ケース8：1件

限られた土地にしかアクセスを持たない地元民の間で、ある土地の正当な使用者は誰かをめぐり非公式規範の論理の応酬による土地使用権の堅持・奪取が行われる場合がある。これは顕在的紛争に発展し、一番顕著な例では、当事者はどちらも自分の土地使用権の正当性を非公式規範の論理に基づき主張するが、一方はずっと自分の土地に植えた竹を突然相手が断り無しに伐採して畑地として使用しはじめたと説明している。これに対し、他方はもともとその土地は親が切り開き一時的に相手家族に使用を許可していたにもかかわらず、相手が長年使い続け、また竹を植えたので、自分たちの耕作ニーズのため竹を伐採し土地を取り戻したと説明している。両方の折り合いがつかず、結局作付け期ごとに、実力行使で互いの作物(とうもろこし)や竹を引き抜いては、自分の土地として使用しようとする行為の応戦がつづいている。同時に、一方の家族は、和解組、村長に陳情したが、すでに1年以上がすぎているのに、何も進展がみられていない。村長の話では、和解組員他の村民の話でも食い違いがあり、非公式規範にもとづきどちらが正当な権利をもっているのか判断が難しいとのことであった。また竹に関しては、伐採行為に対し何らかの補償を要求する可能性もあるとのことではあったが、実際そうした勧告をするのはためらわれるとのことであった。現在、一方の家族は自分のその土地への使用権を確固たるものにするため、植林プロジェクトから異なる種類の苗木をもらってきてはその地に繰り返し植えている<sup>120</sup>

以上、生活の糧を得る上で重要となる3種の土地についてその使用権取得にかかる矛盾、潜在的・顕在的紛争とそれへの対処、及びその後の展開につき説明した。次項では、こうしたケースを基に、土地権利獲得に困難があった人々とFHHが絡む紛争につき、その対処とその結果にかかる傾向や特徴を検討していきたい。

#### 4-2 紛争処理メカニズム選択と紛争展開プロセス・結果にかかる傾向と特徴

---

<sup>120</sup> こうした植林行為は、この地に対する自分の使用権を正当化して主張する目的に使われているとともに、生活の糧を得るための労賃稼ぎの意味合いもかなり濃い。

#### 4-2-1 紛争処理形態と紛争の展開プロセス

次項以降、上記のケースをもとに村人の紛争処理形態の選択とその後の展開・結果にかかる傾向と特徴を探っていくが、ここではその関連で、貧困層の正義へのアクセスとの関連で別稿にて論じた紛争対応・処理の類型化と紛争の展開プロセスにかかる議論を見直しておきたい。

まず、類型化との関連では、不当と思われる行為や紛争への対応は、「回避」、「暴力的手段による報復」、「対話・交渉」の三つに大別され、さらに最後のものに関しては、第三者の存在の有無、及びその役割に応じて、「調停」と「審判」に、さらに後者は、「仲裁」と「訴訟」に細分類化されるのが一般的であることをすでに別稿にて述べた<sup>121</sup>。村人の紛争対応選択にかかる傾向と特徴も基本的にこの分類に沿って行うが、村人の対応の中には、当事者間の暴力以外にも作物や竹などを引き抜く、苗木を植えるなどの手段も含まれるため、「暴力的手段による報復」という分類は「実力行使」という分類にあらためて、どのような紛争処理形態が選択あるいは忌避されているのかを探っていく。

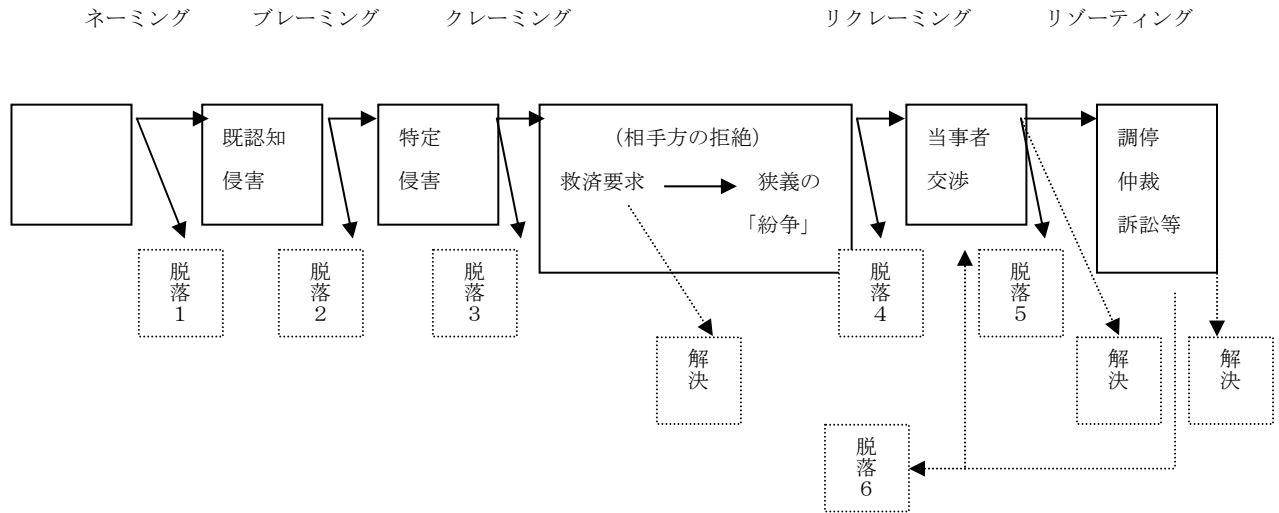
回避	実力行使	対話・交渉			
		相対交渉	調停	審判	
				仲裁	訴訟

第二点にかかる分析においては、紛争の展開プロセスにかかる以下の議論を思い起こす必要があるであろう。紛争は、なんらかの不当な行為があることから始まり、それが人々に侵害として認知され（「ネーミング」）「既認知侵害」となる。そして誰によって自分が被害を受けているのかを認識する過程「ブレイミング」を経て「特定侵害」となり、さらに相手方（侵害者）に対して救済を求める（「クレイミング」）ことにより初めて紛争が顕在化する可能性が生じる。そしてその救済要求が部分的にでも拒絶された場合に、紛争は顕在化しいわゆる「紛争」となる。その後被害者がさらに相手に紛争解決の働きかけを続けるならば、「リクレイミング」を経て、当事者交渉の段階に至る。当事者交渉は紛争が終結するまで継続するが、並行して第三者介入を前提とする調停や仲裁、裁判などの処理形態も模索される場合もある（「リゾーティング」）。

<sup>121</sup> 類型については、ここでの議論とともに Palmer & Roberts (1998)参照。



図 4-3 紛争の展開モデル



出所：和田安弘（1994）pp.102-106.を参照して筆者作成。

ここで重要となるのは、図中に記した「脱落」を示す下向きの矢印である。それは、狭義の紛争に至る直前の矢印以外は、被害者が正義の確立を求めることをあきらめることを示唆するためである。そのため以下の分析においても、紛争展開プロセスのどの段階で、誰により「脱落」が起こっているのか、またそれらの理由は何かを紛争当事者のおかれた立場や観点を重視しながらおこなっていきたいと思う。

#### 4-2-2 紛争処理形態の選択とその後の紛争展開・結果にかかる傾向と特徴

下の表 4-3 は、上に説明した紛争対処メカニズムの鳥瞰図と紛争の展開プロセスを念頭において土地権利獲得に困難があった人々と FHH が、直面した矛盾や問題にどのように対処し、それがどのような展開及び結果を招いているかを整理し直したものである。村人との対話を通し知り得たケースに限られたものであり、また場合によっては、潜在的・顕在的紛争状況とその後の展開につき、村人は具体的言及を避け、頻繁に起こる事態やその結果につき概要のみを語る場合もあり、村人の紛争処理形態の選択とその結果につき断定的なことは言うことは難しい。しかし、村人の話、またそれを整理した下表に基づく限り、土地権利獲得に困難があった人々と FHH による紛争要因への対処と、その後の展開には以下のような傾向や特徴が見て取れる。

表 4-3 紛争要因、それへの対処とその後の展開

土地の種類	土地権利獲得が困難であった人々及び FHH が直面した矛盾 (紛争要因)	紛争要因への対処・対応 (選択された紛争処理形態)						紛争当事者間の関係	その後の展開プロセスと結果	脱落の有無	
		回避	実力行使	対話・交渉							
				相対交渉	調停	審判 (村の外)					
					仲裁	訴訟					
赤本発給	菜庭園	ケース1: 庭地に他人の竹があり使用不可。	x						移住民同士 FHH 対 MHH	7年間黙認、クレームはせず。偶発的に解決。	脱落3 (FHH)
給を伴う土地	農業地	ケース2: 平坦地へのアクセスを失う。			x	x	x		地元民対移住民	相対交渉、村長への陳情後、不満を抱えたまま紛争状態は沈静化	脱落6 (主に移住民)
		ケース3: 自分の取り分の土地が他人名義で登記される。		x	x	x			相対的に少ない土地へのアクセスしか持たない地元民同士	相対交渉を経て一時沈静化したものの、現在暴力を伴う紛争に発展。解決のめどたっていない。	無し
赤本発給を伴わない丘陵地		ケース4: 限られた土地へのアクセス(非公式規範にのっとり、土地借用)			x				実質的に多くの使用権を持つ地元民対限られた使用権しか持たない移住民	紛争要因とはならない	無し
		ケース5: 限られた土地へのアクセス(非公式規範を歪曲して、期限を越して畑地使用)		x	x				同上	紛争要因とはなるものの、その後の双方の対応は、紛争の更なる深刻化・長期化を招かない。但し同じ行為が繰り返される傾向あり。	脱落3 (土地持)
		ケース6: 限られた土地へのアクセス (非公式規範を歪曲して借地に植林)		x	x				同上	紛争要因とはなるものの、その後の発展は、クレームを行わない回避、相対交渉による解決、あるいは実力行使による解決と多種多様。同様の行為は繰り返される傾向。	脱落3 (土地持)

ケース7：限られた土地へのアクセス (無断で畑地あるいは植林地として土地使用、既成事実化)		x					土地多対少 MHH対FHH (地元民同士)	この対処行為に対し、一部のケースの回避を除き、大抵の場合は、顕在的紛争に発展。相対交渉、実力行使により一時的・表面的に解決するが、同様の行為は繰り返される。	脱落3 (土地持とFHH)
ケース8：限られた土地へのアクセス (自分の占有権の正当性の主張)		x	x	x			相対的に少ない土地へのアクセスしか持たない地元民同士	相対交渉、実力行使、村長への陳情を経た後も、実力行使の応酬がつづき、紛争状態の沈静化のめどなし。	無し

\*ケース2,4,5,6,7は個々の紛争ケースを示すものではなく、村人の話から知り得た紛争をその内容によりこちらで類型化したもの。

\*\*紛争対応法及びメカニズムは左によればよほど、自己対応が強く、また非公式な性格が強いもの、逆に右によればよほど、第三者の介入を必要とし、また公式的なものとなる。

出典：筆者作成

#### ①紛争処理形態選択にかかる特徴

紛争処理形態として第三者の介入を前提とする調停や審判は紛争処理形態として稀にしか選択されず、特に村外における、より公式の手續を必要とする仲裁や訴訟といった審判が選択されることはない。ほとんどの紛争要因や事態への対処は、当事者間の実力行使及び相対交渉で行われている。また、こうした対処がさらなる紛争状況をもたらしている場合も多いが、それに対する他方の当事者の対処も同じく、相対交渉、実力行使が多い。次の②で触れるように、多くの場合紛争が解決される状態とはなっていないにも関わらず、紛争の解決に向け、調停、仲裁、訴訟など第三者の助言や助力に頼る選択を行わない理由として、村人の話から以下が推察される。まず、地元民、移住民を問わず、自分たちは「教養がなく」、法律や法的手続について行政関係者と話しをすることが憚れると感じていること。第二に、ムオン人は、いまだベトナム語に不自由だと感じ、行政や法関係の手續を進めることができないと感じていること。第三に、村の中に住んでいる村長による調停を除き、それ以外の場合は、コミュニケーションや郡の役所に出向かなければならず、またその手續にも時間的・金銭的コストが伴い、そうしたものに割く経済的、時間的、精神的余裕がないこと。そして第四に特に移住ムオン人は、たとえ自分たちの主張が正当なものであっても、行政はどうせ耳を傾けてくれず何もしてくれないばかりか、かえって厄介者、悪者にされる危険性があると感じていることによる。実際、不公平・不公正な農業地の使用権配分プロセスに関し、多くの村人が村長及びコミュニケーション人民委員会に陳情したが、事態を何も変える事はできず(ケース2)、また、丘陵地をめぐる紛争を終焉すべく村長・和解組みに陳情した地元ムオン人世帯のケースも(ケース3)、事態の解決に至ってはいない。このことから、第三者介入を前提とする紛争処理が、実質的に現地で有効に機能していないということも人々の敬遠理由の一つと考えられるであろう。

## ②紛争の解決

当事者が共に納得する形で紛争の解決にいたったケースは少なく、どちらかが不満を持ってはいるがそれを顕在化させずにいるか（ケース 1、2）、あるいは一時的に紛争状態が沈静化し、表面的には解決に至っているように見えるが、時と場所を変え同様のことが繰り返され、また紛争要因、事態を招く事態となっているケースも多い（ケース 5、6、7）。また、実力行使の応酬により紛争事態の深刻化・長期化を招いている場合もある（ケース 3、8）。

## ③地の種類と紛争の展開プロセス

④でも言及するが、相対交渉、実力行使の応酬がつづく、相対的に少ない土地への使用権しか持たない地元民同士の顕在的紛争を除き、平坦地の土地は、たとえ当事者が納得する形ではないものの、一旦事態が沈静化すると、よほどのことがない限り、その状態が長く続く傾向にある（ケース 1、2）。これに対し、丘陵地の場合、限られた土地へのアクセスしか持たない者が、土地使用権を獲得するために採る対処策が、紛争要因となり潜在的紛争状態を引き起こした場合には、比較的早く事態の收拾を招くが、それは一時的なことにとどまり、同じ事態が、時と場所を変え、ぶり返される傾向がある（ケース 5、6、7）。その理由は、次でみる当事者の力関係によるところも大きいと思われるが、以下の要素も関係していると思われる。それは、「赤本」発給を伴う土地にかかる紛争に関しては、「赤本」が公的権威を持って本地の正当な使用者が誰であることを明示しているため、本地の使用権配分に関し異議申し立てを行ったり、あるいは本地にかかる紛争を解決するには、少なからず公的権威・組織に対峙したり、公的手続を経なければならない可能性が高いこと。またそのために、多くのコスト（時間的、経済的、精神的）を払わなければならない、行政や法律などを敬遠し、またこうしたコストに耐える余裕をあまり持っていない村人の立場からは、よほどの覚悟を持ってしないと、紛争の展開プロセスでいうクレーミングやリクレーミングを行えないという心情がある。これに対し、丘陵地に関しては、「赤本」を通じた公的権威によるその正当性の明示・保証がないため、公的プロセスを経ず、また上のようなコストを伴わずに土地の使用権を「かすめとる」可能性がまだ残されているということがある。そのため、人々は、他の人が実質的に使用権を行使してきた土地を無断使用したり、またそこに植林したりするが、丘陵地は広範囲にわたっており、各々の家が使用している土地片も様々なところに点在し、物理的に全ての土地を監視することは不可能であるということも、こうした無断使用・植林が繰り返される一因ともなっている。こうした行為が、紛争要因となり潜在的・顕在的紛争を引き起こすことになった場合には、紛争の展開経路は異なるものの、比較的早く事態が沈静化される傾向にあるが、逆に言えばそれは、同様の行為を繰り返すことで、土地をまた一時的に使用する可能性がまだ残されているという村人の理解があるためとも言えるであろう。

## ④当事者間の力関係と紛争の展開プロセス

紛争の展開プロセスとその結果にかかる傾向は、当事者間の力関係にも大きく作用される。ここでは、前述したケースの当事者関係を、(1)相対的に広い土地に対し使用権を行使している地元民対そうした使用権が限られている移住民、(2)相対的に少ない土地に対するアクセスしか持たない地元民同士、そして(3)FHH とそうでない世帯とに大別して紛争展

開プロセスの傾向をみていきたい。第一の実質的に多くの土地に使用権を行使している地元民と限られた土地へのアクセスしか持たない移住民の場合の紛争は、実力行使の応酬等により事態が紛糾・複雑化することはまずない。平坦地に関しては、後者による村長や人民委員会への陳情が効を奏さなかったが、その後、リクレーミングや実力行使に出ることはせず、「正義」を求めるプロセスから実質的に脱落したとみてよいであろう（ケース 2）。丘陵地に関する紛争の展開は様々であるが、同様の事態が繰り返されることはあるが、個々のケースに関して事態が紛糾することは稀である。これは、両者の力関係に差があり、また非公式規範の論理を出されれば、この村での居住歴の浅い移住ムオン人が土地使用の正当性を主張するのは難しいという心情があり、身を引く傾向にあるからである。実際、この論理は地元民により、平地・丘陵地双方の土地使用権配分に関し、引き合いに出されてきた。こうして全てではないものの、傾向としては前者の地元民の既得権益がかなりの程度護られる方向で事態が收拾するが、移住民も「赤本」発給がなされていない丘陵地に関しては、自分の行為が実力行使の応酬や暴力を伴う紛争状況に発展しない範囲において、無断使用や植林行為を繰り返すことにより土地へのアクセスを得る機会をしたたかに狙っているといつてよいであろう（ケース 5、6、7）。第二の元ムオン人同士の場合には、土地が「赤本」発給を伴うものであれ、それを伴わない丘陵地の場合であれ、土地使用権の獲得、奪取、回復をめぐり、実力行使の応酬による紛争の複雑化・長期化が見られる。これは、先に検討した地元ムオン人と移住ムオン人の場合とは異なり、力関係が拮抗し、互いに非公式規範の論理を用いて自分の土地使用権の正当性を主張できる立場にあること、また、紛争の解決に向け、第三者介入、特に行政的・法的手続を踏んだ介入を忌避する傾向にあるため、互いの主張を譲らない限り、紛争状況の悪化・長期化を招きやすいためである。さらに、上で取り上げた地元民同士の紛争ケース 3 と 8 は、互いに相手の作物に損害を与えるという実力行使の応酬や暴力を伴う事態に発展しているが、それはこの二つのケースに絡む当事者世帯の生活状況や土地に対するアクセスニーズが切迫しており、どちらも土地使用権を譲り合う余裕がないことと関係していると思われる。FHH とそうでない世帯の間の潜在的紛争は 2 件あるが（ケース 1 とケース 7）、このどちらのケースについても、2 軒の FHH は土地使用に関し不当な扱いを受けたと感じ、またその相手も特定できているにもかかわらず、紛争の展開プロセスでいうクレイミングさえ行わないという選択肢を採り、表面的には紛争がないという状態を保ち続けてきた。その理由として 2 人の女性世帯主は次のような理由を挙げている。第一に、両ケースとも潜在的紛争の当事者は全てダム湖浸水被害を逃れてきた移住ムオン人であり、共に生活が苦しく、そういう事情がわかっ  
ていながら何かを要求するのは心情的に非常に難しかったこと。第二に、ケース 1 については、自分の菜庭園地を使用するため、そこに相手の世帯により植えられた竹を伐採する場合、それに対する補償をするのが筋と思われたが、自分たちにはそうした経済的余裕がなかったこと。さらに、第三として、両ケースに共通するが、自分たちは FHH であるため立場として非常に弱く、また、女性が男性に対し何かを要求するという行為自体が非常に  
憚られると感じていたことである。

#### ⑤紛争の展開プロセスと脱落

紛争の展開モデルに沿えば、紛争は早期に解決されない場合、侵害に対するネーミング・ブレイキング・クレイミング、そして相手の拒絶があった場合にはリクレーミングを

行い、さらに第三者仲介を前提とするリゾーティングを経て、その結果により、再度リクレーミングへと展開していくことになる。しかし、紛争状態が収束していないにもかかわらず、こうした展開プロセスを経るケースはほとんどなく、逆に、正義を求めることを断念する「脱落」が認められるケースを含むものが、8種のケースのうち5種ある。キン人との比較においてよく言及された村人の会話から、このように「脱落」が比較的容易におこる理由として以下が推察される。その第一は、ムオンの人々は、人間関係が悪くなることを恐れるため、キン人以上に相手の気に障ったり、感情を傷つけることを口にするのを避ける傾向にあるということである。逆に言えば、それを逆手に取り、相手が黙っていればそれはその行為を相手が認めたものとして既成事実化してしまう、あるいは人の「情け（'tinh cam'）」に訴えて黙認してもらおうとする場合もあることを意味する。第二に、ムオンの人は特に土地に関する争いを極力避けるということがある。それはもし、諍いがあった場合、その土地には、いくら手をかけても農産物がなかなか育たなくなると信じられているからだという。こうしたことから、不当に思われる行為があった場合にも、それを問題にせず我慢する、あるいは見逃すということが多々起こる傾向にある。このことが、「脱落」が認められる5種のケースのうち、4種までが、紛争の展開プロセスの初期段階、すなわち当事者はある行為が不当だと感じていてもクレーミングさえも行わないという脱落3の段階ですでに「正義」を求めることを断念していることを説明している。こうしたムオンの人の一般的傾向に加え、当事者の置かれた立場の違いや当事者間の力関係も大きく作用していると思われる。「脱落」が認められたケースには、相対的に多くの土地に対するアクセスを持つ地元民世帯によるものも含まれているが（ケース5、6、7）、彼らが初期の段階で「脱落」するのは、丘陵地の土地所有権を一部あるいは一時期かすめとられても、それを不当だと感じてはいるものの、生活にまだ余裕があり、すぐにそれを取り戻す切迫したニーズが他の世帯に比べまだ小さいということが考えられる。しかし、移住ムオンでFHHである世帯が初期段階で「脱落」したのは（ケース1、2、7）、既に見たように、「女性である」ということが、当事者自身の意識や行動を強く縛り、「赤本」所持者でありながら7年間も自分の庭を相手が植えた竹のために使用できない状況に耐え忍んだり、また、自分の家の周りの丘陵地の竹を伐採され、そこに相手が作付けを行い自分の使用権を失ったにもかかわらずそれに対し全く救済要求をしないという結果になったと思われる。また、農業地の土地所有権配分プロセスをめぐる紛争は（ケース2）、リゾーティングの段階にいたるものの、陳情を行った者の多くは移住ムオン人であり、陳情先である村長・コミュニティの人民委員会の構成員は地元民で、かつ陳情による事態の改善が望めないとわかった段階で、不満を抱えたまま脱落6の段階で「正義」の追求をあきらめることとなった。

#### ⑥丘陵地の土地所有権獲得をめぐる紛争と「植林」行為

すでに見たように、丘陵地の土地所有権獲得にあたり、またそこから派生する可能性のある紛争状況を防ぐため、あるいは解決するため「植林」という行為が少なからず活用されている。これは、植林事業により配給される苗木を土地に植え、その行為を持ってその植林地の使用を正当化することがある程度可能となるからである。何故なら、丘陵地に関しては「赤本」発給による土地所有権の法的保証がない代わりに、「保全林」地域で植林活動を行う者に対しては、植林・保護に係る義務が課せられると同時に、すでに述べたとおり、一定期間における畑作（苗木との混合栽培）許可などを含め、植林地の使用に関し

一定の権利が認められるからである。そのため、実質的に広い丘陵地に使用権を行使してきた地元民世帯は、自分の既得権益を護り、特に休耕期間中に他の世帯が自分の土地片を無断使用するのをふせぐために植林を行う。他方、相対的に限られたアクセスしか持っていない世帯(その多くは移住民世帯であるが全てではない)も、丘陵地における新たな使用権獲得のため、植林事業で配布される苗木を現在使われていない土地(他の世帯の論理では休耕地となっている場合が多い)に植える。しかし、ここで断っておかなければならないのは、両グループとも植林活動に従事するが、多くの場合、その目的は造林ではなく、あくまで食糧生産に向けての土地確保の意味合いが強いということである。このことは、全ての土地片に関してではないものの、本来許可されていないにも関わらず、植林から数年後に木を伐採し、その土地に火入れをしました焼畑地に戻すということが少なからず起きていることから明らかであろう。これは、森林保全との関係で重要な意味を持つがそれについては、別途触れることとする。

さて以上、土地使用権獲得が困難であった者、及び FHH が絡んだ潜在的・顕在的紛争とその対処・対応にかかる傾向・特徴を検討してきたが、こうした人々の「正義の追求」に関しては、「アクセス」と「正義の質」の面で以下のことが言えるであろう。

まず第三者介入を前提とするより公式な紛争処理手段は忌避されていることを指摘した。そしてその理由は、「貧困」と密接に関係している。「貧困」の要素は様々であるが、近年の開発における議論においては少なくとも「経済的貧しさ」、「身体的弱さ」、「(不足の事態に対する)脆弱性」、「政治力・交渉力の無さ」、そして「物理的・社会的孤立化」の5つの要素が絡み合ったものとして捉えられている<sup>122</sup>。すでにみたように、第三者介入を伴うより公的性格を持つ処理手段が選択されない理由は、村人の「経済的貧しさ」(村外に出向く経済的余裕がない、手続等にかかるコストを負担できない等)、「政治力・交渉力の無さ」(教養がない、ベトナム語に不自由である、移住民である、どうせ取り合ってもらえない等)、「物理的・社会的孤立化」(遠隔地に居住しており村外にでる時間的余裕がない、ベトナム語に不自由である等)と関連しており、逆に言えば、こうした状況下にある村人にとっては、より公的な紛争処理手段はアクセスすることが難しいことを意味している。またそうした手段にアクセスできたとしても、ケース2及び8でみたように、それらが有効に機能しているとは言えず、そこでの正義の追求・確立に疑問が残ることも確かであろう。

こうしたことから、村人は、第三者に依存せずに紛争を解決する方向、即ち、回避、実力行使、相対交渉という処理手段を選択することになる。これらは、自身のみでの決定、あるいは紛争当事者間のみのやり取りのため「アクセス」の観点からは容易だが、「紛争の展開とその結果」及び「正義の質」の面では、紛争解決の有効性に疑問が残るものである。それは、こうした処理形態選択後の紛争の展開をみると、表面的には紛争が沈静化しているように見えても、当事者が納得する形で紛争が解決されているものはほとんどないということ、また、時として立場の強い者による温情や譲歩で一時的に事態が収束する場合も

<sup>122</sup> 議論の詳細については例えば Chambers (1985)及び Chambers (1998)を参照。

あるが、多くの場合、回避、実力行使、相対交渉は、紛争当事者間の関係において立場の弱い者、すなわち、検討してきたケースにおいては移住民と FHH に不利な結果を招いているからである。言い換えれば、そこでは、土地使用权獲得が困難であったが故により貧困な状況におかれている移住民と FHH による正義の追求、正義の確立が困難であるという状況がある。また、実力行使の一環として、地元民と移住民の丘陵地の使用权擁護と掠め取りをめぐる微妙なポリティックスが展開されていることはすでに述べたが、そこでは植林が両者により活用されていることも指摘した。しかし、それは造林目的ではなく、耕作地確保のための植林であり、そのため、植林後数年後に木を伐採し、畑地に戻すということが少なからず行われている。こうした行為自体、法に抵触する可能性のあるものであり、それが村人の行政への心理的距離をさらに大きくし、第三者介入を前提とするより公式な紛争処理形態の選択を避け、事態の根本的解決を先延ばしにするという悪循環を形成しているとも言えるであろう。

## 5. まとめ

以上、ベトナムホアビンダム湖周辺保全林地区に住む人々の土地使用权獲得プロセスとその結果、及びそこから生じた矛盾や紛争への人々の対処・対応を検討してきた。第3節でみたように、当地における土地使用权獲得プロセスは、慣習的な非公式規範も含めて異なる規範と手続が相互に作用しあうことにより非常に複雑なものとなった。それは現地のパワー・ポリティックスの中で、異なる規範と手続が十分な調整過程を経ずに同じ土地に適用され、また村人自身も自分たちの利益を追求するため、本来適用されてはならない状況や種類の土地に、恣意的に異なる規範の論理や手続を適用しようと試みたためである。その結果、平坦地・丘陵地両方の土地において不公平な土地使用权配分状況を作り出してしまった。特にこのプロセスにおいて、「新参者」に不利に働く傾向のある慣習的非公式規範の論理との関係で、当地における浅い居住歴しか持たない移住ムオン人は不利な立場に置かれた。彼／女らは、ダム建設の犠牲となり自分たちの田畑・家屋・墓を失ったのみならず、浸水被害を逃れて移住した先の村においても、土地使用权を制限され、移住民全てとは言えないものの、さらなる貧困状況へ追いやられているという現状がある。

こうした土地使用权獲得プロセス及びその結果は、様々な矛盾やそれに起因する潜在的・顕在的紛争状況をつくりだし、村人はそれらに様々な方策を持って対処に努めてきた。第4節では、貧困との関係で土地使用权獲得が困難であった人々、またジェンダーとの絡みで FHH が関係した潜在的・顕在的紛争を取り上げ、紛争処理形態の選択、その後の展開にかかる傾向と特徴を検討した。そこでは、ほとんどの紛争が、回避、実力行使、相対交渉という処理形態により対処されているが、そうした処理形態選択後の紛争の展開と結果は、一部を除き、紛争当事者の力関係において立場の弱い者（移住民と FHH）に不利な形で事態が収束される傾向にあり、また、あくまで一時的・表面的な紛争状態の沈静化にすぎず、紛争の火種はくすぶっている状態が多くの場合続いていることを指摘した。さらに、不当な行為に対する救済要求を行わずに正義の追求・確立プロセスから「脱落」するケースが多いことにも言及した。こうした傾向は、地元民と移住民、FHH とそうでない世



帯との力関係の差を反映したものであり、調査地の社会的政治的文脈においては立場の弱いものが、自力に頼らざるを得ない実力行使や相対交渉という紛争対応を通じて「正義の追求・確立」を果たすことが難しいことを示唆している。

こうした状況下、本来、こうした人々の「正義の追求」を可能とするため、第三者介入を前提とする調停、仲裁、訴訟といったより公的性格を持つ紛争処理手段が選択・活用されるべきであろう。しかし、調停を選択したケースにおいてそれが有効に機能しなかったという事実に加え、以下の理由より人々は第三者介入にもとづくより公的な紛争処理を忌避する傾向にある。その第一は、彼／女らの置かれた「貧困」状況がこうした紛争処理手段へのアクセスを物理的・心情的に困難なものとしていること。すなわち、経済的コストを負担できない、またベトナム語に不自由で教養がないため法的・行政的手続を行えない、あるいは、物理的に辺境地・遠隔地に居住しており村外に出るのが困難等々、まさに「経済的貧しさ」、「政治力・交渉力の無さ」、「物理的・社会的孤立化」という「貧困」の本質と密接に関係した理由から、こうした紛争処理手段を忌避することになっていることである。第二の理由は、彼／女らが生活の糧を得るために行っている活動の一部は法に抵触する可能性を持つものであり、それが、公的な性格を持つ紛争処理手段の選択を心情的に回避することにつながっていると思われることである。このことについては、本章で、丘陵地の土地所有権の擁護・掠め取りのため、村人が「植林」という行為を巧みに活用していることに言及した。そしてそれはあくまで畑地確保のためであり、植林後数年後に木を伐採し、火入れを行うことによりその地を畑地として使用しようとする者がいること、すなわち植林事業の趣旨から外れた行為を行っていることを指摘した。しかし、生計確保の手段が限られている中、森林保全との関係で法に抵触する可能性のある村人の行為はこれにとどまらない。すなわち、土地に対する限られたアクセスしか持たない者の中には、生活の糧を得るために、天然林の違法伐採や林業生産物の無断伐採や盗伐など、違法行為に従事せざるを得ない者も出てきているからである。

元々、山岳地の遠隔地に位置し、農地に適する平坦地が極端に限られるという厳しい生活環境にあったのに加え、ダム建設による隣接地帯の水没による避難民を受け入れ、それが土地に対する人口圧を益々高めると同時に、村内に複雑な政治状況をつくることとなった。他方、ダム湖周辺の住民の多くは焼畑移動耕作の伝統を持ち、そこには耕作権・土地所有権獲得にかかる固有の理解と慣習的規範が存在し、時代により程度の差こそあれそうした規範は現在まで効を奏してきた。こうした中、平坦地の土地（「居住地」、「菜庭園地」、「農業地」）使用権配分のための「赤本」発給に向け、90年代後半に1993年土地法が当地において実施・適用されることになった。しかし、公平な土地所有権配分を目指しそのために整備された土地法の実施は、こうした複雑な政治的・文化的要素に影響され、土地法が意図したものとかけ離れた不平等な土地所有権分配状況を招く。そしてそれは「赤本」が発給された平坦地の土地のみならず、丘陵地の土地使用をめぐる状況をも複雑化させる。その結果、一部の人の土地へのアクセスが極端に限られると共に、彼／女らの貧困状況を深刻化させることにもつながっている。こうした事態に対し、人々は正義の追求をおこなってはいるが、村内の複雑なパワー・ポリティックスの中で、自力に頼る相対交渉や実力行使は立場の弱い地元民やFHHに不利に働く傾向にある。また、第三者の助言・助力に頼

る調停・仲裁・訴訟という手段についても、彼／女らの置かれた貧困状況が物理的・心情的にそれへのアクセスを困難としている。そしてその中には、土地へのアクセスを制限された人たちの中に生活の糧を得るため法に抵触する可能性のあるものに従事せざるを得ず、そのため行政・法的機関には容易に関わることができないという心情的理由も含まれる。その結果、こうした人々は、問題が解決していないにもかかわらず、正義の追求を断念する傾向にある。しかし、これにより土地使用をめぐる矛盾が解消されたわけではなく、そのため、土地所有権の擁護・掠め取りをめぐるのいさかい、植林の誤用が繰り返され、また、就労機会の限られる中、生活の糧を得るための森林伐採、盗伐等違法行為も継続し、それがまた村人を行政・法的なものから心理的に遠ざけ、問題の解決を先送りするという悪循環を一部で形成してしまっていると言えるであろう。

この事例が示すように、「貧困・法・ジェンダー」を考えるにあたっては、「法多元主義」の観点よりある公式法が適用される社会に存在・機能する異なる種類の規範や手続の同定のみならず、当該社会の政治力学を十分理解し、こうした政治力学の下でこれらがどのように相互に作用する可能性があるのか、またそれにより誰が不利・有利な立場に置かれるのかを十分検討することが重要である。また同時に、「正義へのアクセス」を考えるにあたっては、潜在的・顕在的紛争に人々がどのように対処・対応をしているのか（あるいはいないのか）を、異なる紛争処理形態の把握とその選択傾向、さらに紛争の展開プロセスも射程に入れて、人々の置かれた状況・立場から理解していくことが重要であろう。

## V. 結論と提言

貧困は、経済的な問題だけでない。社会的、政治的、文化的、そして法的な問題でもある。つまり、貧しい者とは、経済的のみならず、社会的、政治的、文化的、法的に周縁に追いやられた者なのであり、必ずしも能力のない無知文盲の弱者ではない。弱者として差別され、排除されている人々、そしてまた差別されるが故に「弱者」に甘んじなければならない人々であるともいえる。また、貧困とは、排除の論理の作用により再生産される構造的な問題の1つである。こうした排除の論理は、物質的・象徴的にジェンダーを介して作用する場合も少なくない。したがって、貧困解消を考えるには、まずその原因の多面的な分析を試みる必要があり、とりわけそのあらゆる面に通定するであろうジェンダーを分析の手がかりとすることは、複雑に絡み合った貧困の構造を解きほぐす糸口となるように思われる。本研究は、このような認識に基づき、貧困概念の再構築を目差したものである。

本研究では、貧困の本質を考察する上で、その実相が見えやすい紛争処理を切り口とした。つまり、紛争に巻き込まれた弱者とされる人々が、いかにして満足の行く解決としての「正義」に到達しうるか、あるいはしえないか、を理論面と実証面で検討した。正義とは極めて多義的な概念である。ここでは、法多元主義に基づき、西欧先進国の近代法を継受した国家法とこれによる公式の紛争処理システムとしての裁判所を相対化した。つまり、国家法移植以前から住民が規範として受け入れてきた固有法とこれに基づく伝統的な紛争処理システムとしての非公式なるものを国家的正義と対置した。そしてその中間形態としての、固有法による伝統的手法に仮託して政府により組織化されつつある、草の根和解組みという調停制度を半公式なシステムとして位置づけて分析した。これらの類型を念頭にジェンダーにも着目しながら貧困層の正義のアクセスにかかる事例研究を試みたのである。

事例の検討から公式なシステム、すなわち司法は、貧困層には利用するには様々な困難があることがわかった。またそこには様々なジェンダー・バリアーやバイアスがあることも指摘した。非公式システムは、逆に利用することはできても正義の質が問題で、つまり権力関係に絡みとられることにより、社会的弱者に抑圧的な形の紛争処理となることが危惧される。中間形態である半公式システム、草の根の和解組による紛争処理は、近代法と固有法の折衷の可能性が期待される。しかしながら、行政による組織化は、司法の独立による公正な裁判へのアクセスを阻むことになる可能性があり、地方行政の権力者、共産党の支配の強化による不当な政治的処理を招来する恐れも否定できない。いわゆる「二流の正義」を拡大するに過ぎないことになり、弱者とされる人々は所詮泣き寝入りを余儀なくされるということにもなりかねない。つまり「紛争過程からの脱落、紛争要因の潜在」という問題が指摘できる。公平・公正であるべき国家法も裁判所も山奥の少数民族にはあまりに遠い。不当とは感じていても、土地法という公式法の実施プロセスに慣習的規範の論理が適用・作用し、不公平な土地権配分となっても、権力関係の中で声をあげることができない。むしろ勝ち目のない戦いは避けて、日々の糧を得るために違法伐採という選択をすることにより、国家法による正義に対し「日常の抵抗」を行うのみである。

このように、彼／女らの正義へのアクセスを向上させるには、いずれの類型も決め手とはならない。結局は、公式、半公式、非公式のような類型にかかわらず、さまざまな制約の下に、時と場合に応じて選択可能かつ最適と思われる紛争処理を模索するというのが実態のようである。これらは通常一つの包括的システムに組み込まれているわけではなく、機能的に相互に連動しているわけではないが、これらの適用に当たっては何らかの相互作用が想定される。その相互作用を無秩序あるいは無調整なものとして放置するのではなく、相互補完的な関係に高め、法多元主義に立った多層的な法規範を機能的に統合した包括紛争処理システムで、彼／女らの主張を掬い取る仕組みを構想する必要がある。しかし貧困とジェンダー・バイアスは構造的問題であることから、不当な扱いを受け、それを不当と認めていても、様々な制約のもとで、正義を求めるための行動を起こせないのが通常であろう。貧困解消に真摯に取り組む場合、このような人々が置かれた状況の制約を取り除き、彼／女ら自身が行動を起こせる条件を整えるために協力していくことが重要であろう。これはよく言われる「エンパワメント」の一環である。それは貧困層とそれ以外の人々の力のバランスを少なからずシフトすることを目差すものである。

弱者とされる人々が自らの権利を実現するための有効かつ身近な手段は、法であるべきである。法的にエンパワメントするための法律扶助の拡充支援が求められる所以である。ただし、ここでいう法律扶助は、国家法または近代法を基盤としたものだけではなく、現地の伝統法、「慣らわし」などの固有の規範を含む複合的なものを射程に入れたものであることを忘れるべきではない。先進国の弁護士や法律扶助制度の単なる輸出や移植であってはならないのである。つまり外部者はまず現地のコンテキストを理解し、ジェンダー・バイアスを含む現地の法を学ぶことを通じて、現地の人々、特に社会の周縁に位置する貧困層の置かれた状況を理解し、その上で彼／女らの視点から何が求められる「正義」であり「法」なのかをともに探る努力が求められる。その上で、現在の国家法や公式制度との齟齬や矛盾を同定し、それらを貧困層の権利および正義の確立の観点から改善・改革することが重要となる。同時に、こうした法律扶助制度を貧困層がより有効に活用できるよう、それへのアクセスを阻んでいる障害を取り除くための支援も欠かせないであろう。それには、彼らと一緒に苦闘するという長期のコミットメントが求められているといえよう。そしてそのめざすべき方向は必ずしも先進国のモデルではなく、各国各地域において多様であり、新たな創造への挑戦であることを我々は深く自覚すべきなのである。

以上のことから、現状を改善するために具体的には以下のことが提案できる。

- 公式、半公式、非公式の各紛争処理システムを相互補完する包括紛争処理システムを構想し、貧困層、とりわけジェンダー配慮をした正義へのアクセスの向上を図る。
- そのために、現地の阻害された人々を支援する法律扶助制度をジェンダーの観点から再点検し、そのシステムから阻害されている人々の正義へのアクセスを向上することに優先順位を置く。
- 現実に現場でこのような人々のために法制度を運用できる独立した専門家としての法律家を育成する。
- 各ドナーは、各地域の固有法と権力構造を理解し、現地に適する多様な法制度構築をめざすため、機会を奪われている人々の参加を促進し、政府の意識を喚起する。

## 【参考資料】

### 資料1

婚姻・家族に関する少数民族の持つ良き風習・慣習のリスト。これらの風習・慣習の保持・発展は2000年婚姻・家族法によって奨励されるものである。

(本リストは2003年3月27日付政府議定 No.32/2003/ND-CP と共に交付された。)

1. 一夫一婦制の婚姻制度：全ての民族の基本的な婚姻形態として法律により保護・奨励されるものである。
2. 男女間の自由な交際、自分の意志による結婚相手の選択。
3. 結婚後、夫側・妻側両家族の合意により、夫婦が夫又は妻の家族と同居すること。
4. 子供に対する養育義務、子供により引き起こされた損害を親が賠償する義務。
5. 子供が祖父、祖母、高齢となった親を扶養すること。家族、社会において年功序列や上下関係を敬うこと。全ての子供を平等に扱うこと。息子・娘、養子・実子間で差別的扱いを行わないこと。
6. 出自、民族に関わらず養子縁組や里親縁組を行うことができる。里親は既婚の者がなり、養子は自活できない子供がなる。
7. 孤児を養子にし、実子と同じように養育すること。実子及び養子は互いに兄弟姉妹として生活し、養子は実子と同じ権利を享受すること。
8. 他民族の者との婚姻を認めること。
9. 子供の養育には夫婦が平等で、また助け合ってあたる。親は慈しみと優しい言葉をもって子供を教育し、子供に勤勉さ、労働意識、自立心を育てるようにすること。女性は家庭において重要な役割を持つ。家族構成員の間に差別があってはならない。
10. 安定し長続きする婚姻及び家庭の関係を築くこと。

### 資料2

少数民族の婚姻・家族に関し、時代遅れと看做される風習・慣習リスト。これらの風習・慣習は2000年の婚姻・家族法によって禁止、または廃止されるべきものである。

(本リストは2003年3月27日付政府議定 No.32/2003/ND-CP と共に交付された。)

#### I. 時代遅れのため廃止されるべき風習・慣習

1. 2000年婚姻・家族法が定める結婚年齢より若く結婚する慣習（早婚）。
2. コミュニの人民委員会に結婚の届出を行わないこと。
3. 迷信、占いによる結婚の強要や、異民族及び慣習が異なるという理由で結婚を許さないこと。
4. 四親等以上の距離があるのに親族間の結婚を禁ずること。
5. 婿の家族が結納品を贈れないことを理由に、結婚後、妻の親の家で暮らすことを強要すること。

6. 夫婦間の平等、息子・娘間の平等の実現を阻む父権・母権制度による家族関係。

a) 父権制度

- 妻の離婚請求により姻族関係が解消される場合に、妻の家族が夫の家族に全ての結納品及びその他の金品を返還しなければならないという慣習；夫の離婚請求により姻族関係が解消される場合には、妻の家族は結納品の半分を返還しなければならない。離婚後、女性が再婚した場合には、如何なる財産も享受してはならない。離婚後、子供は夫によって扶養される。

- 寡婦は死亡した夫の遺産を相続することができない。再婚する場合には、如何なる財産も享受してはならない。

- 死亡した父親の遺産を息子のみが相続することができる。

b) 母権制度

- 子供は母親の姓を称する。

- 夫は死亡した妻の遺産を相続することができない。自己の財産を実家に持ってかえることができない。

- 死亡した母親の遺産を娘のみが相続することができる。息子は死亡した母親の遺産を相続することが認められない。

- 妻の家族と一緒に生活している夫は婚姻関係が断たれる場合、又は結納品を贈与した後に男が婚姻関係を断られる場合に結納品を返還されないこと。

7. 異民族又は異教の人と結婚できないとされること。

## II. 婚姻・家族法に違反する風習、慣習

1. 一夫多妻の婚姻制度

2. 直系血族又は3親等内の傍系血族間の結婚

3. 結婚の強要を目的とする女性の拉致

4. 売買目的の結納品の要求（シルバー、金銭、牛、水牛、坪等）

5. 「レヴィレート」という風俗：夫が死亡した後、妻が義兄又は義弟との結婚を強要される。妻が死亡した後、夫は義姉又は義妹との結婚を強制される。

6. 寡婦、寡夫が再婚する場合に死亡した夫又は妻の家族に結納金を返還しなければならないこと。

7. 離婚を理由に罰金を課し、財産の返還を要求すること。

## 【参考文献リスト】

### 第Ⅱ章

#### 日本語文献

- 千葉正士(1991)『アジア法叢書 法文化のフロンティア』成文堂  
安田信之(2000)『東南アジア法』日本評論社  
和田仁孝(1994a)『講義案シリーズ 21 民事紛争処理論』信山社  
——(1994b)「紛争研究パラダイムの再構成へ向けて」『法制研究』第 61 卷第 3-4 号  
和田安弘(1994)『法と紛争の社会学：法社会学入門』世界思想社

#### 外国語文献

- Abel, R.L. (1982) “*The Contradictions of Informal Justice*”, in R.L. Abel (ed.) *The Politics of Informal Justice Vol.1*. Academic Press: New York.
- Anderson, M.R. (1999) “*Access to Justice and Legal Process: Making Legal Institutions Responsive to Poor People in LDCs*”, Paper for Discussion at World Development Report Meeting held between 16-17 August 1999 (Draft).
- Beck, T. (1994) *The Experience of Poverty: Fighting for respect and resources in village India*. Intermediate Technology Publications: London.
- Cappelletti, M. and Garth, B. (1978) “*‘Access to Justice’: The Newest Wave in the Worldwide Movement to Make Rights Effective*”, in Cappelletti, M. and B. Garth (eds.) *Access to Justice I: A World Survey*. Alphen aan den Rijn: Sijthoff and Noordhoff.
- Edwards, H.T. (1986) “*Alternative Dispute Resolution: Panacea or Anathema?*”, *Harvard Law Review*. Vol.99.
- Felstiner, W., R. Abel and A. Sarat (1981) “*The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming*”, *Law and Society Review*. Vol.15.
- Fiss, O.M. (1984) “*Against Settlement*”, *The Yale Law Journal*. Vol.93.
- Fitzpatrick, P. (1992) “*The Impossibility of Popular Justice*”, *Social and Legal Studies*. Vol.1.
- Gulliver, P.H. (1979) *Disputes and Negotiations: A Cross-cultural Perspective*. Academic Press: New York.
- Kerkvliet, B.J.T. (1990) *Everyday Politics in the Philippines: Class and Status Relations in a Central Luzon Village*. University of California Press: Berkeley.
- Long, N. (2002) “*An Actor-oriented Approach to Development Intervention*”, a background paper prepared for APO Meeting held in Tokyo between 22-26 April 2002.
- Long, N. and Long, A. (eds.) (1992) *Battlefields of Knowledge: The Interlocking of Theory and Practice in Social Research and Development*. Routledge: London.
- Merry, S.E. (1988) “*Legal Pluralism*”, *Law and Society Review*. Vol.22.
- Moore, S.F. (2001) “*Certainties Undone: Fifty Turbulent Years of Legal Anthropology, 1949-1999*”, *Journal of Royal Anthropology*. Vol.7.
- Nader, L. (1979) “*Disputing Without the Force of Law*”, *The Yale Law Journal*. Vol.88.
- Nader, L. (2001) “*The Underside of Conflict Management – in Africa and Elsewhere*”, *IDS Bulletin*.

Vol.32, No.1.

- Palmer, P. and S. Robert (1998) *Dispute Processes: ADR and the Primary Forms of Decision Making*. Butterworths: London.
- Roberts, S. (1979) *Order and Dispute*. Penguin: Harmondsworth.
- Roberts, S. (1994) "Law and dispute processes", in T. Ingold (ed.) (1994) *Companion Encyclopedia of Anthropology: Humanity, Culture and Social Life*. Routledge: London.
- Scheper-Hughes, N. (1992) *Death without Weeping: The Violence of Everyday Life in Brazil*. University of California Press: Berkeley.
- Scott, J. (1985) *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*. Yale University Press: New Haven.
- Scott, J. (1990) *Domination and Arts of Resistance: Hidden Transcripts*. Yale University Press: New Haven.
- Snyder, F.G. (1981) "Anthropology, Dispute Processes and Law: A Critical Introduction", *British Journal of Law and Society*. Vol.8, No.2.
- UNDP (2000) *Poverty Report 2000: Overcoming Human Poverty*. UNDP: New York.
- World Bank (2000) *Poverty Reduction Strategy Source Book (Draft)*. The World Bank: Washington D.C.
- World Bank (2001) *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*. Oxford University Press: New York.

### 第三章

#### 外国語文献

- Bui Xuan My (2001) *Family ceremonial customs of the Vietnamese people*. Culture & Information Publishing House.
- Central Steering Committee for Census (1991) *The 1989 Vietnam Census*. Hanoi.
- Department of Organization, personnel and training of the Ministry of Justice (2000) *Reality of organization and operation of the primary-level reconciliation and coordinative relations with legal aid practices*.
- Dinh Ngoc Hieu (2000) *Role of the People's Court in protection of equal economic access of women according to the Constitution and Laws of Vietnam*. Report presented at the Conference "Economic equality for women in laws and law enforcement in Vietnam" on 26 June 2000.
- Do Thuy Binh (1994) *Marriage and family of the Tay, Nung, Thai in Vietnam*. Sciences and Society Publishing House.
- General Department of Statistics (2001) *The 1999 Population and Housing Census in Vietnam*. General Department of Statistics Publishing House: Hanoi.
- Hoang Gia Khanh (2004) *How to identify target beneficiaries of legal aid properly*. Legal Report. No. 30.
- Institute for Folklore Culture Research (1998a) *Customary laws of the Ede*. National Politics Publishing House, 1998



- Institute for Folklore Culture Research (1998b) *Customary laws of the M'Nong*. National Politics Publishing House, 1998
- Le Thi (1997) “*Divorce, reasons and trends*”, Social Sciences Journal. No.1.
- Nguyen Minh Hoa (1998) *Marriage and family in Ho Chi Minh City: Identification and Forecast*. Ho Chi Minh City Publishing House
- Nguyen Thien (2002), “*Imprint of divorce of the year 2001*”, Ho Chi Minh City Women Magazine. No.12.
- Pham Trong Cuong (2003) *Questions and Answers about penalties of administrative violations in the area of marriage and family*. National Politics Publishing House.
- Provincial report (1998-2003) *The provincial report on the primary-level reconciliation activities between 1998-2003*.
- QL (2004) “*What criteria for determination of contribution when dealing with divorce cases*”, Law Journal. No.58.
- Questions and Answers (2003) *Questions and Answers about legal documents on marriage and family for ethnic minorities and overseas-related marriage and family*. National Politics Publishing House.
- Regulations (2002) *Regulations of the Ordinance on organization and operation of the primary-level reconciliation*. National Politics Publishing House.
- Report (1998-2002) *The report on activities of the People's court system between 1998-2002*.
- Some reports by many authors in the special issue on the customs, traditions of ethnic minorities
- Studying (2002) *Studying the 2000 Law on marriage and family of Vietnam and related legal regulations*. National Publishing House.
- Vietnam Women Association, Department for Family and life (1998) *Report on results of the research project on women's rights in the 1986 Law on marriage and family and rights applications*. Women Publishing House.
- Vu Manh Loi (1999) *Gender-based violence: The Vietnam case*. The World Bank.

#### 法令・決定等

- (2001) Legal regulations on marriage and family. Labour Publishing House.
- Decision No.123/QD-TGPL dated 1 August 2002 of the Ministry of Justice on establishment of Legal aid offices for Women in Hanoi. (司法省決定 No.123/QD-TGPL)
- Decision No.734/TTg dated 6 September 1997 of the Government's Prime Minister on establishment of legal aid organizations for the poor and policy-based beneficiaries. (首相決定 No.734/TTg)
- Decree No.16/1999/ND-CP dated on 18 October 1999 by the Government providing in details for a number of articles of the Ordinance on the Organization and Activities of Reconciliation at the Grassroots. (政府議定 No.160/1999/ND-CP)
- Decree No.32/2002/ND-CP dated 27 March 2002 by the Government on regulations on application of the law on marriage and family to ethnic minorities. (政府議定 No.32/2002/ND-CP)
- Decree No.70/2001/ND-CP dated on 3 October by the Government on detailing the implementation of the Marriage and Family Law (政府議定 No.70/2001/ND-CP)
- Government's Decree No.70/CP dated 12 June 1997, on case charges, government court fees.

Inter-authorities circular No.187/1998/TT-LT-TCCP-TC-TP of Department of Government Organization and Personnel - the Ministry of Finance - the Ministry of Justice dated 30 March 1998 on guidelines for remuneration for legal aid collaborators. (通達 No.187/1998/TT-LT-TCCP-TC-TP)

Inter-authorities circular No.52/TTLT/TP-TC-TCCP-LDTBXH of the Ministry of Justice - Department of Government Organization and Personnel - the Ministry of Finance - the Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs dated 14 January 1998 on guidelines for implementation of the Decision No. 734/TTg dated 6 September 1997 of the Government's Prime Minister on establishment of legal aid organizations for the poor and policy-based beneficiaries. (通達 No.52/TTLT/TP-TC-TCCP-LDTBXH)

Law on marriage and family. National Politics Publishing House. (2000 年婚姻・家族法)

Ordinance on the Organization and Activities of Reconciliation at the Grassroots. (1998 年 12 月 15 日付草の根レベルの和解の組織及び活動に関する国会常務委員会法令)

The 1990 Ordinance on civil case settlement procedures. (民事事件解決手続に関する法令)

The 1992 Law on Organization of the People's Court. (人民裁判所組織法)

The 1993 Ordinance on Civil order enforcement. (民事判決執行法令)

The 1995 Civil Code. National Politics Publishing House. (1995 年民法)

The Constitution of the Socialist Republic of Vietnam. National Politics Publishing House. (1992 年憲法)

#### 第IV章

##### 日本語文献

和田安弘 (1994) 『法と紛争の社会学：法社会学入門』世界思想社

##### 外国語文献

###### 英語

Chambers, R (1985) *Rural Development: Putting the Last First*. Longman: London.

Chambers, R (1998) *Whose Reality Counts?: Putting the First Last*. Intermediate Technology Publications: London.

Long, N (2002) “An Actor-oriented Approach to Development Intervention”, a background paper prepared for APO Meeting held in Tokyo between 22-26 April 2002.

Ministry of Agriculture and Rural Development of Socialist Republic of Vietnam ed. (2001) *Updated Description of the National Five Million Hectare Reforestation Programme*. Hanoi.

Palmer, P and S. Roberts (1998) *Dispute Processes: ADR and the Primary Forms of Decision Making*. Butterworths: London.

The Socialist Republic of Vietnam (2002) *Comprehensive Poverty Reduction and Growth Strategy (CPRGS)*.

###### 越語

Don Vi Lap Phuong An (2001) “Phuong An Dieu Che Rung”.

Uy Ban Nhan Dan Tinh Hoa Binh (2002). *Bao Cao*: Ra soat dieu chinh bo sung du an on dinh dan cu phat trien kinh te xa hok vung chuyen dan song da tinh Hoa Binh (Giai doan 2002-2006).

**法令・決定等**

National Assembly of Socialist Republic of Vietnam, *Law on Land*, 14 July 1993.

Nghi dinh cua Chinh phu So 64-CP ngay 27-9-1993 ban hanh ban quy dinh ve viec giao dat nong nghiep cho ho gia dinh, ca nhan su dung on dinh lau dai vao muc dich san xuat nong nghiep. (政府命令第 64 号)

Quyét dinh So 02/TTg ngay 02-5-1994 cua Thu tuong Chinh phu ban hanh ban Quy dinh ve viec khoan baove rung, khoan nuoi tai sinh rung va trong rung. (首相決定第 2 号)

Quyét dinh So 08/TTg ngay 11-1-2001 cua Thu tuong Chinh phu ve viec ban hanh Quy che quan ly rung dac dung, rung phong ho, rung san xuat la rung tu nhien. (首相決定第 8 号)

Quyét dinh So 178/TTg ngay 12-11-2001 cua Thu tuong Chinh phu ve quyén huóng loi, nghia vu cua ho gia dinh, ca nahnd duoc giao, duoc thue, nhan khoan rung va dat lam nghiep. (首相決定第 178 号)

## 〔著者紹介〕

佐藤安信（さとう やすのぶ）

名古屋大学大学院国際開発研究科教授

*Commercial Dispute Processing and Japan* (Kluwer Law International, 2001)、「市場  
経済化ベトナムにおける紛争処理と法」(第四章)、小林昌之編著・今泉信也編『ア  
ジア諸国の紛争処理と制度』(三陽社、2003年)他、紛争処理・平和構築にかかる  
著作多数。

Pham Thi Hue (ファン・ティ・フエ)

ベトナム国立家族・ジェンダー研究所研究員

Dang Bich Thuy (ダン・ビック・トゥイ)

ベトナム国立家族・ジェンダー研究所研究員

Pham Thanh Van (ファン・タイン・ヴァン)

ベトナム国立家族・ジェンダー研究所研究員

菅原鈴香（すがわら すずか）

元国際協力機構客員研究員、ロンドン大学東洋・アフリカ研究所人類学博士課程

「貧困概念の再考察：ヴェトナム貧困調査の現状と課題」、『国際協力研究』(JICA、  
2000年4月号)、『貧困解消に向けての社会調査の重要性、可能性と困難性：より  
プロセス・アプローチを重視した社会調査を目指して』(JICA 国際協力総合研修所、  
近刊) 他、貧困及び開発と文化にかかる著作あり。

---

「法」・「貧困」・「ジェンダー」：法多元主義と正義へのアクセス

2005年3月

発行 財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号

北九州市大手町ビル3F

TEL:093-583-3434 FAX:093-583-5195

E-mail:research@kfaw.or.jp; <http://www.kfaw.or.jp>

---